

平成 1 8 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成18年 6 月20日
- ・ 開 会 平成18年 6 月20日
- ・ 閉 会 平成18年 6 月28日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		東藻琴地区農業委員会会長
助	役	福祉課長
助	役	農政課長
総務課長		商工観光課長
出納課長		建設課長
財政課長		東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
住民課長		総務係長
教育長		生涯学習課長
女満別教育センター長		監査委員事務局長
女満別地区農業委員会 事務局局長		東藻琴地区農業委員会 事務局局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから平成 18 年第 1 回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、議長において、5 番、森田暢明議員及び 6 番、松岡克美議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る 6 月 14 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では一般質問者が 7 名、町長から提出されております案件が 38 件で、その内容は承認 11 件、同意 3 件、条例制定等の議案が 24 件です。議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例会の会期は 6 月 20 日開会し、6 月 29 日までの 10 日間とすることが妥当であると判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 6 月 29 日までの 10 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 6 月 29 日までの 10 日間に決定しました。

諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告をさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18人全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付している
とおりであります。

なお、職務の都合によって、一部に異動がある場合がありますことをご了承願
います。

本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付してあるとお
りでございます。

報道関係、広報取材のため、議場撮影を議長において許可しておりますので、
ご了承願います。

以上、諸般の報告といたします。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

◇町 長 おはようございます。

事前に配付しております行政報告の内容について、説明を加えながら報告をさ
せていただきたいと思います。

4月24日初登庁、事務の引き継ぎを行ってございます。この際、職員に対し
まして生活者の視点を大切にしながら町民として、さらには人として成長してい
くことが町民の方々に理解を得られる仕事につながるという旨の訓辞を行ってご
ざいます。

4月26日北海道町村会の定期総会が札幌で開催をされました。全道の市町村
数は、この4月に従来の180から145町村ということに減りました。網走管
内でいいますと遠軽町長、そして私大空町長としてこの総会に出席をして、その
席で新人としてあいさつをさせていただきました。

5月10日でありますけれども、網走支庁管内町村会臨時総会及び網走支庁管
内総合開発期成会定期総会が網走市で開催をされております。網走管内におい
ても従来23町村であったものが16町村に減るということで、その規約改正等
を行ったところでございます。

5月16日大空町特別職報酬等審議会、3役の給与等については2.57%の
削減、各種委員等については現行の額を据え置きという答申をいただきました。

5月17日斜網地区町村長会議であります。この中の情報交換では、品目横断

的経営安定対策の内容について懇談を深めております。さらには、国道３３４号線の改良について斜網地区の各市町村が連携をしながら整備を進めていくよう要請を図っていかうという意見交換をしてございます。

５月２４日北海道議会の道州制問題等調査特別委員会意見交換会が網走市で行われました。網走市長、北見市長、紋別市の助役、清里町長、佐呂間町長、置戸町議会議長などとともに出席をさせていただきました。私はこの合併をした大空町、そういった合併をしたところにも今後北海道の支援というものも必要だということを訴えたところであります。また、合併を契機に住民の方々のいろいろなまちづくりに対する動きが感じられるというそういった躍動感がこの大空町には感じられるようになってきたという旨のお話をさせていただきました。

５月２９日でありますけれども、先ほど斜網地区の町村長会議で話題としてなりました国道３３３４号道路整備促進地域連携会議というものを立ち上げました。会長には美幌町長が就任をし、積極的に北海道開発局等に要望を進めていかうということで意見の統一を見ました。

６月１日網走支庁管内総合開発期成会総務文教専門委員会が網走市で開催されました。私はこの総務文教専門委員会に所属をしております、地方交付税の総額確保の問題、またサハリン沖の油流出事故の対策の問題、中心市街地の活性化、また廃棄物処理対策、そういった問題について総合開発期成会の夏季要望の内容等の整理についてあたったわけであります。

６月６日第２７回札幌地区女満別会の総会が札幌市で行われ出席をさせていただきます。今回は議会からも複数の出席をいただき、会員の方々は４３名の出席でございました。参加された方々からは例年になく非常に有意義な情報交換ができたのではないかと、そういう好評の声があったところでございます。

以上申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第５ 町政執行方針及び予算提案説明

◇議 長 日程第５、平成１８年第１回大空町議会定例会にあたり、予算提案説明を行います。

山下町長から町政執行方針と本年度本予算の概要について説明の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 （町政執行方針演説及び予算提案説明）

◇議 長 これで町政執行方針と本予算の概要についての説明は終わりました。

◎日程第６ 承認第１号

◇議 長 日程第６、承認第１号 専決処分の承認を求めることについてを議題と

いたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 承認第1号の提案理由の説明は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、承認第1号の議事を続けます。

これから質疑を行います。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 承認第1号について、若干町長さんに対して質疑をさせていただきたいと思っております。182本という自治体の法律である条例が専決されております。これは当然新設合併に伴うやむを得ない措置であるというふうに説明がされているわけでありますけれども、私といたしまして若干質疑をさせていただきたいと思っているのですが、それは条例の第26号の地域審議会条例、さらに65号の大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、それから123号の大空町敬老褒賞条例、さらには137号の女満別英霊墓地設置条例、このことにつきましてお尋ねをしたいのであります。先ほど申し上げましたとおり、182件という膨大な量であります。議会としてはそれぞれの所属の委員会におきまして勉強会という形で182件についてはそれなりに勉強をさせていただいたと、こういう経緯でございますが、専決処分という本来的な機能は先ほど申し上げましたように、即時的に必要ながあって、しかも議会の不在のときに町民のサービスが低下をさせてはならない、行政執行上の根拠がなくては行政が進まない、こういう観点からされたのだというふうに思っておりますが、最初に以上私が指摘した4条例の専決処分に関して、即時性をどのようにお考えになっておられたのか、その考えをまずお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大槻財政課長。

◇**財政課長** ただいま専決処分の条例第26号で大空町地域審議会の条例の専決処分を行ったという関係につきましては、昨年の12月の女満別町議会の説明の中で181本の条例ということで説明をさせていただいておりましたが、地域審議会につきましては告示行為で実施をしようということで当初考えておりましたが、その後報酬とか公務災害等の関係上、条例化しないとだめだというようなことがわかりましたことから、専決処分により専決処分をさせていただいたというような状況になっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

◇**議 長** 三條福祉課長。

◇**福祉課長** まず大空町の敬老褒賞にかかわります条例の専決についてでございますけれども、基準日が9月1日ということでございます。町民の皆様事前に周知を図るということで、ガイドブック等にも周知しておりますし、関係所もありまして早めに決めて周知を図っていくという観点に立ちまして専決をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

それから、英霊墓地の関係につきましてはそれぞれ過去のいろいろな経過がございます、例年8月の15日前後に慰霊祭を実施しているわけでありましてけれども、当然英霊墓地の条例につきましても事前の調整等に時間を要するということもございますし、周知も図る時間も必要ということもありまして専決をさせていただいていることでご理解をいただきたいと思います。

◇**議 長** 濱名助役。

◇**濱名助役** 私の方から指定管理者制度についてのご説明をさせていただきます。まず、指定管理者制度そのものにつきましては本年度6月1日、これは3年間の猶予期間の最終年期日でございます。したがって、指定管理者制度そのものにつきましては3年前から本来であれば施行されていなければならないということになってございます関係上、今回の平成合併時における即時行為と、即時の条例という判断でもって即日専決としたわけでございます。

以上でございます。

◇**議 長** 12番、小島一弘議員。

◇**小島議員** それぞれ4本についてお答えをいただいたわけでありましたが、即時性についての説得力あるお話はなかったかのような印象を私は持っておりますが、いずれにしても大空町の地域審議会条例並びに最後に答弁があった大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、この二つは新規条例であります。新しい合併後の大空町の議会で十分な審議を要するものというふうに私などは実

は解釈をいたしております、即時性という見方はいろんな観点から答弁のとおりでありますけれども、とりわけ今の二つの問題に関して申し上げます、地域審議会条例が今後どうなるかという設置条例でございますから、内容の議論をすればよろしいのでありましようけれども、今後この地域審議会にどういう権能が与えられるのか、どういう構成になるのか、等々の問題が大きな課題になっていると、そのように考えてございますので、もう一度お聞かせを願いたいと考えておりますし、指定管理者等の条例に関しましては、はっきり申し上げて手続に関する条例でその他の指定等もこれには付随していると思うのでありますが、基本的に3月31日をもって専決をしても、助役は大きな役割を果たす、その手続条例に関してはですね。それで、助役は不在でありますし、今ようやくそろったわけでありますけれど、あえて3月31日にしなければならなかったのかという説得力についてはですね、今答弁になった趣旨はわかるのですよ、それを踏まえた上でなおかつもっと後でも可能だという意味合いで私は申し上げているわけでありま。

それから、敬老褒賞条例であります。ただいま課長からも答弁がありました。基準日が9月1日であります。したがって3月31日に専決する必要があるのかないのか、この辺については過日の厚生文教常任委員会においてもいろいろ質疑があつてですね、ここで申し上げていいのかどうかよくわかりませんが、その際に必ずしも即時性とは思えないという内容のですね、前任者からのお話も聞いてですね、答弁がされたという経緯がございます。この辺などももう一度お尋ねをしたいと思っておりますし、大空町の女満別英霊墓地設置条例に関しましては慰霊祭の問題がかかわりますので、答弁にありましたようにですね、問題は東藻琴地域においては村の功労者も含めて慰霊を行うという趣旨になっているようでございます。過去女満別町においては、戦没者にある意味で限定されていると、ここらあたりの整理の問題がありまして、文言自体は英霊墓地の設置ですからすんなりこう出せないことはないのですけれども、そういう問題等もかかわりがありまして、今後いろんな議論が過去にもありました。地方公共団体と宗教とのかかわりの問題等々いろいろあります。40年を経て以降ですね、ここらあたりで東藻琴地域とのですね、これまで行われているものとの整合性等々を考えてですね、きっちりと整理をして専決処分であろうが、新たなものとして提案するのであるが、考えるべきではなかったのかというふうに私などは考えておりますので、もう一度ご答弁をそれぞれにわたってお願いをいたしたいと、このように思います。

◇議 長 濱名助役。

◇濱名助役 ただいまの4点につきまして、再度ご答弁をしたいと思います。

まず、地域審議会につきましては設置をするにあたりまして、やはり合併協議会における決定事項というものもございまして、それにつきましては合併時に設置をするという合併協議会における決定事項であったというようなことがあります。

して、今回これにつきましてはやはり即時性の高いものと、従前の協議会の流れをそのまま踏襲したということでご理解いただきたいと思います。

それから、指定管理者制度でございますが、先ほどこちよつと説明不足だったと思いますが、平成15年に既に施行されてございまして、本来であればその時点、旧町村時代にこれらについては条例化をしておかなければならない条例であったかと思います。旧女満別町におきましては既にこの条例については制定されておったということの経過もでございます。そういうようなことで、これについても即時に当てはまるというようなことで判断をしたわけでございます。

それから、敬老褒賞費、それから墓地についてでございますが、まず先に墓地の関係で議員さんが今まず設置が先であるというようなことの趣旨の質問をされ、まさにそのとおりであると。ですから、今回については設置についてはやはり即時的なものということで判断しますし、その東藻琴地区におけるその方法については今後、まず設置いただいた後の今後の対応でもって今後検討をしてまいりたいと思います。

それから、敬老褒賞費については基準日がやはり9月1日であるというようなことから、これについては6月定例会、今定例会でも間に合ったのではなかろうかというご指摘かと思いますが。合併するにあたりましてそれぞれ事務事業調整、それから現在の専決条例関係、については担当職員につきましては本来業務をこなしながらのこういう作業等を相当時間を要したというようなこともございまして、各条例それぞれ検討はして完全なものとして専決処分をしたつもりではございますけれども、やはり相当数の条例であれば182本の条例である、それから事務事業調整におきましては680項目以上にわたるそれぞれ事務事業調整を行ってきたというようなことで、やはり全般にわたってパーフェクトかと言われるとなかなか非常に難しい問題もございました。そのようなわけで、今回の専決におきましても今後類似条例等におきましても、やはり統一した条立てといえますか、条文等についても統一が図られているのかということなかなかそういうこともおきていない現状もございまして、今後それらの内容精査をしていく段階でやはり不都合が生じる場合もこれは出てくるかと思いますが。そのようなときにやはり条例でございますので、一部改正におきましても議会に改めて提案する場合もあろうかと思いますが。そのようなこともあったということでまずおわびをいたしまして、この条例の専決につきましてはご理解をいただきましたと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

◇議長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 丁寧なご答弁をいただいたわけであります。やはり基本的には了としつつもですね、私がもう申し上げたいのは専決処分のあり方、いつにかかって自治体の法律は条例であります。議会の権能の一番大きな部分でありましてね、そのことがですね、先ほども提案説明、町長のお話の中にあったように、対話と協働で議会とも一緒になって新しいまちづくりをやりたいという観点からいうとです

ね、甚だ慎重さに欠いている。特に敬老褒賞条例については、何度も答弁がされておるようにですね、9月1日が基準日であれば十二分に専決をする必要のないものだと、これはもう所管の委員会ではっきりと報告がされたという経緯もあります。しかし、私が申し上げたいのは町長に最後お答えを願いたいのです。こういうことを含めてですね。職務代理者が専決処分をしたことですから、町長はその時点ではおられなかったと、こういう答弁もされるかと思いますが、当然引き継ぎをされて、いろいろ相談をされたと思うのですね。先ほど財政課長の方からですか、お話がありましたように、当時の議会に対しては180本、それが182本の専決処分ということに結果的になってしまった。ここらあたりを含めてですね、もう一度議会の本来のあり方も含めてですね、専決処分のあるべき姿ということなどを含めて、もう一度答弁をしていただきたいと、このように改めてお願いをいたしたいのでありますけれども、できることならば専決処分に対してはできるだけ慎重にさせていただきたいと思っておりますから、この辺のお答えをいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回のこの専決処分のあり方と、本来専決処分というのは議会、また行政における関係の中において、一種亜流の処理の方法というふうに思っております。そういった方法があるということは事実でありますけれども、その取り扱いについては極めて慎重に取り扱っていかねばならないということで、今回のものについては配慮に欠けた部分があったということで、おわびを申し上げたいと思います。今議員のご質問の中に専決処分をした方のお名前については執行者の段階ということでありまして、当然私も旧女満別町の町長としてその前段の作業の一端にかかわっていた者として、そういった部分については反省をいたすところでございます。特に条例というものについては、立法機関である議会の基本的な役割ということでもあります。それを今回のような形で行政が専決を行うということでもありますので、このことについては専決を結果的にはしたわけでありまして、その後の議論というものについては真摯に皆様方に説明をさせていただいてご議論をいただきたいというふうに思っております。また、そのほか手続の論は今言ったようなことでもありますけれども、そのおのおのご心配されている内容等については今後いろいろところで協議をさせていただきながら、心配のないような形で進めてまいりたいというふうに思いますので、そういったところからまたご意見をいただければありがたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 ほかにありませんか。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 今12番議員からの質問にもありましたが、急ぐものについての専決処

分がされたという趣旨はよく理解できるところでもあります。それで、まずは地域審議会の条例に関してなのですが、総務常任委員会でもちょっと勉強させていただいたところでもあります。内容的には新町建設の変更ですとか、執行状況に関するものとか、内容的に非常に重大なものの重みを持つ審議会というふうに理解しております。それで、これを施行する上での規則についてお尋ねした経過もありますが、これについてはやはり急がれるという観点からいきますと、もう既にどういった方々に審議会の委員をお願いするかという程度のものもある程度示していただかないと、私どもは地域審議会につきましてもほかの指定管理者につきましても、住民から問われたときの説明責任を果たさなければならないという立場にあります。ですから、そういった委員さんの選ばれる過程について問われたときに、これはどのように決めたかはわかりませんというお返事もしたくありませんので、施行に関する規則等々、なるべく早く示していただいてですね、この条例の施行にあたっていただきたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

◇議 長 濱名助役。

◇濱名助役 ただいまのご質問にお答えいたします。まず、地域審議会の設置に関する条例をまずお認めをいただきたいということでございまして、ただいまの内容等にかかわることですが、私どもとしてはまだ規則、それから内容等については現在のところ腹案は持っているといいますか、考え方はありますが、そういう条立ての規則等については現在のところまだ検討段階中であるということでご理解いただきたいと思います。まず、基本的に考えなければならないということは、地域審議会の今ご質問の内容的なものから考えますと、広く住民から考え方を集めるという基本に立ってやってございまして、各団体、それから広く年齢層についても審議していただく委員さんを求めたい。それから、やはり男女の比率といいますか、ですからそれらについても今後の審議をしていただく上に考え方を広く持った方々から審議をいただきたいというようなことで、現在審議会の中身につきましても選定作業であるというところではございます。今議員さんのなるべく早く示していただきたい、その意に沿って今後それらの内容についてご紹介していきたいと考えてございまして、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 作業中ということは理解できるわけですが、3月31日付で急ぐからという先ほどの答弁もありましたので、その辺も含めて内容的に決めておくのが急ぐ場合の内容になるのかなということでお伺いをしたところでした。指定管理者につきましても、いろいろ部分的にはやっております。ただ、同じようなことですが、将来どういった施設が指定管理者制度に基づいて管理運営がなされるのかという部分も今のところはっきりしたものは私ども知らないわけです。そういった

ことも改めてせっかく条例が専決されたわけですから、多分認められるだろうと思います。けれども、その内容についてですね、もうちょっと住民にとって親切なものであるべき、そのように考えておりますので、その辺も改めてお伺いしたいと思います。

以上です。

◇議 長 濱名助役。

◇濱名助役 地域審議会、それから指定管理者制度、それぞれの置き方というのは確かに今現在作業中でございますし、近々内容についてお知らせできる状況にはなっております。ただ、現在のところ細かな詰めというのはこれからまだまだやらなければならない課題も抱えてございます。指定管理者制度におきましては、公の施設そのものがすべて指定管理者制度になじむのか、なじまないのかというようなことも検討しなければならないということもございますので、それらが判明しだいなるべく早いうちにお知らせをしたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◇議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

◎日程第7 承認第2号

◇議 長 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第8 承認第3号

◇議 長 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
本件について提案理由の説明を求めます。
橋詰出納課長。

◇出納課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

◎日程第9 承認第4号

◇議 長 日程第9、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題と

します。

本件について提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第10 承認第5号

◇議 長 日程第10、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第11 承認第6号

◇議 長 日程第11、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊地農政課長。

◇農政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第12 承認第7号

◇議 長 日程第12、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 承認第8号

◇議 長 日程第13、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第 1 4 承認第 9 号

◇議 長 日程第 1 4、承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第 1 5 承認第 1 0 号

◇議 長 日程第 1 5、承認第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第16 承認第11号

◇議 長 日程第16、承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

◎日程第17 同意第14号

◇議 長 日程第17、同意第14号 大空町吏員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第14号 大空町吏員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第14号 大空町吏員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第18 同意第15号

◇議 長 日程第18、同意第15号 大空町吏員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第15号 大空町吏員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第15号 大空町吏員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 同意第16号

◇議 長 日程第19、同意第16号 大空町吏員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから同意第16号 大空町吏員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決
します。
お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、同意第16号 大空町吏員懲戒審査委員会委員の選任については、
同意することに決定しました。
ここで20分間休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時16分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第20 議案第2号

◇議 長 日程第20、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これから議案第2号 工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第2号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決
されました。

◎日程第２１ 議案第３号

◇議 長 日程第２１、議案第３号 北網広域圏組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

濱名助役。

◇濱名助役 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３号 北網広域圏組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３号 北網広域圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議案第４号

◇議 長 日程第２２、議案第４号 網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鈴木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 （提案理由説明）

◇議 長 ここで議長から申し上げます。

ただいま提案理由の説明のありました議案第４号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第１２条の規定により、本件を決定する前に当該教育委員会の意見を聞かなければならないこととされておりますが、この規定による措置は議長から教育委員会に対して行い、回答を得ております。お手元にその写しを配付してありますので、審議にあたりましてはあらかじめ承知願います。

◇議 長 これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 網走地方教育研修センター組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第5号

◇議 長 日程第23、議案第5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第6号

◇議 長 日程第24、議案第6号 美幌地域3町障害程度区分認定等審査会の設

置についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 美幌地域3町障害程度区分認定等審査会の設置について
を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 美幌地域3町障害程度区分認定等審査会の設置につ
いては、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 1 8 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成18年 6 月20日
- ・ 開 会 平成18年 6 月20日
- ・ 閉 会 平成18年 6 月28日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		東藻琴地区農業委員会会長
助	役	福祉課長
助	役	農政課長
総務課長		商工観光課長
出納課長		建設課長
財政課長		東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
住民課長		総務係長
教育長		生涯学習課長
女満別教育センター長		監査委員事務局長
女満別地区農業委員会 事務局局長		東藻琴地区農業委員会 事務局局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから平成18年第1回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、7番、坂本一光議員及び8番、元木良一議員を指名します。

諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告をさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18人全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合があることをご了承願います。

本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。

以上です。

◎日程第2 一般質問

- ◇議 長 日程第2、一般質問を行います。
順番に一般質問を許します。
5番、森田暢明議員。

- ◇森田議員 本定例会は、大空町が誕生し、合併後初の定例会であり、私は旧女満別町議会議員を経て大空町議会議員として議席を与えていただき、大空町民の負託にこたえるべく、合併して本当によかった、小さな合併だが、一層元気な町が誕生したと言われるまちづくりのため、その一翼を担ってまいりたいと決意を改めて強くいたしているところであります。

第1回定例会の一般質問にその先鋒に立つ機会を与えていただいた議会議長初め同僚議員諸氏に感謝申し上げ、通告に従い、質問をいたします。

大項目一つ目、まちづくりの創造について質問をいたします。1点目は、融合と個性についてであります。ともに100年以上の歴史を持つ自治体が合併を実現したのであります。町長の町政執行方針にありますように、今まさに全町民が一体となって大空町の礎を築くときであり、交流、融合が必要であります。一方、両地域の培われてきたそれぞれの個性を大切にしていきたいと言われておりますことは、私も同感するものであります。しかしながら、融和と融合を唱えるばかりに大きく失われていく

ものがあらわれるのではないのでしょうか。一番に認識していかなければならないのは、それぞれの多様な個性を認め合い、刺激し合うことが必要と思うが、町長のさらなる考えをお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、社会教育の重要性であります。まちづくりは、全町民の日々営みの中から創造されるものと思うことから、社会教育、今日では生涯教育、生涯学習という言葉が正しいのでしょうか、それらを積極的に取り組む子供から高齢者まで任意の団体、サークルの活発な交流と活動を通してこそまちづくりの創造に大きく、また重要な位置を占めるものと考えますが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、大項目二つ目であります。地域福祉の推進について質問をいたします。1点目は、両福祉法人、特別養護老人ホームのことですが、統合の考えについてお伺いをいたします。この両地域に設置されております特別養護老人ホームは、ともに独立した福祉法人であります、当初から旧両自治体において設置され、それぞれの旧自治体の福祉計画、介護計画に沿って運営されてきた福祉法人であると認識しております。大空町となった今、住民へのサービスの公平の原則から、また町と密接な関係にある二つの同様な福祉法人が統合し、そのメリットを最大限に発揮することはなし得ないことなのではないのでしょうか。早期に統合に向かえない事情はどこにあるのか、お伺いをいたします。

2点目、特別養護老人ホームの増床計画の考えと福祉計画構想についてお伺いをいたします。この増床については、旧女満別町に増床認可がおりていたものと認識しておりますが、合併後の大空町に帰属するのか、またその期限が平成19年度と記憶してございますけれども、期限は変更はあるのでしょうか。そして、最も重要な質問として増床を進める考え方があるのかどうかお伺いをしたいと存じます。

さらには、この増床計画をご英断されると仮定して、福祉ゾーン構想を立ち上げるお考えがとおりであれば、あわせてお伺いをいたしたいと存じます。

次に、大項目の三つ目であります。教育施設の整備充実について質問いたします。なお、この質問は3点についてお伺いをいたしますが、答弁を3人の方をお願いをいたしてございます。答弁が質問順とならない場合、了解いたしたいと存じますので、よろしくお伺いをいたします。

1点目は、大空町立教育施設の耐力度調査並びに耐震調査についてお伺いをいたします。文部科学省、道教委がこの6月相次いで全国、道内、網走管内の公立学校施設の耐震化と耐震診断実施状況をいずれも4月1日現在で初めて公表がされました。改めて大空町立教育施設の耐力度、耐震調査及び改修状況についてお伺いをいたします。

あわせて、耐力度と耐震調査の違いについてお伺いをいたします。

2点目、女満別小学校の新築建てかえの考えについてお伺いをいたします。旧女満別町の折、3年前かと記憶してございますけれども、同様の質問をいたしましたわけがあります。町長も教育長も、また教育委員長さんも現在の方ではなかったかと思いますが、改めてご質問をさせていただきたいと存じます。築40年を数え、途中大改修も実施しておりますが、児童等に安全で充実した教育環境を確保しているのかまことに心配であり、不安を隠し切れない状況は既にご承知のことと思われまします。具体化に向けてのご検討はどのようにお考えになっておられるのか、お伺いをいたします。

3 点目、教育施設建設基金の創設についてお伺いいたします。このことについても以前同様ご提案申し上げたことがございますが、建設に当たってはまことに多額な財源を要することは想像される場所でもございます。目的をしっかりと見据えた基金の創設は急務であると思われませんが、そのお考えについてお伺いいたします。

以上、大きく 3 項目について 1 回目の質問といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 森田議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

まず、1 点目でありますけれども、まちづくりの創造についてということであります。私が昨日ご提案をさせていただきました町政執行方針の中にもこの新しい大空町のまちづくりには地域の住民の方の交流と融合が大変重要になってくる、しかし一方では今まで東藻琴地域、女満別地域として培ってきたその営々とした個性というものが将来に継承していかなければならないということで申し上げました。そういった両方のまちづくりの形を実践していくためには、やはり意識の融和というものが一番大切ではないかというふうに思っております。互いの地域の違いを挙げて比較することではなくて、同じ対等感を持った意識の中でお互いの取り組みを尊重し、理解を深めるということがお互いの融和、またその個性を尊重することにつながっていくのではないかというふうに考えております。そういった人の気持ちに立脚したその意識の融和というものをまちづくりの重要課題として取り組んでいく覚悟でございます。

その中の具体的な展開といたしましては、やはり議員がご指摘いただきましたように、いろいろなソフト活動、その中の特に社会教育活動といえましょうか、現在では生涯学習の場のいろいろな活動というものが重要視されてくるように私も思っております。産業活動等でいいますと、その背景にある状況というものが異なっておりまして、学習やスポーツ、文化、そういった活動はどの地域においてもいろいろな形で実践をされてきております。そういったものを通じながら、その意識の融和というものを図っていくことが大変大切ではないかというふうに思います。スポーツ、文化団体、また社会教育関係の団体、そういった皆さん方の活動を通じて一体感の醸成を図っていく必要があろうかと思えます。合併特例債という合併を契機にした財政措置が国の中では講じられておりますけれども、主にハード事業を指しておりますけれども、この合併特例債には一体感の醸成を図るためのソフト事業に充てるための基金造成に対しても借入れが可能ということでございます。平成 18 年度についてはまだこういった借入れを予定してはございませんけれども、今後こういったものの活用ということも念頭に置きながら一体感の醸成というものを図っていく考えでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

続きまして、2 点目でございますけれども、福祉関係の推進についてであります。大空町には女満別の地域、そして東藻琴の地域に社会福祉法人がございます。この合併については、当然法人格を持っておりますその法人自体の考え方によるところが大

きいわけでありますけれども、しかし大空町として考えたときに同じ視点で物事を判断をしていただく、福祉行政に当たっていただくということのためにもその統合というものは必要ではないかというふうに考えております。その旨につきましては、両法人にも私の考えとして伝えてきたところであります。さらに、理解を深める努力をしてまいりたいというふうに思います。しかし、今現状では今まで取り組んできた事業の内容等が異なるというようなことから、直ちに合併をする、統合をするということも難しい側面もあるのではないかというご意見もいただきました。私は、この法人だけではありませんけれども、将来そういった統合が必要だというものにつきましては、ある程度目標年次を定めながら、計画的に統合に向けた作業を進めるということも必要ではないかということをお願いしてきたところであります。また、町とのいろいろな事業の受委託の関係にある法人でもございます。そういったところから、町としてもそういった方向に向けるような形の事業展開を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、旧女満別町時代に、平成15年でありましたけれども、網走管内における特養の増床枠の配分を受け、19年度末までに整備をするということに計画としてなっております。この計画につきましては、さまざまな経過を経てまいりましたけれども、今後大空町になった場合においてもこの枠を活用しながら増床を進めていきたいという意向で考えてございます。内容については、まだ十分煮詰まっていない部分がありますけれども、早急に対処しながら計画の実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

また、議員からご提案がありました福祉ゾーンというものをある程度設定をして取り組んでいってはどうかということでございましたけれども、そういったものについては今後総合計画の策定をしていく中で、今まででいいますと旧東藻琴村、旧女満別町、市街地が一つずつということで余りゾーニングを持った計画というものにはなっていないように思いますけれども、新しい大空町には市街地区でいいますと二つの地域が存在をするということになります。総合計画の中でそういったゾーニングも含めた地域構想というものも必要になってくるやもしれません。そういう中でご議論をいただいて、必要によっては策定をしていくということがいいのではないかと、そんなふうに考えているところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、特別養護老人ホームの増床につきましては19年度末ということの一つの目標としてございます。片や総合計画の策定につきましては、18年度、19年度、2カ年間をもって策定をしていきたいということで考えてございますので、その部分について今の二つの案件が上手にリンクするかということについては、少し検討を要しなければならないというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

さらに、3点目でございますけれども、教育施設の整備充実についてでございます。まず、私の方から耐震診断と耐力度調査の考え方といいたしましょうか、その用語の使い分けということについて説明を加えさせていただきたいと思っております。調査をしている内容については、耐力度調査も耐震診断もほぼ同一のものでありますけれども、目的といたしましては耐震診断の大もとは国土交通省から、その建物が耐震性にすぐれて

いるかどうか、必要な耐震性能を保有しているかどうかということ判断するものがあります。その結果、耐震性を保有していないということであれば、補強工事などを実施するというようなことが必要になってくるわけであります。片や耐力度調査につきましては、調査項目は同じような形でありますけれども、文部科学省がその教育施設の老朽化度を総合的に判定をする、それを点数であらわして建物の危険度というもの把握するために使っている手段でございます。その結果、必要点数以下だというような場合については、危険校舎というような扱いになり、改築の判断材料とするということのものでございます。

今新聞等で報道されておりますのは、耐震の診断を行って、それによって必要なものについては補強工事を行っていく必要があるというようなことで、その耐震診断の内容に基づいて今度は文部科学省が、さらには北海道教育委員会等がいろいろな施設について公表をしたということでございます。両方の診断によりましてその耐震性能というものがある程度把握できるわけでありますけれども、本町といたしましては建設課が窓口となりまして、学校施設に限らずこういったものが対象になるか、建築部局や防災部局、施設の所管部局などと連携してそういった対策を講じていこうということになってございます。

市町村有の公共建物と言われているものの中で昭和56年の改正建築基準法以前に建てられた建築物、そして面積が1,000平米以上のもの、ただし幼稚園、保育所については500平米以上のものということでありますけれども、そういったものについて旧来の耐震基準であるので、耐震の調査を行うべしということでもございました。教育施設については、東藻琴小学校は15年度に耐震診断を実施し、17年度に耐震改修を実施してございます。東藻琴中学校は、16年度に耐震診断を行い、本年度耐震改修を予定してございます。東藻琴幼稚園、保育所につきましては、18年度耐震診断を行う予定としております。女満別中学校におきましては、17年度に簡易的ではありますが、簡易的な1次耐震診断というものを実施をしております。女満別小学校については、15年度に耐力度調査というものを実施をして、その中で耐力度については欠けている部分があるので、改築をしていく方針で整備を進めるということの必要があるとの報告を受けているわけでもございます。そのほかにも公共の施設といたしまして、東藻琴総合庁舎、さらには農村環境改善センター、東藻琴総合体育館、女満別研修会館、女満別ゲートボールセンター、女満別幼稚園舎などが先ほど言った耐震調査の基準になってございます。こういった施設の中には災害時の避難施設となっているものもありますので、先ほど言いました建設部局を中心とした対応の中でこういったものを計画的に耐震調査を進め、そして対応していかなければならないということになってございます。

また、女満別小学校の建設についての考え方でありますけれども、先ほど言いました耐震の分野からも非常に危険校舎の扱いになってございます。また、女満別地域の中における将来のいろいろな教育施設の核となるものではないかというふうに認識をしております。教育委員会を主体として協議を進めていただきたいと思いますけれども、教育委員会だけではなくて各方面の有識者の方々にも参加をしてもらい、広く意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに思います。

課題といたしましては、教育施設、女満別の幼稚園、小学校、中学校、また学校給食センターの設備というものの関連もございます。そういった意味からの意見をいただきながら、その整備に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。また、これについては教育委員会としての見解もあろうかと思っておりますので、その中でまたお答えをいただけるものというふうに思っております。

また、財源の確保等についてでありますけれども、従来議員が旧女満別町時代にご質問いただいた中に基金の増設というようなものも項目としてあったかに思います。今回合併に伴いまして大空町は、東藻琴村と女満別の基金を一定程度目的を見きわめながら統合してきた経過にあります。しかし、この基金の造成というものは、一つの目的を達成するために組織としての意識や、また住民の方々の意識を高揚させる、そういう目的も持っているかというふうに思います。そういった意味からは、この財源を確保していくための必要な手段というふうにも考えられます。そういうことについて十分検討も進めてまいりたいと思っておりますし、また従来型の市町村がつくり、そして管理運営をしていくという以外にも現在いろいろな整備手法というものが検討されてきております。そういったものの活用ということもあわせて検討していく必要があるのではないかとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、私からは3点にわたってのご答弁とさせていただきます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

◇議 長 教育委員長。

◇教育委員会委員長 教育施設の整備計画づくりにつきましては、教育委員会サイドのみで対応することはできないと承知しております。町長部局の関係各課との連携、町議会の皆様方を初めとして、教職員、PTA等学校関係者、関係各位のご理解とご協力が不可欠であると認識しております。今日的教育課題に対応した施設づくりの観点からも施設整備構想段階から幼稚園と小学校、小学校と中学校の一貫教育との関係、学校施設と学校給食センターとの併設等、さまざまな施設との関係を検討していく必要があると認識しております。教育委員会としても各教育関係者、有識者のご意見をいただく組織づくりを進め、広く意見を求めてまいりたいと思っております。

◇議 長 教育長。

◇教育長 先ほど町長の方から、そして現在委員長の方からもご答弁申し上げましたように、特に教育施設についてはさまざまな関係上からいろんなことを考えながら今後計画を立てていかなければならないと、このように考えてございます。特に耐力度調査の結果、危険な校舎であるという指摘を受けた女満別小学校を中心とした教育施設の充実その他については、総合的な観点に立って今後しっかり計画化を進めていきたいと、このように考えておりますので、どうぞご理解、またご指導をいただきたいと、このように存じます。

◇議 長 5 番、森田暢明議員。

◇森田議員 一問一答方式に変わるわけでありますので、私も一問一答方式は初めての経験でございますので、ちょっと勘違いをする場面もあるかもしれませんが、議長の方からご指摘願えればありがたいなというふうに思います。

まず、まちづくりの創造についてということでございます。この新たな大空町が誕生し、それぞれ住民が今日までそれぞれ文化と歴史を築いてこられたその礎と、それからエネルギー、それらがそれぞれの地域にみなぎっているわけであります。新たな地域との融合ということが、ある種言葉で融合しましょう、融合しましょうというようなお話を幾ら住民の方々にお話をされても大変難しいのではないかなというふうにも思います。やはりその中で2点目のことになっていきますけれども、社会教育、今では生涯学習ということに置きかえられておりますけれども、そういう活動を通して住民の方々が積極的にお互いに交流をすると、交流をしていただく、そういう土壌を行政としても支援をしていくということが必要ではないかなと。また反面、個性ということでもありますけれども、この個性というのはそれぞれまた歴史があるわけであります。この個性をお互いに、両方の個性を融和させるということは大変難しいことではなかろうかなと。もちろんこの個性というのは、お互いが例えば交流をすることによって刺激をし合えることにもつながるでしょうし、それからお互いの個性をあわせていくということも生まれてくるのではないかなというふうにも思っております。現実にはこの合併になる前に、東藻琴の資源と女満別の農産物とをあわせ持った新しい商品が誕生したというようなこともあったわけであります。まさにそういうお互いの兼ね備えた、今日までいろいろ温めてきたような、そのようなものを、改めて両地域に存在するものをお互いに見つけ出して、そしてそれを一つのものにまたつくり上げていく、そういうことが今後頻繁に行われてくるべきではないかなと。そのためには住民の方々が、私どももこの大空町議会議員の選挙の中でも住民といろいろなお話もさせていただきましたが、やはり合併をする前にそれぞれの住民がそれぞれの地域に見学会というか、いろいろそれぞれの町の見学に来られた、そういうようなことがなかなか、そういう機会があることを知っていたのだけれども、なかなか行く機会がなかったということを言われている方もいらっしゃいました。ですから、そういったことが住民の方々がお互いに自主的に交流をし合うというふうな、そういう雰囲気をつくってあげる、それがある種行政の、また教育委員会の役割ではないかなというふうにも思っております。

ここで社会教育の重要性ということになるのかなというふうに思っておりますけれども、もちろん経済活動の中でも経済交流というか、そういったものももちろんあるわけでありますが、やはり仕事上の交流よりも一般的なプライベートというか、そういう時間での交流、それから子供たちや高齢者の方々が大に行き来ができるような、そういうような環境をつくってあげることも、これも必要なことではないかなというふうに思っております。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 議員の申されていること、一つ一つもっともだなというふうにお聞きをしてございます。やはり私も対話と協働というような言い方でまちづくりを進めたいということを申しておりますけれども、それはやはりそこに住まわれている住民の方々の自主的な取り組みが一番必要なことだというふうに思っております。しかし、そういった仕掛けづくり、作業をするということが行政側の役割の一つではないかというふうに思っております。仕事上のお付き合いということは、ビジネスライクになるわけでありまして、プライベートの部分、例えば子供たちを介してとか、また趣味の域を介してということがお互いの理解を深めることにつながっていくことだろうというふうに思います。なおかつ相手の立場といいましょうか、先ほども申しましたけれども、お互いに対等の意識の中で、そしてお互いの立場を尊重して、そしてお互いの行っていることを理解を深めていくということが大変大切ではないかなというふうに思います。そのための社会教育の活動などについて何点かありますので、これは後ほど教育長の方から今年度についての事業内容についてご説明を加えさせていただきたいと思っておりますけれども、そういう町としての仕掛けの仕方、さらには誘導の仕方といいましょうか、そういうものを十分意を払って今後進めていくのが役割だろうというふうに思っておりますので、そういう形で取り組んでいきたいと思っております。

今社会教育の分野からでございますので、そちらの方からも改めて答弁させますけれども、そのほかの分野においてもそういうことの意識を持ちながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 森田議員の2回目の質問にご答弁をさせていただきます。

教育委員会としましては、大空町の教育目標、暫定ですが、策定をして現在動いております。学校教育、社会教育についても暫定ということで設定をして、先ほど町長の答弁にもありましたように、総合計画を策定する中で新たな町民憲章が誕生した段階でさらにそこを詰めていくことにしていますが、ご質問にありました社会教育事業につきまして関連につきましては、その暫定の社会教育目標の具体的な目標に沿いながら大空町としての事業の展開を考えてございます。現在大きくは生涯学習推進事業、それから青少年育成事業、教育機関関連事業、芸術文化振興事業、そして保健体育振興事業というようなことで大きな五つの領域で考えております。そうした事業を進めていくに当たって、事業それぞれの地域的な拡大を図ること、それから事業そのものを統合してやっていくこと、それから施設をこれまでは両地域個々に施設利用していましたが、施設そのものも相互に活用していくこと、そして最後には既に統合になったものもありますが、社会教育関係団体の統合、団体としての統合なども考えながら、具体的に今進めていこうということで取り組んでいるところでございます。

例えば申し上げますと、スポーツ的なことで申し上げますと、東藻琴では長くふきおろしマラソンをやってございました。これについても地域を拡大して参加対象を広

げる。それから、女満別で長く行われていましたジェットラインさわやかマラソンについても東藻琴地域の子供たちにも拡大をしていくと。それから、高齢者のさまざまな事業についてもそういう方向で拡大をしていく。団体としての統合、それから事業の統合、それから事業の相互乗り入れというのでしょうか、そういうことで先ほどからご指摘されておりますそれぞれの地域の個性的なものを交流して、融合して、さらに新たな融合の中から新しい芽をつくっていくと、そんなような観点で現在のところ考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 5 番、森田暢明議員。

◇森田議員 まちづくりの創造についてということで、町長、それから教育長からもご答弁をいただいたわけであります。思いも寄らぬ展開になってしまったなというふうに思っておりますので、このまちづくりの創造については、その考え方、それから今後の進め方という部分では私とそう考え方も変わらないなというふうにも受けとめさせていただきましたので、了解をさせていただきたいというふうに思います。

続いて、大項目二つ目の地域福祉の推進についてに移らせていただきたいと思います。ですが、1 点目の福祉法人の統合の考え方ということでありますが、先ほど町長の方からは統合がしていただけるようお願いとか、指導をさせていただいているというようなことのように受けとめさせていただいたところであります。そのお互いのスタンスというか、福祉法人のスタンスはもちろん独立した法人でございますので、それぞれ女満別地区、それから東藻琴地区にある特養のその事業の内容がすべて今日まで同様であったというふうには考えておりませんが、大空町の同様な施設、もちろん住民はその施設をなかなか選択をすることができないわけであります。ですから、その中で事業の展開も大空町が福祉計画や介護計画に沿って組織運営をしていただくということであれば、これは早期に統合をしていただき、また事業内容の整合性も図っていく必要があるのではないかと、そのようにも思うところでもあります。そのことがもちろん合併が先なのか、事業の内容を整合性を図っていただくことが先なのか、その辺のことはそれぞれのまた言い尽くせない障害がもしあるとすれば、それらが早く解決するのを待って統合にこぎつけていただきたいものだなというふうにも思っております。

それから、増床計画の考え方と構想についてということであります。私の取り越し苦労なのかなというふうにも思いながらご質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたし、また町長の方からもご答弁ございましたが、この増床計画が旧女満別町のときに平成 15 年に増床の枠をいただいていた、旧女満別町では増床したいという希望があったわけでありまして、財政的になかなかそれが進展を見ることがなかった、当時計画を立てるのもなかなか、1 度絵にかいたことがあったようにも思いますけれども、具体的にはなかなか進展をしてこなかったという状況でもありました。それで、特養のニーズというか、待機者は多くいるように承っておりますので、できるだけ早いスケジュールを立てていただいて増床計画をしていただけないかと、そして実施に向けて積極的なスケジュール運営をしていっても

raitaiというふうにも思っている一人であります。この増床計画が両特養の合併構想にある種歯どめをかけている嫌いはないのかなと、これは取り越し苦労なのかもしれませんが、そういった思惑がひょっと働いて、このことは町長も働いているとは言えないでしょうから、このことはご答弁はよろしいかなと思います。いろいろな障害があるとすれば、一つ一つ順を追って整理をするお手伝いもしながら、より早い統合のスケジュールになっていくことを期待するところでもあります。

それから、この増床計画に相まってまた福祉ゾーンの構想のことでもありますけれども、これは私の単なる持論でございますので、そのようにしてもらえらるまで食い下がるつもりはございませんが、私としてはこのことがある種大空町の一つの大きな今後の特徴というか、特色になっていくことになるのではないかなというふうにも、私の構想としてはそのように考えていることでもあります。一つには、福祉ゾーンというか、言葉は悪いかもしれませんが、福祉村構想を立ち上げたいというふうに私個人は思っているわけではありますが、聞くところによりますと、東藻琴の診療所が今、今年度予算で建てかえをしていきたいというような構想があるようであります。また、その新しい場所に建てかえをする場所には非常に大きなスペースが今残っているというふうにもお聞きしてございます。その付近には東藻琴の特別養護老人ホームも隣接をしているというような、そういう環境の中で東藻琴の地域に福祉村構想を立ち上げていく考えは全くないのかというふうに、これはひとり言でもあるかもしれませんが、そういったような福祉ゾーンの今後の整備の考え方ということが考えられないのかどうか、そのことをお聞きしたいと存じます。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 特別養護老人ホームの増床の関係については、先ほど申しましたとおり、平成15年に旧女満別町時代に管内の増床枠、30床枠を配分を受けております。そういうことでありますけれども、そういったもろもろの旧東藻琴村時代のもの、旧女満別町時代のものを大空町として引き継ぎを受けているわけでありまして、大空町としてその考え方も整理しなければならないと、そんなふうに思っております。しかし、その考え方を整理する上では、過去の経過というものも十分大切にしていかなければならない要素の一つだというふうにも認識をしております。

また、法人の合併についていろいろな障害がある部分を、これは行政としても取り除いていかなければならないと、行政としてそういう方向性をよしとするならば、その障害については取り除いていかなければならないと思いますので、いろいろな事業の委託の仕方ですとか、そういったものについてもさらに十分検討を加えていかなければならないというふうに思っております。平成18年度の本予算のヒアリングの際にもそういうような内容のものが幾つか出てまいりましたけれども、その時間の中ではすべてを解決できるということにはなりませんでしたが、そういった意識を持ちながら対応してまいりたいというふうに思います。

また、特別養護老人ホームの増床の問題がその統合における一つの障害の要因では

ないかというご心配もされているというふうに思いますけれども、もしそういうことであるならばそういったスケジュールを明確にしていくことも一つ必要なことだというふうに思いますし、先ほど言いました19年度末までということの目標の期間においても時間が十分あるわけではありませので、そういった意味からも早いスケジュールの提示と考え方の整理を進めてまいりたいというふうに思います。

また、福祉ゾーン構想については、先ほどからご質問の中でありましたけれども、いろいろな地域をその特色を持った中で整備を進めていくという手法というものも計画の中で必要ではないかなというふうに思います。ある一定程度、最低ラインのものというのは、これはどこの地域へ行っても必要だという部分である程度の整備は、どちらも必要というものももちろんありますけれども、さらにその地域、同じ町内であっても地域の特徴を出す上ではそういう考え方もあるように思います。そういったものも含めながら、今後策定をする総合計画の中でそういう地域構想が必要かどうかという論議を含めながら、さらに必要だとすればどういったお互いの地域が特色を出していくことが最終的に大空町としてのまちづくりにプラスになっていくかということを考えていかなければならないのかなと、そんなふうに今ご質問の内容を聞いて考えておりました。今後策定される総合計画の策定委員会にも、そういった意見があるということも踏まえながら、策定をお願いをしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 これは、相手のいることでありますので、強引に統合しなさいということにはもちろんならないということは承知の上でのお話もさせていただいていることでもあります。できるだけ早い統合が実現することを期待したいというふうにも思います。

増床計画の考え方でございますが、19年度中にある種完成をしなければならないような事業でもあるというふうなことであります。これは、非常にスケジュール的にも大変急がねばならない事業の一つではないかなというふうにも思われるわけでありです。この介護保険の3カ年の計画が18年から始まりましたが、その折の説明にもありましたように、これらの増床がされたことを見込んでの計画というか、そういったこともあったように記憶もしてございますが、20年から供用開始というようなことを想定するのであれば、今何をしなければならないかというのは、これは必然的に事業のスケジュールはもう既に立っていないなければならない時期であろうかなと。これが18年度これから何カ月も残ってはございますけれども、いろいろ構想から始まって、またどこの場所にどういった考え方でというところから始まるわけでありです。これは非常に急いで着手をしていかなければならない事柄ではないかなというふうに思っております。心配する方が取り越し苦労になるのかなというふうに思う方が私たちも気が楽ではありますけれども、精力的にやっていかなければならないことのひとつのように思いますので、そのこともいろいろ考え合わせながら、またそこにこれは待ったなしのような話になっていくのであれば、いろいろ構想のことは抜きにしてみたいな話にもなりかねないなというような思いもありますので、なかなか総合

計画の中に織り込んでというような話にはなっていないのかなというふうにも思いますので、そこら辺を十分に今後大空町の施設というか、大空町が持つ、福祉法人が持っていていただくことになろうかと思えますけれども、大空町が設定をする施設としても十分に議会でも議論もさせていただきながら取り進めさせていただけるものであってもらいたいというふうにも思います。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 法人の合併については、町としての考え方を申しましたので、そういった中で障害の除去等に努めながら、法人の方々にご理解をいただくように改めて努めてまいりたいというふうに思います。

また、先ほどから取り越し苦労というようなお言葉もいただいておりますけれども、大変ご心配をかけておりますことに申しわけなく思っております。現実といたしまして、東藻琴村と女満別町が合併をいたしまして大空町になりました。おのおのが持っていた課題は、一度に大空町にありまして、それを順次片づけていかなければならない。その課題の中の大きな、なおかつ緊急を要する大きな課題であるというふうに認識をしております。そういった意味から、まだ十分な内容をもってご説明をさせていただく状況になっておりませんが、今現在内部でそういった内容の精査について詰めの作業を行っている段階でもございます。早い機会に議会の皆様、また町民の方々にもそういった考え方の概要というものをお知らせできるものというふうに思っておりますので、そこに最大限の努力を傾注してまいりたいというふうに思います。ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 考え方につきましては、了解させていただきたいというふうに思います。非常に時間のない中での作業が進むのかなというふうにも想像しているところもありますが、それぞれまた法人の方々や町民のご意見等も十分にいただいた中で事を進めていっていただきたいというふうに思います。全体的には、2番目の地域福祉の推進につきましてはよしとさせていただきたいと思います。

続きまして、教育施設の整備充実に移らせていただきたいと思います。1点目の耐力度調査ということであります。私ども旧女満別町議会に在籍をさせていただいたころは、耐力度調査という言葉が自然に耳に入ってきていたわけであります。昨今マスコミ等で耐震偽造というような、そういうような言葉が大変飛び交っているわけではありますが、もちろん耐震調査という言葉もあることは知っておりましたし、今日この調査の公表されている部分が耐震調査の公表ということと、それから耐震化の公表というようなことがあったかというふうに思います。

今月の中ごろのたしか北海道新聞ではなかったかなというふうに思いますけれども、網走管内の状況というようなことが数字を交えながら入ってございました。そこで、

大空町の状況というようなことがその中にも含まれていたわけであります。ここにいらっしゃる方々も目を通されている方が多いのかなというふうにも思っておりますけれども、非常に私どももこの耐力度調査という言葉は、これは耐震調査よりも重たいものではないかというふうにも思っているわけであります。もちろん耐震調査で数字の低いものが出てきた場合には、これも状況としては安閑としていられないことにもなろうかなというふうにも思いますけれども、耐震調査ではなく耐力度調査ということを行うということは、これは本当にもうこの施設は使用に耐えないかもしれないぞという思いもありながら調査を試みるということもひょっとしたらあったのかなと。私どもも過去に、先ほど来より言ってございました女満別小学校の状況を見させていただいたことがございました。昭和の終わりごろですか、もしくは平成の始まりだったのでしょうか、大改修を行ったというようなこともお聞きしているわけでありまして、それすらも大改修も行ったはずなのに非常に見た目も危険を伴うような状況があるというふうにも、これは素人判断でもありますけれども、余り公にこのような場で言うべき言葉ではないのかなというふうにも思いますけれども、非常に憂慮しているというふうに思っております。この調査の状況がある種、たしかきのう東藻琴中学校の耐震改修の入札があったのではないかなというふうにもちょっと小耳に挟んではいたわけですが、この東藻琴の地区の調査、それから改修状況というのが非常に精力的に進んでいるなというふうにも思うわけであります。それは、当然やっていただくことは結構なことだと思っておりますし、大空町の児童生徒がひとしくというか、安全な環境のもとに教育を受ける権利があるわけでありますので、東藻琴の児童生徒、それから女満別の児童生徒ひとしく同様な環境を整備してあげることが急務ではないかなというふうにも思っております。

それらを踏まえて女満別小学校の建設を計画的に、また先ほど来よりも教育委員長さんや町長の方からお話がございましたが、住民のご意見も十分にちょうだいしながらいろいろ検討を重ねて、どのような施設の姿が望ましいのかというようなことも含めて検討をしていきたいというふうなお答えをいただいたところでありますので、そのことにつきましては私も３年前に、山下町長ではございませんでしたが、女満別の当時の町長さん、それから教育長さんにも同様の質問をさせていただいて、先ほどと同様の答えが出てきたわけであります。いま一度もう一步踏み込んでその意気込みをお聞かせ願えればありがたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、建設基金の創設につきましては、先ほど町長の方からもその考え方には十分理解できるというようなふうにお答えしていただいたように思いましたので、これはよしとさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、耐力度調査と耐震診断なのですけれども、耐力度調査の方がその質的なもので非常に重たいというふうに私どもの方では認識はしておりません。耐力度調

査というのは、もともと文部科学省がその学校の危険校舎かどうかということを判断する手法として持ち得ていると、当時旧女満別町の時代に総合計画の中に女満別小学校の建てかえという項目がありました。それを実証づけるため、またその後の財源手当て等々も含めながら、確保していくための手段として耐力度調査というものを行ってみると。その結果、危険校舎という形で位置づけられると、そういった補助の関係だとか財源の確保、そういったものが有利に展開ができるというようなこともあって、当然その中には総合的な判断ですから、耐震の性能がどうであるかということも含まれてはおりますけれども、そういう趣旨であったために耐震診断ということではなくて耐力度調査を実施しようということで実施をしたということでございます。

ただ、今回の耐震診断については、やはり耐震性が保有されているかどうかということをもまず第一義的に確認をするということでありますので、そのことが既に建てかえイコールになるかということではなくて、もちろん必要によっては建てかえる必要も出てくる場合もあるかと思っておりますけれども、場合によってはその補強工事を行うというような形で対応も可能になってくるというような内容のものであります。ただ、いずれにいたしましても耐震診断にいたしましても耐力度調査にいたしましてもその結果はこれは重く受けとめなければならないというふうに認識をしております。ですから、当然使用に耐えないというわけではありませんけれども、耐力度調査でも建てかえが相当というような報告が出ている以上、そこに積極的に具現化する方策を考えていかなければならないというふうに思っております。当然新しい総合計画の策定に着手するわけでありますけれども、今現在も大空町は新町建設計画というものを持っております。これは、旧女満別町や旧東藻琴村の従来の総合計画をあわせたような形が基本になっております。その中にも位置づけられている項目でありますので、何とかそういったものの実現が図れるように最大限の努力をしていきたいというふうに考えてございます。当然今、今後策定をする総合計画の中にもご議論をいただきながら盛り込んでいかなければならない大きな項目ではないかというふうに思っております。新しい総合計画は、現在の新町の建設計画に十分整合性をとりながら、配慮して策定をする方針を持っておりますので、その中にしっかりと位置づけていかなければならないものだというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、東藻琴の中学校については、耐震補強工事の入札については昨日行っております。東藻琴においては、建てかえを前提とした耐力度調査ではなく、耐震診断を行って、必要があるものについては補強工事を実施していくということで計画的に、先ほど1回目のご答弁でも申し上げましたように、15年度に小学校、16年度に中学校、そして昨年はありませんでしたけれども、今度大空町になって18年度に東藻琴の幼稚園と保育所の耐震診断という形で実施してきてございます。ただ、先ほど言いましたように、旧女満別町の場合については建てかえの総合計画の位置づけがありましたために、耐力度調査ということで建てかえの方針という方向が出ていると、そこに向かっての財源確保というものに時間がかかっていたという現状でありますので、ご理解をいただきたいと思います。しかし、そのことがすべてではありませんので、子供たちの教育環境ということを考えていきますと、非常に子供たちがその場所で教育を受ける期間というのは限られた期間になりますので、そういうことで子供たちの

ことを考えながらいきますと、早い具現化が必要というふうに認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 これにて森田暢明議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時15分
再開 午前11時25分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2、一般質問を続けます。
暑い方は、上着を脱いでよろしいです。
次に、2番、松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 一般質問の冒頭に当たり、このたびの大空町議員選挙において町民の皆さんの支持をいただき、新人で微力ですがけれども、議員の職責を全うして努力していきたいと思います。私は、選挙において町民の皆さんに、今新町、大空町において効率的かつ自立が求められる中で変えてはならないもの、変えなければならないもの、その決断がまさに迫られているときです。私は、透明性のある行政、そして町民が自主総参加型のまちづくりを町民の皆さんに訴えてまいりました。

本日の一般質問に当たり、私の目指すまちづくりの具体的な項目の一つとして社会福祉について質問したいと思います。高齢者、障害者、子供一人一人に応じた支援を受けながら、安心した生活を送ることができる福祉をと考えた場合、今回大きな制度改革が施行されることになりました。その一つは、高齢者を対象とした予防重視、介護保険改正、そしてもう一つは地域で安心して暮らせる社会を目指す障害者自立支援法です。そこで、町長に質問いたします。この二つの制度改革に当たり、大空町の福祉の確立をするために、それぞれ具体的な考え方、そして今後の対応について伺いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 ただいま松田議員から町の社会福祉の今後の考え方ということでご質問をいただきましたので、ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、介護保険制度というところからご説明をさせていただきたいと思います。介護保険制度につきましては、平成12年の4月スタート以来平成17年度末まで6年を経過をしたところであります。いろいろな評価はありますが、私なりに要介護高齢者を社会的に支える仕組みというものが浸透してきたと、着実に深まってきたというふうな考え方を持っております。しかし、一方では、その介護程度の中の要支援や要介護1などというような軽度の介護認定者が非常にふえてきたと、さらには施設介護と、それから在宅介護というものの隔たりというものも問題視されてきた

というような部分が出てまいりました。さらには、多くの方々がこの介護保険制度をご利用いただいているということから、将来にわたってこの制度が持続可能かどうかというような、そういう財政面の課題というものも出てきているように思うわけであります。さらに、今後高齢化というものはますます進展をしていくことが予想されております。認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者という方々も増加することが十分予想されております。そんなことから介護保険制度を再構築しなければならないということで、制度の持続性、そして明るく活力のある高齢社会の構築、そして社会保障の総合化、これいろんな部門を統合していくということになろうかと思っておりますけれども、その三つの基本的な視点を持って予防の重視型というシステムへ転換をすると、さらにはいろいろなさまざまなサービス体系を確立していこうというようなことで平成17年度、18年度にわたって介護保険制度の改正が行われたところでもあります。

大空町においても、先ほど言いました高齢化社会というものがますます進展をしていきます。そういった中では、介護にかかる方々もふえていくことが予想されますし、さらには元気な高齢者の方々というものもふえていくことが当然であります。そういった介護を必要とされる方、さらには元気であるけれども、生きがいや、また就業機会を確保しながら、高齢社会に対応する社会というものをつくっていかなければならないというふうに思います。そのことは、行政だけができていくのではなくて、社会全体としていろいろな補完性を持ちながら取り組んでいかなければならないことではないかと、そのように認識をしているわけであります。そういったことも含めながら、おおむね10年先の平成26年度の姿を考えながら、大空町として第3期の介護保険事業計画を作成したところでもあります。その中には施設の整備ですとか、さらには今言った地域のかかわりというものを盛り込んで進めていくわけでありますけれども、今回の第3期の中の中心になりますのは、やはり介護になってから手当てをするのではなくて、介護に至らせないための予防ということに重点を置いているわけであります。大空町においては、地域包括支援センターをこの4月から町の直営という形で設置をいたしました。これは、従来の在宅介護支援センターの機能と、さらには新予防給付事業に係る機能というものを兼ね備えた中で対応していくためのセンター機能であります。そういった機能を十分生かしながら、その対応に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにしても、先ほど申しましたように、高齢化社会という中においては地域全体がそのかかわりを十分認識をしていただくということが大切であるというふうに考えてございますので、そういった視点から今後の介護予防等について進めてまいりたいというふうに思います。

一方、障害者福祉についてでありますけれども、障害者の関係については平成15年度に措置制度から支援費制度というものになりました。その基本的な理念というのは、障害を持つ方々、またご家族の方々が自分たちの意思によってそのサービス等々を選択をして決めていくということではありますけれども、障害の種別ごとにおのおのサービスが提供されるということで非常に複雑な事業体系というようなこともありました。また、その判定をしていくための全国的な基準というものが十分明確でな

いというようなことから、その決定プロセスが不透明ではないかというようなことも言われておりました。またさらに国の、また地方の費用負担ルールというもの、今現状のままではなかなか財源確保が難しいというようないろんな課題が浮き彫りになってきたわけであります。

そういった中で昨年障害者自立支援法というものがスタートし、一部はことしの4月から、さらには10月から制度が実質的にスタートしてまいるわけであります。大空町といたしまして、平成18年度から20年までの第1期の障害者福祉計画というものを策定をしていかなければならないことになっております。その中で、これも同じでありますけれども、地域における人たちが障害者を支えるその仕組みというものを地域全体で構築していかなければならないのではないかというふうに思っております。今回の自立支援法の改正では、費用負担というものが一つ大きな課題になっております。基本的にはサービスについては1割負担ということでありましてけれども、居住に係るコストですとか食事のコストについては上限が決められてはいるということではありますけれども、基本的には実費負担というふうになります。また、施設でお働きの方などについても片方で所得があるというようなことから、そういった負担が増加するというようなこともありますし、そういう就業の機会によっては施設ではなくて在宅というようなことでサービスを受ける方が望ましいというような判定になるのではないかというような不安をお持ちの方々もいます。そういった心配を払拭するような対応が市町村段階で求められているのではないかというふうに思います。そのためには、多くの方にこの制度の課題ですとか、その取り組みの姿勢、そういったものを理解をしていただくことを行政として進めていかなければならない、そんなふうに考えてございます。また、その地域の中で福祉を支える仕組みづくりやそういったものに誘導していくための仕掛けづくりを行政として進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番。

◇松田議員 詳細な説明をいただきましたけれども、それではまず一つ目から、介護保険のことについてですけれども、今説明の中に地域包括支援センターという新しい言葉が出てきました。説明はあったのですけれども、実際この地域包括支援センターはどのような体制でどのような利用者を対象にサービスを行うのか、それから本年度の予算においても介護予防事業の予算が盛り込まれておりますけれども、この介護予防事業ですけれども、どのような事業でどのようなケアを行うのか、もう少し具体的に教えていただきたい。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

◇町 長 地域包括支援センターにつきましては、合併と同時に大空町の中に立ち上げたわけであります。従来在宅介護支援センターというものを置いておりまして、その中で介護が必要な方々にどのようなサービスを展開していくかということの判定をするような機能でありました。また、今回の新しい介護保険計画の中では予防給付というものが大切であると、そのことについてどういう事業を仕組んでいくかということで、そういうものを決めていく場所として地域包括支援センターがございます。実際にはケアマネジャーと呼ばれる方々を3名配置をして運営をしておりますけれども、詳細については福祉課長の方からご答弁を申し上げますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 それでは、介護サービスの関係で地域包括センターの役割ということでご説明申し上げたいと思います。

地域包括センターの役割につきましては、介護予防事業のケアマネジメントを実施するなど地域住民の心身の健康保持と生活安定のために必要な援助を行うと、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設ということでございます。総合性としまして、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受けとめ、尊厳のある生活のために必要な支援につなげるということでございます。包括性、介護保険の保険サービスのみならず地域の保健、福祉、医療サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に提供する、そういう役目も持っております。3番目の継続性としまして、高齢者の心身の状態の変化に応じて生活の質が低下しないように適切なサービスを継続的に提供すること。

それから、地域包括支援センターの基本的な機能ということでご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、地域包括支援センターは地域包括支援体制の実現を目指して共通の支援基盤の構築、つまり地域に総合的、重層的にサービスネットワークを構築すると、ちょっと難しいことになってしまいますけれども。それから、2番目に総合的相談支援権利擁護ということで、高齢者の相談を総合的に受けとめるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつないでいくということも行っております。それから、虐待の防止など高齢者の権利の擁護に努めるということでございます。それから、あと包括的に継続的なケアマネジメント支援ということで、高齢者に対して包括的かつ継続的なサービスを提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援するということも含まれてございます。介護予防ケアマネジメントということで、介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう適切なマネジメントを行うということの役目を持っております。包括支援センターの中身については、先ほど町長からも説明しておりますけれ

ども、3人の保健師とケアマネジャー1人の4人体制ということで実施してございます。

以上でございます。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

福祉課長。

◇福祉課長 介護予防事業の中身につきましては、要介護認定で自立と認定された方などに対して介護予防サービスを実施するということで、介護予防通所事業、訪問機能訓練、脳刺激訓練教室の実施等の事業を新たに行うということでございます。

以上でございます。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 今の説明を聞いていると、サービスの内容が多種多様、さまざまなサービスがあるということがわかりました。ただ、その中で私が考えるに、そういったいろいろなサービスがあるのだけれども、町民に周知されなかったら、どんないい制度であっても意義がないと私は考えます。そういった意味でこの改正のあった介護保険を町民にどういう形で周知して利用していただくことが大切かということ、そこら辺の考えをお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 おっしゃるとおり、もっともなお話だと思います。また、介護を必要とされる方という方々が通常の町からのいろんな周知物件だとか、そういったものだけでは十分そういう情報を受け取りにくいということも承知できます。一般的に言いますと、合併をしたときのこういうふうな形になりますというガイドブックの中にはいろいろなサービスのメニューというものが書かれておりますけれども、それをただ発行しているから、それを読んであとわかれといってもこれはなかなか難しいことだというふうに思います。当然そこに携わっている職員や、さらには保健師だとか、訪問をするそういった職員が状況を十分把握をしながら、横の連携を密にして、そういうサービスがこの人には必要ではないかということ把握をして相談を申し上げるということが一番近道ではないかなというふうに思います。いろんな機会を通じてそういうことはしていかなければなりませんけれども、またご家族の方だとか、そういう方については先ほど言った広報だとか、それからいろんなガイドブックのPRというものも含

めてごらんをいただきたいというふうに思います。また、いろんな形で直接、フェース・ツー・フェース、面と向かっていろんなご相談をいただくということが重要なことになってくようかと思えます。そのことが一番内容をわかり合える近道かというふうにも思えますので、そういうところに意を払って、ただ単に計画をつくっただけではなくて、センターを配置しただけではなくて、いかにご活用いただけるかということにも十分意を払いながら、この新しい計画が具体的に進んでいけるようにしたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。いろんな周知の機会をふやしてまいりたいというふうに思います。

◇議 長 2 番、松田信行議員。

◇松田議員 続いて、2 番目の障害者自立支援法についてちょっとお伺いいたします。

具体的に利用者が制度を利用する場合、サービスの相談、それから申し込み、サービスの利用計画の作成、事業者の連絡調整の対応、これを相談支援事業者が行う、または市町村が行うと、ここにありますパンフレットに書いてあります。大空町としてはどういう対応をなされるのか、町でやるのか、委託して事業者に任せるのか。

もう一つ、この自立支援法の中に義務づけられているのが障害福祉計画作成であります。これは、町長の執行方針についても触れられていますけれども、この計画作成についてどのような時期にどのようなメンバーで、そしてそのメンバーの中に実際に利用者あるいは利用者の家族、この方々を含めて本当にニーズに応じたものを作成するお考えがあるのか、このことについて二つについてお伺いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、相談申し込み、その第一義的には市町村の担当を窓口として受け付けを行いたいというふうに思います。その中で今度どのようなサービスを展開をしていくかということについては認定審査会等々に付しながら、そのサービスの有効性といましようか、どういったものが適当かということについて判定をしながら進めていくわけでありまして、まず行政の窓口として福祉課を窓口として受け付けをしたいというふうに思います。障害者福祉計画の策定については、今事務段階で進めている部分もありますので、福祉課長の方から改めてまたご答弁をさせていただきたいと思います。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 障害者福祉計画の作成につきましては、今年度中の作成をめどに、今年度といたしますのは来年の3 月前に作成を終えるように努力をしてまいりたいなというふうに考えております。

計画の作成のメンバーにつきましては、当然今お話ありましたように、利用者の方とか福祉関係の方を含めて、その作成のメンバーについては今検討している段階でご

ざいますけれども、一番は利用者のニーズに合った形で福祉計画を作成していくということが前提でございますので、そういうような形で進めてまいるような日程で考えてございます。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 この法律の大きな趣旨であります障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す環境を整える、そういった意味でこの町で取り組む障害者福祉促進モデル事業というのがあります。これは、多分そういった障害を持つ方が地域で働ける、そういう受け皿と思っています。その中でお伺いしたいのですけれども、私も24歳の自閉症の息子がいます。今遠く離れて入所しています。今度の7月の介護区分審査において、これは区分審査によって4、5以上の方は退所しなければならない、地域に戻らなければならない、この法の趣旨からいえば。しかしながら、地域に帰ったところで受け皿がなければ、また家庭にこもってしまって、家族も疲れる、本人も疲れる、これでは自立にならないのです。だから、私は町としての受け皿を、促進モデルを初めどういった形の受け皿が考えられるのか、その辺を町長にお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回そういった障害のある方々に対する地域の中でお働きをいただくということの職場モデル事業、84万1,000円予算を計上してございます。これは、今議員がおっしゃいましたとおり、基本的には在宅の中で地域の中でお働きをいただく、そういった環境を町が誘導して補助金を出しながらそういったところで働いていただくものでございます。しかし、これとてもすべてをカバーし切れるわけではないというふうに思います。そういった意味からは、先ほど言いましたように、地域全体がそういった認識を持ちながら、そして障害のある方々が生活できるような受け皿となり得なければならない。いずれの場合もそうなのですが、一つの市町村ですべてを完備するということについては難しい部分もございます。そういった意味で、例えば今美幌町との間に経費負担についていろいろ協議をしてまとまった中といたしましては、知的障害児の方々の施設、さらには精神障害の方々の施設、そういったものに通いながらお働きをいただく、当然経費がかかるわけでありまして、そういったものを美幌町、さらには津別町、大空町の中で経費負担をしながら、広域の扱いをしながら、地域の方々に広く利用していただくというような取り組みも今年度からスタートをさせました。そういうようなものを随時拡大をといいましょうか、広く整備をしながら進めていくということが必要ではないかなというふうに思います。どこの市町村でも抱えている課題かと思っておりますけれども、どこの市町村にもすべて設置できるかという部分については非常に難しい部分がありますので、そういった広域でそういう方々の受け皿をつくっていくということも必要ではないかと。今時点とすれば、そういうような対応を広げながら、地域としての受け皿をつくってまいりたいというふうに思います。

しかし、判定についてなのですけれども、先ほど言ったいろいろな判定をめぐるその後の対応についての課題点ということ、また不安に思われているご家族の方々の思いというものもあります。それが本当にどのような形でその区分分けがされていくかということも十分地元としての意見も言いながら、そういう作業に当たってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 大変前向きな考えを聞かせていただき、大変ありがたく思います。

最後に、この二つの改正案ですけれども、私はどちらともを見てもさまざまなサービスを提供するという考えにおいては、各市町村の力量がすごく問われる二つの制度だと思っています。それだけにしっかり頑張っていたきたい。また、そういう意味では、町長の行政執行方針の中にもこの二つの法について触れられています。これは、私としても高く評価したいと思います。私は、まちづくりは人づくり、そして福祉づくりだと思っています。そのことを念頭に置いて、大空町はレベルが高いなど、そう思われるような福祉の町になってほしいと思います。また、町の中にも何のこだわりもなく、障害を持った方が普通に歩いて生活できるような、そういう姿を実現してほしいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 大変叱咤激励をいただいたというふうに思います。いろいろな意味でこれからは市町村というものが選別をされる時代ではないかというふうに思います。あそここの市町村はこういうようなサービスがある、だからそこに行って例えば住みたい、生活をしたいというようなこと、そういう中に今議員が言われましたようなだれもが安心して暮らせる、そういうまちづくりが必要だというようなことだろうと思います。住民の視点といいましょうか、そういう意識というものも地域全体で高めていかなければならないというふうに思います。一つ一つの施策を、物の整備を行うのも市町村の役割ではありますけれども、そういった地域の方々の意識を高めていく、そういう誘導していくことも片方で行政の役割ではないかというふうに思います。いろんな施策の実現に当たっては、そういう住民の方々の意識を十分高めていくことにも配慮しながら事業展開を進めれるよう、情報の共有というようなものを進めていきたいというふうに思いますので、今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩します。
再開は午後１時といたします。

休憩 午後 ０時００分
再開 午後 １時００分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によって午後２時３０分から午後３時ごろまで休憩いたしますので、あらかじめお知らせしておきます。

日程第２、一般質問を続けます。

次に、３番、斎藤宏司議員の一般質問を許します。

◇斎藤議員 平成１８年第１回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

私は、このたび大空町の町議会議員選挙に当たりまして初当選、新人議員という立場ではありますが、初心を忘れず、住民の立場に立って迅速に行動することを決意しまして、質問に入りたいと思います。

まず、１点目、住民サービスについてです。漠然と住民サービスといいますが、いろいろな観点から考えられますが、今回私が伺いたいのは情報ネットによるサービスという点です。現代は、子供から高齢者までかなりの方々がパソコンを利用してインターネットをやっている状況です。今回の町長の町政執行方針にもありましたが、東藻琴地域と女満別地域との情報共有、両地域の光ファイバーケーブルを結ぶとありましたが、これは具体的にどういうことなのか、またこのケーブルを住民個々に利用できるものなのかをお聞かせ願いたい。

２点目です。高齢者への交通機関についてです。今回の町長の執行方針にもありましたが、地域住民にとって使いやすい効率的な交通手段の構築する必要性、特に高齢者や交通手段を持たない方々にとっては深刻な課題であるとありますが、この交通手段を持たない高齢者に対して何かお考えがあるのかをお聞かせ願いたい。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 斎藤議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

施政方針の中でも書きましたが、東藻琴地域、女満別地域を結ぶ光ケーブルの布設工事について本年度整備をしていきたいということでありますけれども、その内容について申し上げたいと思います。この両地域を結んで光ケーブルを敷設することということでありますけれども、基本的には現在役場の中にあります住民基本台帳のそういった情報をもとに税ですとか使用料、保険、医療、介護、そういった住民台帳に係る情報から得られるそういった行政情報について役場、さらには総合支所間でデータの共有を行おうと、さらには応答速度のアップや、さらに安定性の向上を図ろうと

というようなことを考えているものでございます。また、このシステムによりまして映像情報なども東藻琴総合支所において即時に提供できるようになるという可能性を秘めているものであります。しかし、現段階では役場と総合支所間の行政情報というところのみサービスを提供するという考え方でございます。しかし、将来的には今回の光ケーブルが布設されることによって個々各家庭のパソコンから今言った応答速度の速い、そして安定性のある情報を入手することもさらに整備を加えれば可能になってくるというものであります。今回の整備については、そこまで精度の高い、レベルの高いものではありませんけれども、将来そういうものが可能になるものとして今回の光ケーブルをまず布設をしたいという考え方でおります。このことによりまして、庁舎と総合庁舎の内線電話化ということも可能になってくるわけであります。

さらにつけ加えて申しますと、住民の方々における両地域の高速通信網についてでありますけれども、NTT東日本、ヤフーBB等が女満別市街地区でのADSLのサービスというものを提供してございます。一部農村部分においてもADSLの接続が可能な地域もありますけれども、市街地区のような本来のスピード感がない状況になっているわけであります。東藻琴地域では、ワイコムが提供する無線インターネット接続サービスが行われておりますけれども、地区において要望があったため、年内にはADSLの接続サービスが可能になるというような今状況になってございます。それ以外の主に農村地区でありますけれども、そういった地域においてはISDNのインターネットによる接続が可能というような状況になっているわけでございます。

以上、情報関係についてはそのようなことを念頭に置きながら整備をしていきたいということでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

もう一点、高齢者の交通機関に対する移送サービスということであります。介護保険制度や、さらには障害者の支援費制度の開始に伴いまして、介護事業所や特定非営利法人等が所有する車を使いまして通院等の介護移送サービスや生活支援サービスを実施するということがあらわれておりました。一方では、それは白タク行為になるのではないかとということでいろいろ議論を呼んでおりましたけれども、このほど厚生労働省と国土交通省との間でその扱いについてある程度結論が出まして、移動制約者、これは要介護認定でいいますところの要支援や要介護の認定を受けている方、また障害の支援費の対象の方々という意味でありますけれども、そういう方々で会員登録をされている方についてNPO等の非営利団体が有償で運送する場合、一定の手続、要件のもとに許可するという制度ができました。福祉有償運送という制度であります。そういう制度ができまして、旧東藻琴村、旧女満別町時代に2月にそういった判定をする協議会が開催されて、現在では女満別地区で介護保険制度による登録団体が2団体、支援費制度による登録団体が1団体活動しております。東藻琴地区では、介護保険制度による登録団体が1団体、支援費制度による団体が1団体ということで福祉有償運送によってそういった交通手段を持たない要介護、要支援費の方々の移送を行っているわけであります。

しかしながら、地域における高齢者の方々の移送、交通手段というものは介護保険に認定されている、支援費の制度に認定されている方々というだけではなくて、元気な高齢者の方々もそういった交通手段を持たない方がいるということでございます。

そういった方々を社会の中に出して、そして引きこもりにさせないような、そういう手段というものも必要ではないかというふうに考えておりますし、また交通手段を持たないということからいけば、児童生徒などもそういった方々に類するというふうに思います。新しいこの大空町は、女満別地域という市街地区と、さらには東藻琴地域という市街地区二つを持っている、その両方を結んでいかなければならないという課題も兼ね備えております。いろんな意味で交通手段の複合化といいたいでしょうか、多種多様な交通手段を考えて検討していかなければならないということになってございますので、この新しい大空町として乗り合いタクシーの制度や、また患者輸送バスが地域の中を走っておりますけれども、そういうものの活用、さらにはスクールバスの活用といった視点から地域の中の交通網を検討していかなければならないと、そんなふうに考えてございます。そういった意味から、施政方針の中にそういったものを検討しながら、地域の方々の交通手段の確保というものを図ってまいるように努めていきたいということで書かせていただいたわけでありまして。そういった取り組みを早い機会に方向性を出せるように頑張って取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 まず、1点目の質問に対して、住民サービス、光ファイバーということに対して一応役場同士のケーブルの接続ということで理解はできました。先ほど町内ではADSLというインターネットで接続しているのだというお話がありましたけれども、このADSLはISDNよりは速いというぐらいで、それほど速いものではないと思います。高速インターネットでBフレッツというのがこの地域では斜里、紋別、遠軽、美幌町でかなり誘致が進められております。これは、大空町女満別におきましても商工会を中心に誘致作業を行っている動きがあるのを聞いております。こういう中でどういう形だったらこのBフレッツが早く誘致できるのかとお聞きしますと、まず1,000件以上の仮申し込みと、もう一つはできれば町長筆頭にNTTに要望を上げていただきたい、そうすれば早く設置ができるのだということを言っておられました。行政相談や住民交流におきましても東藻琴地区、女満別地区、たかが20分とはいえますけれども、なかなか顔の見えない交流はできないと思っております。こういう中で早くこの速い高速インターネットを接続していただければ幸いかと思っておりますけれども、それに対してお聞かせをお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 Bフレッツ、これはNTT東日本が提供する光ファイバーによる高速通信サービスということで、今議員がおっしゃいましたように、NTTという会社がそういった高速通信網を整備すると、ただそれにはその地域の中において一定以上の、今1,000件以上の仮申し込みということでありましたけれども、そういった申し込みが

あれば採算性を考えて整備ができるということであるというふうに聞いております。事前に私のところにも担当者からもそういう旨の話もありましたし、また業者の方からそういう説明も受けております。行政といたしましても、そういう地域の中でいろいろな可能性が広がるということは町民生活の向上につながるものだというふうに判断しておりますので、町としても積極的な取り組み、また要請活動を推進をしていきたいというふうに思っております。

女満別の地域的には、そういうことで可能性を探りながら誘致活動をしていきたいということでありますけれども、東藻琴地域については今布設をいたします庁舎間のケーブル、そういうものを使って女満別の地域がBフレッツとして整備ができたということであれば、今回の光ケーブルをさらに使って東藻琴地域にも拡大をするという可能性はあります。しかしながら、実際にはそういった先の部分、サービスの展開につきましては地元自治体が事業主体となって、そして利用者端末までの光ケーブルの布設というものがさらにその先の地域の部分において必要になると。具体的に言いますと、東藻琴の地域についてそういった部分で自治体が事業主体となると、今の制度の中ではそういうような形になっておりますので、可能性としては広がるわけでありますけれども、そういったところまでにつきましては需要動向や財源的な措置、そういったものについて十分検討をした上で慎重に判断をしていきたいというふうに思います。

まずは、この大空町の地域の中にBフレッツを入れるということが最大の課題になってこようかと思っておりますので、そういった取り組みについては積極的に活動してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 今のBフレッツについては、よくわかりました。なかなかインターネットをやっている方も多いのですけれども、特に私の方、田舎の方ではISDNでかなり遅いインターネットです。先ほど町長からお話がありましたけれども、なるべく早くBフレッツに対応していただければ幸いですと思っております。

二つ目の質問に対してお聞かせ願いたいと思います。先ほど高齢者への交通機関ということだったのですけれども、それぞれ介護の関係者についてはかなり優先的に交通手段はあるようなのですけれども、先ほど町長の言葉にもありましたけれども、元気な高齢者、90過ぎても80過ぎても元気な方は十分いらっしゃると思うのですけれども、それでいて交通手段の持たない方、こういう方が一番、できれば近くまでバスが来てくれればいいのだけれどもという話をよく聞かされるのですけれども、先ほど町長の言葉にもありましたけれども、スクールバスが増便できればそれもいいのかなと思っております。

これは、またちょっと別な観点なのですけれども、佐呂間町には夢ふうせんという民間の介護団体があります。これは、完全な白タクでやっているそうです。こういう形で業者とは競合しないとおっしゃっておりました。もし大空町の中にもこういう形で民間の団体で競合しないような組織ができるのなら、町行政としても対応してく

れるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

2回目の質問です。

◇議 長 町長。

◇町 長 インターネットの関係は、私も同じような地域というか生活環境の中におりますので、その必要性というものについては認識をしているつもりでありますので、できるだけ行政としても一生懸命取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

また、今議員が言われておりました交通手段の関係でありますけれども、有償でそういう元気な方々を移送するということについては、これは先ほど言った一定の制限が加えられるべきでありますけれども、極端に言いますと、私が隣の方をお願いをして、きょうどうしても自分で車が運転できないので、乗せていってほしいということで、無償で例えば行く場合、社会的ないろんな問題はありますけれども、そういうことで確保するということもあるのかというふうに思います。今回そういった意味で地域の中の相互ボランティアといいましょうか、そういうことも地域全体、社会の中で考えていかなければならない時期に来ているのではないかと、そんなふうに認識をしています。

例えば地域通貨というような制度があります。今回6月の24日に、地域時間通貨でボランティアというものがこの前新聞折り込みの中に回っておりましたが、内容は十分まだ講演を聞いたわけではありませんので、承知しておりませんが、多分そういうことをしながらボランティアを相互に繰り返すということをしていこうではないかということではないかと思います。例えば高齢者で足、交通手段の持たない方がどなたかに移送をお願いをする、しかしそのときに同じことで返すのではなくて、例えば今度は必要があるときにはその運転手を買って出た方のお子様の預かりを行うというような形で地域の中で別メニューではありますけれども、相互に補完し合うというようなことも考えていかなければならないのではないかなと。そこに行政がどういう形にかかわっていかなければならないかという問題もありますけれども、社会福祉協議会等の中にボランティアサークル等もあります。そういった中では自分たちのボランティア活動に出た、そういったものをカードに記帳づけしていると、そういったものを例えば元手にしながら、地域の中でまた別な形でのサービスにかえていただくというようなことも今後は必要ではないかと。やはり地域の中の福祉というのは、多くの方がそのことを理解していただきながら、少しずつかわりを持っていただくことが地域全体の意識の向上といいましょうか、そういうところにつながっていくのではないかなというふうに思っております。

佐呂間の事例については十分承知をしておりますけれども、そういうようなことも行政として意識を持って対応していかなければならないのではないかと。もちろん先ほど言いました総合的にそういったものも含めて、今運行しているスクールバスの時間帯だとか経路だとか、そういったものがどうか、さらには東藻琴地区で運営しております患者輸送バス、こういったものも同じような物の見方で考えなければなりませんし、この近郊ではありませんけれども、乗り合いタクシーという制度があります。

これは、情報通信の分野と重なり合うところがあるのですけれども、一人でタクシーを利用するということではなくて、ある程度登録をしながら複数でそういった乗り合いタクシーを利用して負担の軽減を図るというような仕組みもあります。そういったもろもろのことをいろいろ総合的に検討していった、なるべく地域の中で交通手段の持たない方々が自由に活動できるような、そんな地域展開を図っていけるように努力をしてまいりたい。そのためにそういったもろもろ、今まだ概念的ではありますので、細かな部分についてさらに検討を加えてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 最近子供もなかなか少なくて、少子化を迎えております。自分も含めてですけれども、どんどん年はとっていきます。気持ちだけは若いつもりでいますけれども、車が乗れるうちにはいいのですけれども、乗れなくなったら現実にも自分もこういうことで悩むのかなと思っております。そういう意味で、今一つだけわかったのは、とりあえずスクールバスの増便は考えていただけるということなのですから、先ほど言った夢ふうせん、これ介護の関係の民間の一応一般タクシーから介護タクシーまでやっている総合的な40人近いスタッフでやっているところなのですから、そういう形で行政からも応援はいただいているそうです。そういう形のところもありますので、スクールバスではなくてそういう形で民間で力をかせるところがありましたら、そういう形でも前向きに考えていただきたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 スクールバスの関係につきましては、総合的な観点からそういったことも十分検討はしていきますけれども、直ちに増便というところまで先ほどの答弁の中では申し上げたつもりではなかったもので、その分ご了解いただきたいと思います。ただ、今言った今町が持ち得ているいろんな手段をさらにもう少し広げることのできるかどうか、どの程度の効果があるかということについては十分検証をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、そのほかの市町村における取り組み、どこの地域においてもやはり同じような課題を持ち得ているのではないかというふうに思います。我が家のことでいいにしても、実際に車の運転免許を持っているのは現在3人おりますけれども、ずっとこれがどこまで続けていけるかというようなやっぱり課題もあります。そういった中で地域の中では新しい課題ではないかなと。従来は高齢者の方自体が車の運転免許証をお持ちの方は少なかったですけれども、今はほとんどの方が持っていっぱいますけれども、そういった方々がなかなか運転できないような状況になってきたときにまた地域としてどんなふうにカバーし合えるかということになろうかと思いますので、他の市町村の事例なども十分参考にさせていただきながら検討を進めたいと思います。

で、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 3 番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 以上、質問を終わります。

◇議 長 これにて斎藤宏司議員の一般質問を終了します。

次に、7 番、坂本一光議員の一般質問を許します。

◇坂本議員 大空町町議会第 1 回定例会に当たり、これから一般質問をさせていただきます。

大空町が誕生して以来約 80 日余りが経過し、この間に新しく町長、議会の選挙があり、私も大空町議会の一席を与えていただけたことになりました。多くの有権者の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。また、先日の臨時議会で助役ほか特別職の選任も行われ、行政、議会とも自治体としての体制が整ったところでもあります。そこで、新町としてスタートするに当たり、これからの自治体運営はしっかりと目標を定め、役場、議会、住民それぞれが役割分担を確かな形で認識し、とらまえて、安心、安全を実感できる、心豊かに、住んでよかったと思えるまちづくりを目指してこれから議会の一員として住民の皆様、議会の皆さん、役場の職員の皆様とともに職務を全うすべく努力をしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。町政執行方針について伺いいたします。先日、北海道として 2010 年までの時限立法のもと市町村再編構想が示されたところでもあります。この件について町長としてどのように受けとめられておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

その上で北海道として現在道州制の実現に向け、また支庁の再編も含め北海道としての生き残りをかけての施策を策定中であります。その中で財源については保障がないのですが、具体的に示された方策はありませんが、人と仕事、権限を末端自治体に移譲すべく作業も同時に進められております。この流れの中、大空町としてどのように対応されるのか、この辺についても伺いしたいと思います。

それから、執行方針の中で将来的には大きな自治体を単位として住民サービスの提供も考えられるということも記されております。大きな自治体というのは、どのようなことを想定されているのか、広域連携のことなのか、また新たな合併をした形なのか、この辺についてどのようなことを想定されているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、町民、議会、行政が一体となって大空町の礎を築くために行政運営、財政運営について伺いいたします。行政コストの削減について大事な要素として考えるところですが、この行政コストの削減のことについて目標とするところをお伺いしておきたいと思います。新町スタートに当たり、新しいしっかりとした目標に基づいた上で住民の方々の協力を得、議会、それから行政とも手を携えてこれからの行政運営に当たることが望ましい形であると思います。そういったことで、その辺の町長のお考

えをお聞かせいただきたいと思います。

関連して指定管理者制度の活用について、今後の取り組み、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

3点目、旧女満別役場内で実施しておりました人事考課の活用について、これから大空町として今後の取り組みをお伺いしたいと思います。

それから、大きな項目の三つ目であります。農業政策についてお伺いいたします。6月14日、参議院の農林水産委員会において可決されました品目横断的所得安定対策の新法についての内容であります。昨年の秋、10月ごろであったかと思うのですが、所得安定のための大綱が記されて以来、ことしの2月具体的に我々生産者、関係機関に説明が初めてされたところであります。この内容を見てみますと、いろいろシミュレーションした結果、現行の所得よりかなりの収入減になるというシミュレーションの結果が示されております。それから、所得安定対策の対象となる農家の部分、受け手となる部分なのですが、これにつきましても認定農業者を中心とする集約された担い手に限るというような内容にもなっております。こういった大きな農業政策の転換でありながら、19年度より実施するという方向性が示されたところです。そこで、この件について大空町として農家戸数と担い手となり得る認定農業者となっている戸数、この現状についてどのようになっているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

それから、認定農業者以外で特例にて担い手となり得る戸数についてどのようになっているのか、この実態についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、畜産振興対策でございます。ことしに入りまして春先から牛乳の廃棄ということがテレビ報道、マスコミ報道でされております。酪農業についての現状と今後の課題として、農業政策の上からどのように取り組んでいくべきか、お考えがあればお示しをいただきたいと思います。肉用牛についての現状と課題、これもあわせてお願いいたします。

それから、3点目、黒毛和種肥育試験、これは継続的に続けていられる事業ですが、旧女満別町において実施してきた経過の中でこれについての効果についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後になりますが、6月の12日だったと思います。女満別町のといいますか、大空町の家畜品評会が行われたところではありますが、この家畜品評会のあり方について町長はどのようにお考えになっておられるか、この点についてお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 坂本議員からの一般質問にご答弁を申し上げたいと思います。

まず、大きな1点目、町政執行方針についてということでもありますけれども、先日、6月の2日だったでしょうか、北海道市町村合併推進審議会で公表された新しい合併特例法の合併構想、それをどのように受けとめているかということでございますけれども、今回の構想の中に大空町は除外されております。これは、市町村の意向調査と

いうものが前段にありまして、町といたしましてはこの3月31日合併をしたばかりであると。これは、旧女満別町の例でありますけれども、平成13年から町内のいろんな論議があり、平成14年には署名活動なども行われ、斜網地域の研究会が立ち上がり、そして平成15年には具体的ないろいろな協議会の立ち上げに向けての動きがございました。平成16年度におきましては合併協議会が任意、法定と設立をされ、住民投票を行い、決定をしたと。17年度は、合併の準備作業というようなことで、実質的には18年度から新町がスタートしたようなわけであります。この間5年間という歳月を要しております。一方、新しい合併特例法での構想につきましては、これは22年3月までに合併をすることの枠組みとしてどういう方向性が考えられるかということで示されたわけであります。この期限を今から数えてみますと、3年9カ月という残りの時間になってまいります。そういったことから、今私どもこの大空町が行わなければならないまちづくりというものは、この期間の中での次の市町村の再編ではなくて、大空町としての融和と交流、そういった個性を生かしたまちづくり、そういった中でその礎を築くことが大切ではないかというふうに考えて、意向調査に答え、それが認められ、今回の構想の中から除外されたということでございます。

さらに、権限移譲ということについてのご質問もありました。北海道は、2,000項目、こういったものを市町村の状況に応じて、市町村の希望によってといひましようか、意向によって市町村に権限を移譲していくということであります。このことは、道州制ですとか地域主権にかかわるもので、北海道の生き残りというところとは私は視点が違うのではないかと。私ども市町村から北海道に申し上げておりますのは、北海道の行政改革、また財政の負担を軽くするために単に市町村に事務移譲をするということがあってはならないということで申し上げてきております。そういった視点から申し上げますと、市町村としてどういうサービスであればその移譲を受けていくかということでもありますけれども、一番大きなところは住民の方々のサービスがその権限移譲を受けることによってサービスの向上につながるというものではなくてはないというふうに思っております。当然そこには財政的な措置や場合によっては人員的な措置を含めて手当てがされるべきであるというふうに思っておりますけれども、現実北海道は項目というものについてはある程度示してまいっておりますけれども、具体的な財源のあり方ということにつきましては市町村の納得のいくようなご答弁をいただいていない部分がございます。そういった中では、今直ちにそういった事務を受けていくということは困難があるのではないかというふうに考えております。

さらに、町政執行方針の中に将来的には大きな基礎自治体を単位として住民サービスの提供も考えられるということの具体的な内容でありますけれども、私が考えておりますのは、一つには当然将来的に大きな合併になって一つの市町村になるということも考え方の中にはあるのではないかと。さらには、大きな自治体ということで北海道への事務委託、さらには他市町村への事務委託という中でそういった事務を行っていただくということも考えていかなければなりませんし、今でいうと広域連合ということでもありますけれども、生活圏の組合というようなものの中でサービスを提供していく方法がないかということで研究されている研究者の方々もおりますので、そういう形でのサービスの提供というふうなこともあるかもしれないなというふうに思っ

おります。基礎的自治体の意味合いというものは、狭い意味と広い意味いろいろありますけれども、狭い意味でいけば、あくまでもこれは今でいうところの市町村ということかもしれませんけれども、もう少し広い意味でとらえますと、これは私流の解釈かもしれませんけれども、住民の近くにおいてその住民にサービスを提供する主体、自治体という意味での基礎的自治体という広い意味で解釈をして考えておりますので、先ほど言った多様な提供主体というものが考えられてくるのではないかと、そんなふうに考えているところでございます。

さらに、大きな2番目の質問で行財政の運営のコスト削減についてということであります。これにつきましては行財政改革の大綱と、さらには実施計画というものを今年度つくっていかねばならないということと考えております。事務事業の見直し、使用料、手数料の適正化、当然人件費に大きくかかわってまいりますので、職員定数や管理の適正化というものも進めていかねばならないというふうに思います。国におきましては、昨年3月に総務省において地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針というものが示されまして、その中で分権型社会システムへの転換、そして厳しい財政状況、公共サービスの仕組みの変革など、そういった社会情勢に対応して計画的な行政改革の推進と説明責任が地方自治体の中にはあるのだということと言われております。そして、行政改革大綱の見直しと集中改革プランの策定、さらにはそれを住民の方々に公表することが掲げられております。大空町においては、これは17年度中、合併の前段ということでそういった取り組みがなされていなかったわけでありまして、新しくなりましたこの大空町として今言いました大綱を新たに作成をし、そして集中改革プランを策定すると。このことについて当然行政改革推進委員会を設置するわけでありまして、議会にも報告をさせていただき、さらには公表ということがありますので、町民の皆さんにその内容をつまびらかにしながら、行政コストの削減に向けて目標を定めてまいりたいというふうに思います。

さらに、指定管理者制度についてもご質問がありました。この制度自体は、民間事業者の方々のノウハウを広く活用して町民のサービス向上に培っていこうというような内容であります。しかし、大空町におけるさまざまな施設については既に業務委託という形で民間の方々にお願いしている部分もありますので、そういった意味からいいますと、大きな経費の縮減効果というものは私ども期待していないわけでありまして、民間の方々が持っている管理のノウハウというものについては非常に大きなものがあるだろうというふうに思います。そういった意味から、今回の9月を目標に指定管理者制度に移行していこうという考え方を持っております。その中で指定管理者による管理運営が望ましい施設、また町が直接管理をするものが必要な施設というものもあろうかと思っております。そういった事務的な作業を現在取り進めておりますので、指定管理者の候補の選定等事務手続を経て議会の議決を得なければなりませんので、そういった場所で皆様方にまたご意見をちょうだいしたいというふうに思っております。基本的に候補者の選定につきましては、公募により選定する方法と公募によらず選定する方法があります。個々の施設においてその特質といたしまして、特性を勘案して公募にするとかしないとか、そういう判断をしていきたいというふうに思っております。また、こういったものの内容については住民周知ということも必

要だろうというふうに思っておりますので、進めてまいりたいというふうに思うところであります。

人事考課でありますけれども、旧女満別町時代には姉妹都市であります東京都稲城市の人事考課方式をモデルとして、平成14年に人事考課規程を制定をして、毎年度2回、3月末と9月末を基準日として、昨年の9月まで6回実施をしてまいりました。一部大幅な人事異動があったとき、さらには18年の3月等については未実施でございます。そういった中で職員の勤務成績を客観的、継続的に把握をすると、能力の開発や育成指導に役立てる、昇任選考等に反映をして公正な人事を行うというような形で一定程度の成果というものもあったように思います。私自身も実際にそういう立場になった、係長としてなったこともありますけれども、基本的に減点方式の勤務評価システムではなかったかなと。さらには、点数の幅が非常に大きいと、0.1から4.95までであるということで、失礼しました、さらにまた上があるということで非常に幅が多いということもありました。さらには、項目がその部署によって十分的確に適合しないようなものの中には見受けられたと。また、実際にその結果を適正に反映させる仕組みの方がまだまだ不十分であったというような課題もあったかというふうに思います。そういった中で検討を加えていかなければならないわけでありまして、今後大空町といたしましての取り組みでありますけれども、昨年度の国家公務員に対する人事院勧告の中で職務、職責や勤務実績に応じた適切な給与への反映というものが新たに示されまして、現在国においては勤務評価システムを一部試行的に導入をしております。当然地方においてもそういうことが求められておりますので、近隣市町村の方々との連携も視野に入れて新しい人事考課システムというものをつくっていかねばならないというふうに思っております。過去の効果や、さらには課題点も踏まえながら、そういうものを作成していき、職員の適正な人事に対応したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、農業関係でございますけれども、品目横断的所得経営対策についての中で現状の大空町の農家の状況ということであります。きょうお示ししますといいましようか、申し上げますのは、2005年の農林業センサスにおける数値でご報告申し上げたいと思っております。女満別地区では農家戸数363戸、東藻琴地区は160戸、合わせて523戸でございます。そのうち認定農業者の戸数につきましては、平成18年3月31日現在で女満別地区では322戸、東藻琴地区では137戸となっております。合わせて459戸、農家戸数全体に占める割合は約88%という状況でございます。この新しい品目横断的所得安定対策の制度は、麦、大豆、てん菜、これは原料てん菜でありますけれども、それからでん原バレイショ、そういった4品目について個別に当たっていた価格対策が総合的に行われるというものでありますけれども、議員がご指摘のとおり、担い手を対象としてそういった品目横断的経営安定対策が行われるということであります。担い手の要件として示しているものでありますけれども、認定農業者で、かつ北海道においては10ヘクタール以上の経営面積を有する方というのが担い手の位置づけであります。しかし、認定農業者で10ヘクタール以下の方々であっても所得要件をクリアすれば、担い手としての位置づけが可能であるということでもあります。その所得要件は、どういうことを今現在考えているかといいま

すと、認定農業者になるための所得要件というものの2分の1程度の所得があればということでもあります。現在でいいますと、認定農業者になるための所得要件というのは700万円程度を目標の一つにしておりますけれども、ほかの市町村も意向としてはそうありますけれども、まずこれを一定程度下げると、400万円程度に下げて、さらにその2分の1ということでもありますから、200万円程度の所得は確保できる方々で10ヘクタール以下の方々であってもそういう所得が確保できる経営をされている方を担い手として位置づけて拾い込みを行っていきたいというふうに考えてございます。そういった作業を行っていったとしますれば、かなりの方が担い手として位置づけられるものというふうに思っておりますけれども、現段階で面積等々から見まして、さらに十数戸の方々がこういった措置を講じてその線から漏れる可能性があるのではないかというふうに認識をしております。そういった方々については、個別の状況にもよりますので、そういった方々の意向を十分協議をさせていただきながら対処をしたいというふうに考えております。この地域の主力作物であります麦や大豆、さらにはてん菜、でん原バレイショというものの今回の品目横断的所得安定対策のいかにによっては地域の中心的産業である農業に及ぼす影響が非常に大きいということで、関係機関と十分情報の交換をしながら対処してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

続きまして、畜産対策でありますけれども、昨今では生乳の廃棄または頭数の淘汰というものが行われておりますけれども、女満別地区におきましては14戸の農家の方々に1,000頭の飼育、搾乳は600頭となっております。東藻琴地区におきましては、37戸の方々に4,300頭、うち搾乳は2,600頭というような状況となっております。そういった状況の中で女満別地区は年間5,400トン、東藻琴地区は2万2,200トンというものの生乳生産がございます。現実大幅な消費の低迷というようなことや結果的に供給過剰という中から生産抑制対策が打ち出されまして、ことしの3月に入って生乳1万トンの減産というものが迫られてきております。これは、平成6年以来13年ぶりとなる生乳生産の調整でありますけれども、このことを受けてことし1年間女満別地区では4%、東藻琴では2%の減となるように目標が示されましたけれども、4月、5月のこの2カ月間の状況ではその目標に対して女満別地区で約10%、東藻琴地区で3%現状その目標に達しないで上回っているというような状況になってございます。早期乾乳ですとか低能力牛の整理といったものについて、農業者の方々のご理解をいただきながら進めていかなければならない部分があるというふうに思いますし、行政といたしますればいろんな形で消費の拡大のPRというものを続けていかなければならないのではないかというふうに考えているところでございます。

一方、黒毛等の肉用牛の関係でありますけれども、女満別地区は水稻や畑作のさらにプラスアルファとして複合経営ということで黒毛和種の繁殖経営が行われてきたところでありまして、東藻琴地区においては東藻琴牛としての地元酪農家からの乳用種の肥育経営というようなものも行われておりましたし、加えて昨年知床牛の銘柄による肉専用種の肥育経営というものも地域の中で行われております。こういうものは、高い収益性ですとか、それから家畜から出る堆肥等、それを還元しての土づくりにつ

なかるものでもありますし、銘柄牛としての地域のPRにつながるなど、多面的な効果を発揮しているのではないかなというふうに思います。また、現在ではきょうの新聞、ニュースでもアメリカ産の牛肉の輸入の開始ということもありますけれども、現在輸入がとまっていると、さらには安全性に対する消費者のニーズというものもありまして、こういった肉用牛の価格というものは高値安定ということでもあります。しかし、それがすなわちすべていいことかという、片方では消費の低迷につながっているという課題を抱えているということからいけば、すべていい傾向ではないのではないかなと、そんなふうに思っております。そういった中で町とすれば、先ほど言いました複合経営ですとか、地域の中でのいろんな多角的な要素というものがありますので、こういったものについては今後も振興してまいりたいということで、新規導入牛に係る農業振興資金の利子補給ですとか、そういったことの対策を講じているところでございます。また、関係機関や団体と十分連携をしながら進めていかなければならない課題だというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

そういった中で、旧女満別町においては肥育試験事業というものを実施をしてまいりました。各農家から買い取りました素牛につきまして肥育をし、計画交配、そういったことの中で和牛素牛肥育牛の飼養管理の技術の向上というものに非常に効果があったというふうに思いますし、牛群の改良や資質の向上にも大きく寄与してきたというふうに考えております。この継続については、肥育技術の特殊性というような観点から、人材を今後確保していかなければならない課題というものもございます。今後のあり方について、現在も関係機関などと将来に向かってどのような対応をしていったらいいかということを検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後に、家畜品評会のあり方でありますけれども、今年度については女満別の地区で6月の12日に開催がされました。合併の事務協議の中では、従来東藻琴地区では開催をしていない、女満別のところでは開催をしている、どうするかという中では二つ一緒になってすぐさま行うというのは無理であろうということで、現行のとおりとありあえず進めていこうということになっておりました。残念ながら今回所用がございまして、私も含めて町の方からは課長が出席したということにとどまっておりますけれども、その家畜品評会のあり方、開催の方法というものについては参加される方々やその生産段階の方々と十分協議をしながら、どのような形がいいのかということについては検討を加えてまいりたいと思います。従来東藻琴地区においても開催をされておりましたけれども、飼育頭数が非常に多くなってくるという中においてはこの家畜品評会に出陳させるためのその時間といいましょうか、手間といいましょうか、そういうものがなかなか確保できないということから出陳頭数が減って、数年前から実施をしていない状況にあるというふうな状況も聞いてございます。そういったことも女満別地区の農業者の方々にも多少かぶるところがあるのかなというふうに思っておりますので、そのあり方について実際の農業者の方々とご相談をさせていただきながら対応を考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、長くなりましたけれども、ご質問に対する1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 ちょっと項目が多かったようでございます。たまたま私も大勢の前へ出ますと、女満別町時代から見ますと、説明員の方も多いので、質問にちょっと戸惑うかもしれないかもしれませんが、回数に制限がなくなりましたので、その都度伺いしていきたいと思っております。

合併構想について大空町としては管内、遠軽町、大空町だけがこの部分で意向調査を踏まえての発表だったということでございます。これについては構わないと思う、それはそれでよろしいと思うのですが、ただこれから例えばあの構想どおりになった場合には片や10万、片や15万の中、10万までならぬかもしれないですけども、その中で間を八千数百人の町村が一つの自治体として取り持つような形になるのもまたちょっと考え物かなと思ったりもしております。いずれにしても、まだほかの構想の中に入った町村自体がどのような動きになるかわからない状態ですから、推移を見守るしかないのかなと。その間に大空町としてしっかり足腰の丈夫な自治体としてつくり上げていく方が最優先事項なのかなと、そのように考えているところでございます。

権限移譲の部分については、町長の答弁のとおり、できるところからやってちょうだいというような道職員の話です。必要に応じて人も派遣しますというような話で終わっておりますが、これもなかなか、例えばこれから後の質問にも関係してきますけれども、やはりきょうの前の質問の中にも住民のニーズに合ったサービスをどのように確保するかということがたびたび出てきております。これについては、例えば中央省庁の政令に基づくとか、北海道の決めに従うとかというような部分もあるかと思いますが、最近よく言われている住民の多様なニーズ、ニーズの幅がかなり広がっている関係で各自治体の住民の要望、ニーズがかなり地域的に違う要素があるかと思っております。それで、その地域に合ったサービスをするためのいわば権限みたいなものが一つ出てくるのではなかろうかというようなことを考えるところなのです。今まで福祉の関係ですとか介護の関係の話も出てきましたけれども、障害者の関係も出てきましたが、やはり一定のルールに従うのも一つの自治体として必要なかもしれませんが、地域の実態に合ったサービスを当てはめるのではなくて、独自につくり上げるような努力もこれから小さければ小さいほど必要になってくるのではないかと、そのようなことも考えられます。ですから、そういった部分について北海道の権限移譲されるべきものと合致するかどうかはこれまた別なのですが、やはり住民あつての行政だと思います。役場の働きとして、住民がいるから役場が必要になってくることですから、役場があっても人がいなければ何もならない。やはり住民の生活優先を一番にとらまえたこれからの施策の中で、その権限にかかわるものも出てくるのではないかなと、そんなふうに予想される場所でもあります。

それから、大きな自治体、これは先ほどの最初のものとは幾らか関連しているかと思いますが、できないものはできない、ほかの町村、北海道にお願いする、そういう形でとりあえずは進まざるを得ないのかなと。これに関してはまた後の部分で出てこよ

うかと思しますので、これについてのスタートに当たり町長の考え方でちょっと再質問という形でお願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 1点目の構想どおりに今回の形がなって道内59地域というような形になってくれば、そういった思いの部分には私も常に頭の中のどこかには入れているつもりではいます。しかし、先ほどから申しましたように、いろんな優先順位をもってまちづくりを進めていく中で今やるべきことは、今回の大空町の誕生に伴ってこの地域をより魅力的にしていこうということが今の役割だろうというふうに思っておりますので、そういったところで対処してまいりたいというふうに考えてございます。

権限移譲につきましては、北海道は当然財源も、もし必要であれば人も出しますということなのですけれども、1件1件の権限移譲の事務の内容を見て、それで計算をいたしますと、1件当たり年間数千円とか、そういうような財源でしかあり得ないというような算出のようであります。そういった中では、年間の処理件数などを考えていったときに本当にできるかということ、難しい部分があるなというふうに思っているということでございます。しかし、単に来たものをどうするかということではなくて、今議員がおっしゃったように、自分たちの側から見て必要なものというものについては提案をして、もらっていくといいでしょうか、その地域性の中でもらうと、権限の移譲を受けるというようなことも当然考えていかなければならないというふうに思っております。今農地の転用の許可については、一部これは希望を出して市町村で事務処理を行うというようなものもやっております。それは、この地域としてやっぱり農業の地域だということをかながみた上での判断だったわけであります。そのほか、これ全市町村におろされておりますけれども、いろいろな移譲されている項目があります。新たに生じた土地に関する事務ですとか、優良宅地の許可に関する事務と、いろいろ全部で190件、これは北海道から既に全市町村に対しておりてきておりますけれども、その中で一部でありますけれども、私の持っているこのペーパーの中の18項目の中でも本当にどういったものが皆さん方に関係があるかなというふうに思いますと、犬の登録、鑑札の交付、注射済み票の交付事務ですとか、先ごろ受け付けました事業協同組合の設立の許可に関する事務ですとか、そういったもの程度で、あとはなかなか年間にどれだけの件数があるかなというようなものだというふうに思っております。そういった形の中で決して受け身にはならず、自分たちの地域の状況を見ながら判断はしてまいりたいというふうに思っております。

それから、将来的な大きな基礎自治体ということでの今の対応と、いろんな対応の仕方があるだろうというふうに思います。例えば仮に強制的にそういった権限移譲がすべておりてきたということであれば、そのことが本当に的確に処理できるかということ、そうではないというふうにやはり思っております。そういった場合においては、先ほど言いましたように、権限は最終的に市町村になったけれども、それをさらに北海道に委託をするですとか、他市町村にお願いをしてやっていただくという手法もそういった場合には考えていかなければならないのではないかなと、今現在そんなこと

も頭の中にあるということでございます。いずれにいたしましても、道州制の問題、支庁の再編の関係、そして権限移譲やその市町村の合併がどのように進んでいくのかというようなこと、その状況によってこれらの取り扱いというものは変化をしてくる場面が多いであろうと、そんなふうに認識をいたしております。そういった意味からは、そういったもろもろの関係する動向を非常に十分把握をしながら今後対処してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 ご説明いただきました。ありがとうございます。

次に、行財政運営についてお伺いしていきたいと思います。行政コスト削減について、答弁の中に、まず行革大綱を策定し、それには行政改革推進委員会なるものも立ち上げ、行政改革については住民の方々にも十分理解をしていただいて進めていきたいというような答弁をいただきました。ということなのですが、これについてその説明の中に職員の適正配置という言葉も出てまいりました。合併によって今現在、正直言って同じ人口規模の自治体において職員の数というのはかなり割増しの状態なのではないかなというふうに思われます。当初合併前のいろんな話ですと、ここ5年間で団塊の世代のちょうど時期にもぶつかるせいなのでしょうが、ここ5年間で三十数名とかというような説明を受けた経過はあるのですが、不補充の場合ということなのです。その説明を受けたのですが、果たしてこれ、今町長のおっしゃるように、当分は大空町として一つのしっかりした自治体として築いていくのだということになれば、新採用というのが何年かなくなるわけですから、その間の空洞の期間というのはどのように考慮されているのかなというちょっと逆の心配があります。女満別町時代も何年かストップしておりました。その辺のことも心配もあるのですが、やはり適正配置といいますか、適正な数というものがいろいろな見方によって必要なもの、必要でないものということになるかと思うのですが、いつごろまでに、例えば5年計画でこういう形にしたいというか、そういう一つの展望のようなものがあればあらかじめお伺いしておきたいところなのです。

ということは、行政コストとはちょっとずれるのですが、いろいろ今まで融和という言葉が出てきております。各団体これからいろんな形で住民同士の交流ですとか、いろんな形で融和が図られていくわけなのですけれども、やはり当面の間住民の組織、いろんな組織ありますけれども、その統合に向けて窮屈さをすごく感じている部分とがあります、民間の人同士の交流について。今まで合併する前は和気あいあいとやってきたのが、そうはいかなくなってしまったというのが現実的に現場で出てきています。そういったことだとか、例えば今の現状でしたら、ことしの予算書見ても約20%の人件費の割合になっております。一方、住民生活においては、予算がないので、今までできたこともできなくなった、今まで気心の知れた仲間だったけれども、ちょっと違う仲間になったというようないろんな窮屈さから見て、住民の方ばかり何か不便を感じる合併だったなと思われたら、将来的にすごく困ると思うのです。ですから、そういうコスト削減に向けて行政としてはこれから何年かけてこういう形で努

力しますというものははっきりとした形で住民に先に周知をしておかないと、我慢できる部分も我慢できなくなる、これが皆さんよく言われる融和を図る一つの手だてではないか、行政のできる努力になるのではないかなと、そういうふうに考えているところです。ですから、お互い窮屈な思いでこれから一つの町、大空町として一つの自治体として進んでいくのだよということが基本にあれば、これは住民の協力も得られるでしょうし、我慢もしてくれると思います。そういった観点から、早く目標ですとか方法について住民に知らしめる必要がある、そのように考えておまして、このように話しているところです。

それに関連する部分もありますが、指定管理者制度の活用も同じようなことが言えるのではないかと思います。活用の仕方によっては、行政に携わる人が削減をされるかもしれない、活用の方法で。ですから、今までの行政のあり方の一部を制度があるから使うというのではなくて、その指定管理者制度の位置づけをもうちょっと視点を変えた場所から活用に向けた工夫をしていただきたいというのが私の話なのです。ですから、あくまでも今の体制にこだわるのではなくて、せっかく大空町になったわけですから、ゼロから、真っ平らなところからつくり上げるという感覚でいろんな制度の活用を図っていくべきではないかなというようにことでお伺いしているところでもあります。

それから、人事考課についても以前総務文教の中で所管事務調査という形のことをやらせていただきましたけれども、やはりまた町長の答弁にもありましたように、なじまない項目があったり、ふぐあいなことがあるというようにことも途中聞いております。おいおいいろいろ工夫をしながら方法を変えて考えていきたい、そのうち合併になってしまいましたら、今度改めてこれからつくられるのでしょうかけれども、それもあわせてやっぱり検討を加えていただきたい、取り組んでいただきたい、そのように思います。答弁よろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、人件費関係といいましょうか、コストの削減という部分であります。当然合併をした中におきましては、同じような人口規模の町村よりも職員数が多いということは当然のことです。そういった意味からは、人件費の抑制を図ることが財政面で見たときの合併効果というものをはっきりと皆さんにお示しできる大きなものではないかというふうに思っております。片やご心配のように、組織というところから見たときに、一定の期間だれも新しい人間が入ってこないということになってしまいますと、その組織としての活力といいましょうか、そういったものがどのようになっていくかということの心配もあるのも当然のことであろうというふうに思います。実際に、そういうところの難しい課題を含めて定員の管理計画をつくらなければならないというふうに思っております。それは、単なる数字を総体的にいじるというよりは、おのおのの部署において個別に今現在そこに携わっている職員の年齢だとか、それから人員の数だとか、そういったものを事細かに確認をしながら、将来何人にしていくかというものをつくらなければいけないのではないかなというふうに

思います。将来とも行政が携わっていかなければならない業務の中で、特殊の資格を有する例えば職員という場合と、それから一般的な事務職員でいい場合と、そういうようなものでそこに欠員が生じたときに対する補充の仕方というものも変わってきますし、技術的な職員であっても民間の方々にお願いをすることでカバーできる立場の職種なのかどうなのかということもかかわってくると思います。今まで合併協議の中でいいますと、単純に何年度に何人の方が定年退職になるというようなことから、この一定期間の間に退職者が何人出ますというところの表現でしかなかなか説明してきておりませんでしたけれども、今回つくらなければならない定員管理計画というのは、個々具体的な大空町の今の職員の体系に合ったものとしてつくらなければならないというふうに思っております。当然今言ったコストの削減を目指しながら、さらにその組織の活力を損なわないようにしていくためにはどういう形がいいのかということで、早い段階で定員管理とあわせた財政の部分の財政計画もつくっていかなければならないというふうに思っております。今回一般会計で70億という予算規模になっておりますけれども、人件費についてはその20%程度という議員のご指摘がございました。この比率を削減をしていかなければならないということでもありますけれども、片や住民の方々のいろんな意味での窮屈さというのでしょうか、というような部分も確かにあるのかもしれませんが、しかし、私はそういうマイナス面だけではなくて、この合併をしたことによるプラスの面もいろいろあるというふうに思います。単に行政側と住民側ということだけではなくて、大変になった部分もありますけれども、よくなったこともあるというようなことを地域の皆さんにしっかりとお話をしていくということも大切なことではないかなというふうに思っております。

また、経費を削減していく上で経常的な経費、施設の管理経費などを削減していくというのも人件費に続いて必要なことであると、そういうことで指定管理者制度というものも活用していかなければならないというふうに思っております。しかし、私はこの指定管理者制度というのは万能ではないというふうに思っております。既にいろいろな施設について直営で大空町が管理しているというものは数える程度しかなくて、多くのものは業務委託という形で出ている現状にあります。そういったものを今度指定管理者制度に移行した場合については、経費についてはそんなに大きなプラス効果というものはあらわれないのかなと。しかし、先ほども言いましたように、みずから民間の方々が管理をすると、一字一句指示を受けてということでない中で裁量権が広がるというようなことからいえば、その指定管理者の優位性といいたし、必要性というものが出てくるだろうというふうに思います。施設によってやはりどういう対応が望ましいか、これも一つ一つスタートをするにおいてはその施設の特性、特質というものを十分考えて、その活用が効果があらわれるのか、そうでもないのかということを検証しながらおのおのの対応をしていきたいというふうに思っております。

人事考課については、過去の反省点、また効果としてあった部分、そういったものをしながらつくってまいりたいと思います。これは、我が大空町だけではなくて、ほかの近隣市町村もつくらなければならないという形になっておりますので、そういうところの情報交換も十分させていただきながらつくってまいりたいというふうに思います。当然職員の昇給というところにもかかわってくる制度でありますので、なるだ

け早い時期にこういったものがスタートできるように、試行も含めてになるかもしれませんが、制度というものを具体的につくりながらスタートさせていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、2回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろこれからについては、難題と思われる部分かなり出てこようかと思っています。それなりに新しくスタートしたわけですから、それもいたし方ないのかなと。それぞれ行政に携わる人もそうですし、議会もそうです。住民の方もそうです。みんなそれなりに悩みを持ちながら、これから新しいまちづくりになっていくのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

恥ずかしい話ですが、旧女満別におきましては新聞に職務怠慢によるミスなんかも出ております。その辺も何かしら一種自覚といいますか、認識の違いみたいなものがあつたのかなと。旧女満別の話で、余りしたくないのですけれども、そういったことも含めて総体的に取り組んでいかなければならないのかなというふうに思いますので、住民の方にも満足いただけるような仕事ぶりを見せていただきたい、このように思います。

それから次、一回切った方がいいですか。

◇議 長 はい。

ここで40分間休憩させていただきます。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 3時02分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、一般質問を続けます。

坂本議員の質問を続けます。

町長。

◇町 長 休憩をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど人事考課制度に伴って職員の不祥事といいたしでしょうか、仕事における怠慢の部分もありました。そういったもろもろのことを適正に評価するためにも人事考課というものが必要でありますし、またそういった罰を加えるということだけではなくて、十分な仕事をやっている者に対しては十分な評価も与えるということだけではなくて、そんなふうに思っております。そういった意味から、過去における人事評価、考課の制度もありましたが、その不備な部分、またいい部分、そういったものを参考にしながらつくり上げてまいりたいと思います。そのことが自分たちの組織の維持ということだけではなくて、きちっと住民の方々の利益につながるものと

いうふうな視点を持ってつくっていかねばならないと、そんなふうに考えてございますので、議員のおっしゃるところを踏まえながら、そういう規定といいましょうか、ものをつくり上げていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 続いて、農業政策についてのことでございます。先ほど答弁の中で軒数の発表をいただいたところですが、なおかつ今、今回私の申し上げたいのは、WTOの多角的貿易交渉の中での農業分野での関係でこういった品目横断的所得安定対策というのが新たに定められたわけなのですが、それも一部担い手に限られる、認定農業者を中心とした担い手に限られるという制約がございます。その中で、先ほど答弁の中に十数戸の農家の方がこの担い手としてなり得ないというような答弁をいただいたところでございます。町長も常々言っておりますし、大空町としてはやはり農業が基幹産業というところで位置づけられる分野だと思います。それで、それぞれ事情があつてその担い手となり得ないという部分があるのかと思いますが、北海道の場合は10ヘクタールというのが一つの目安になります。本州の場合は4ヘクタールというようなことなのですが、女満別の場合には元水田地帯だったということもありまして、面積要件にどうしてもかなわない部分があるのかなと。そういった方々も含めて十数戸の方がなり得ないというような現実なのかなと理解するところなのですが、やはり女満別地域だけに限られた軒数なのかなというふうに思うのですが、大空町としても農業を守るという観点から、やはりその十数戸におきまして農業に対する意欲は十分持ち合わせているのではないかとこのようにとらえております。今回例えば担い手として認定されなかった場合、つくる作物によって後々流動化の関係ですとか、そういうことにもかなり大きな影響を及ぼす施策になっております。ですから、この部分につきまして何らかの形で担い手となり得る方策を行政の立場で何とか努力をしていただきたいということを申し上げたいわけなのです。いろいろ今現在営農することによってそれが生きがいとしておられる方もございますし、今の時点では該当しないけれども、5年という一つの長いスパンで考えると、何とかクリアできる状況になるかもしれないわけなのです。それをここの9月ないし11月、来年の4月以降の申請に間に合わせなければならないという、そういうせっぱ詰まった状況に今追い込まれている状況なわけですから、その部分を農業を守るという一つの大きな目的のために、これは行政として大いに努力をいただきたいということでございます。

質問する前に、農業協同組合の現状についてちょっとお伺いしてきた経過がございます。その中におきましては、農協としても何とか方策を探しているところなのですが、所得において何とか救えないかという部分で今役場の返事待ちだということでも聞いてまいっております。このせっぱ詰まった中で農協と密な連絡を今までとりながらやってきたのかどうか、その辺について改めてお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回の対策につきましては、今まで経営をされているすべての農業者の方にその作物ごとに講じられてきた対策が総合的に、そしてなおかつ担い手に限ってということで対策を講じられようとしてきています。事この問題に限らずいろいろな施策が担い手集中型というふうに今の農政はなってきたのではないかというふうに思っておりますけれども、私の考え方でいけば担い手というのは何かというと、意欲を持ってこれからも農業に取り組んでいく意志のある方というのが私の考える担い手ですけれども、国のレベルでいうと面積要件だとか、さらには所得要件だとかというものを当てはめてこななければならないようなことに今現在なっているというところで、その意識の違い、地元と国で考えるところの意識の違いというものがあるだろうというふうに思っております。先ほど十数戸がそういったところに該当しないのではないかという目算をしているということでもありますけれども、その地域的なものについてはやはり議員がご指摘のとおり、女満別地域の水田地帯のところの方々がその十数戸にほぼ該当するのではないかというふうに考えているところであります。

また、そういうことを救う努力をということで言われておりますけれども、今まさにその努力をしている最中であります。この問題については、役場からの返答待ちだというような言い方があったかもしれませんが、その地域の担い手としての形づくりをするために考え方をまとめるためには、決して行政が一方的にそのことを決めるということではなくて、普及センターや、さらには農協や、そして町が、いずれのときもそうですけれども、みんなで集まりながら、一体どういう水準でもってやることによってその線から漏れる方々を拾い上げていこうかということについて考えてきてまいっていますし、今回のこともまさしくそのとおりだというふうに思っております。私も農政の担当者の時代に認定農業者制度というものができましたけれども、最終的には町がその基準を定めるということにはなっていますけれども、その積み上げていく基準のプロセスの間には当然農業者の方のご意見をいただいたり、農協の意見も、さらには普及センターの考え方もいただいた中で作り上げておりますので、今まさにそのことをしている最中であります。先ほど言いましたように、認定農業者、従来でいけば700万程度の所得が必要というところの基準をこの制度によるためにさらに見直しをかけて低く設定をしていこうではないかという趣旨でもって今調整をさせていただいていることであります。

また、その十数戸の方々が具体的な基準の中で特定ができたということになりましたら、さらにその中でその方々が今後どのような農業経営をされていくおつもりなのか、さらにはつくる品目がどういったものをつくられているのかと、そういう個別のご相談をさせていただきながらその対処に当たっていききたいなというふうに思っております。

また、今回の農地の問題については、農地として過去の作付実績が先ほど言った4品があったかどうかということが判定されるというふうに言われております。とすれば野菜、例えばタマネギだとかレタスだけをつくっていた畑にはそういう将来の交付金が来ないのではないかと、それが流動化になったときにどういうふうな形になるのかという問題もはらんでおります。一昨日説明会もあったわけでもありますけれども、そういうところの分野についてはまだ明確なそれこそ方針といいましょうか、取り扱

いが出ていない状況であります。行政報告の中でも申しましたけれども、斜網地区の町村長会議の中でもそういったことが問題であるという共通認識で話題提供を私からさせていただきまし、総合開発期成会の要望の中にもぜひその項目を一項入れて、新しい制度ができたけれども、運用の部分でまだまだ解決しなければならない課題があると、そういったものを農業者の立場に立って制度運用してほしいという要望活動もさせていただいております。農協とも十分連携をとらせてやっていただいておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 前向きに取り組んでいただいているという姿勢はわかります。最終的に意欲のある方については一軒残らず今回の担い手としてなり得る努力を各関係機関、農協、普及センター、共済も関係あるでしょうか、農業委員会もそうだと思います。それぞれの機関で皆さんやっぱり取り組んでいくべきだと思いますし、今町長の方から先に説明をいただきましたけれども、やはり具体的な細かいところはまだ決まっていないのが現状なのです。これで新たな法律として適用していくという自体が生産者の一人としてどうも納得いかないことでもありますので、いろいろ要望意見書の内容も拝見させていただきました。ですけれども、いろんな農民協議会あたりの運動としても常々やっていることも十分承知をしておりますので、何とか大空町からは意欲のある人に担い手となり得る精いっぱい努力をしていただきたい、そのように思います。ありとあらゆる手段を講じて構わないと思いますし、私は当初これほどの大きな農業政策の方向転換であるならば、やはり周知をする、我々生産者としてすべて理解をでき得る時間、3 年なり 5 年なりの延期を、ぜひともそういう方法をとってもらえないかということも考えたことございましたけれども、いかんせんそのような状況にはなっておりませんので、ひとつ最大限の努力をお願いしたい、そのように思います。

それから次に、畜産の振興についてなのですが、やはり今減産の目標数についてはクリアできているという説明いただきました。しかしながら、この農業分野何でもそうなのですが、一朝一夕に今月だめだったから来月という要素のものは何もありませんし、乳牛の場合にはやはり 1 年という期間が必要になってまいります。そういったことも加味していろいろ情報をお互いに共有しながら、余り大きな変動のない、生産方式をとらざるを得ないようなことをなるべく避けていただけるよう、行政の立場として、もちろん農協もそういったこともやるでしょうけれども、そういった中で連携をとりながら取り進めていっていただきたい、そういうふうに思います。

それから、肉用牛については、これまたアメリカの牛肉の輸入が再開される段階であります。今のところ町長の答弁のとおり、高値で安定した中で進んでまいっておりますが、やはりこれとていろんな状況の急激な変化というものもありますし、このごろの予算書見ますと、防疫組合みたいな、数年前口蹄疫がはやったところちょっと一時間問題ありまして、行政としてその薬剤の補助をした経過があったと思いますが、やはり BSE もそうですし、口蹄疫なんかもそうです。やはり落ちついた時期に出てきたときに右往左往しないような配慮も行政としては必要なのではないか、これはお互い

の関係機関、これは斜網NOSA I なんかも同じこと言えると思いますが、そういった関係機関の密なる連携のもとに取り進めていただきたい、そのように思います。

それから、黒毛和牛の肥育試験についてなのですが、これは効果というものはあったという答弁だったですけれども、費用対効果という面での行政としてやるべき内容なのかどうかということでもちょっと疑問を持ったものですから、こういった話をさせていただいているのですが、今後見直す方向もあり得るというふうに理解したところなのですが、やはりこれは行政でやるよりも専門的な立場の人の方が詳しい試験データ等々の使い方もできるのではなかろうか、数年にわたって続けられた事業ではありますけれども、大空町として、東藻琴地域ではやっていないということでもありますので、その辺も改めて再検討をしていただくべき内容ではないのかなと、そのように思います。

それから、品評会のあり方についてなのですが、東藻琴地域においてはもう数年間やっていない、そういった時間をとり得ないので、中止になったというようなお話を聞きました。しかしながら、前の質問でいろいろ複合的な経営の中で牛を取り入れているという部分もあります。これ何の分野でもそうなのですが、手塩にかけて育てたものをどこかで発表したいというのは普通の心理だと思います。私も文化連盟に加盟しておりますけれども、日ごろ練習したことはどこかで発表したい。それから、盆栽なんかでも同じこと言えると思います。日ごろ手入れをしながらつくり上げてきたものを発表したいというのは、皆さん共通した認識ではなかろうかと思います。その中で、この品評会につきましてもやはり長い時間かけて一生懸命育て上げたものを披露する唯一の場所ではなかろうかと思います。かつては女満別町の牛が全国大会にも出品されたという経過もありまして、やはりその品評会で人といろいろ見比べることによって次の意欲につながったり、いろんないい意味での効果があらわれるといいですか、自覚できる場所ではなかろうかと思うのです。ですから、今回このお話を聞きますと、品評会当日町長は所用と言いましたけれども、ここで臨時会やっておりましたし、その状況はわかりますが、ただ会場も雨でぬかるんでちょっとわき道行くととても長靴で歩ける状況の場所ではなかったというような話も聞いております。ですから、同じ振興をするのであれば、やはりその環境を整えるという意味で行政の果たす役割というのは必要なのではないかな、そのようなことを考えておりますので、よろしく答弁をお願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 品目横断的所得安定対策につきましては、先ほど申し上げたとおり、最大限の努力を図ってまいりたいと思います。この地域の中心的な産業であります農業であるがゆえに、やはりそういった漏れなく地域の方々の意欲を取り込んだ中でスタートできるというのが一番いいだろうというふうに思っております。当初は年齢要件などというようなこともうわさされておりましたけれども、そういったものが外されてきたということでもありますので、さらにその間口については広がっているとは思いますが

けれども、先ほど言った今の試算の中では、今個別にやった中では落ちる部分も、方々も出てくるのではないかと、そういうことにならないように最大限知恵を絞りながら対処してまいりたいというふうに思います。

乳牛に係る関係でありますけれども、これは私の感じ方なのかもしれませんけれども、13年前、平成6年の当時も生乳の生産調整というものが行われていたというふうに思います。そのとき私は農政係長にいましたけれども、そのときの系統の消費拡大のキャンペーンや、さらには取り組みに対する迅速さというものは今よりももっと早く、さらにもっと大きなキャンペーンを打っていたのではないのかなというふうに思います。今回急に在庫が出てきたというわけではなくて、ある程度そういうことは予測されていたのではないかと、そんなふうに思うのですけれども、その対策が少し後手に回っている部分があったのではないかなと、そんな感じを持っております。しかしながら、行政の中でできることといいますと、そういった製品のやはり有用価値というものを広く皆さんに伝えたり、そのPRをしたり、そういう中で消費の拡大に結びつけられる展開をしていくということだろうというふうに思います。いろいろな機会にかかわって関係団体と連携をとりながら、対処、PRをしていきたいというふうに思います。

肉用牛については、過去に薬剤の補助などもしていたと、これはかなり古くから薬剤補助という形で一定期間の役割を終えたというような考え方でありまして、こういった肉用牛等も非常に危機管理というのでしょうか、いざ何か起こったときには大きなダメージを受けるということがあります。そういった意味では、これも連携を密にしていないと、その対処ができないということでもありますので、これ農業の分野全般に言えることかもしれませんけれども、生産者の方々、そして行政や生産団体というところが緊密に情報交換をしていかなければならないと、そんなふうに考えております。

肥育試験事業については、計画交配ですとか、それから肉質の向上、またその飼養管理技術の向上というところでは成果はあったというふうに思います。これが行政で携わってきた経過というのは、町営牧野を町として所有をしていたと、その冬期間の職員対応ですとか、さらには昭和45年、6年当時から水田の転作とあわせて黒毛和牛が入ってきた折の肉牛センターとしての役割を担うということから、行政が直接職員をもってこの事業に当たってきたという経過があります。しかし、先ほど言いましたけれども、あくまでも職員でありますので、その退職の時期というものも正直言ってございます。そういった中で肥育技術の特殊性というものを考えたときに、今後どういう形でこういったものを行っていくのかと、さらには継続も含めてどうあるべきなのかということについて十分検討しなければならないと思います。また、町営牧野のそれに伴う管理ということもそのまま行政で行っていくべきなのか、もしくは業務委託や、さらには指定管理者制度といったようなものが活用できるのかどうかということも含めて考え、検討して、そのあり方というものを導き出していかなければならないというふうに思います。肥育試験事業については、登録を受けた和牛改良組合と密接な関係があることから、合併をしましても大空町の中においても女満別地域ということで今のところ限定をされております。そういった中で、どのような形がいいか

ということとその当事者であります方々とも協議をしていきたいというふうに思います。

品評会の関係でありますけれども、手塩に育ててこられた家畜、そういったものを見せるということ、これは家畜品評会に出陳をされている、いつも上位入賞を果たしている方から教えていただいたことでもありますけれども、和牛などでいいますと、人間でいうところの美人コンテストのような、スタイルコンテストのようなものなのだという、それに出陳をして上位入賞、そういったものを果たすためにはふだん本当に手塩にかけて小まめに毛繕いをしたり、洗ったり、いろんなことをしていかなければならないというふうなことでお話を聞いたことがございます。そういったことからいけば、そういうことのできる方々はぜひともやはりそういうところで出陳をして、そして上位入賞を果たす、そのことがまた次の営農活動にプラスになってくる、そういう部分もあるのだろうというふうに思います。しかし、先ほど私申ししたのは、多頭化の中でそういう時間もなかなかとれない方々がふえてきた、そういう規模の状況になってきているということでもありますので、そのあり方というものが各市町村段階で必ず実施をしなければならないかどうかということも含めて、その飼育、飼養されている方々とお話を今後もさせていただきたいなというふうに思います。そういうことでやる場所等については、大変場所、例年行っておりますけれども、確かに余り足場のよくないところかというふうに思います。この家畜品評会のあり方と含めて、やるのであればどういう場所がいいのか、さらにどういう環境を整えてあげなければならないのかということは、その存続の問題も含めて、あり方の問題も含めてお話をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 最後、この担い手の部分について特にお願いして質問を終わりたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 これから細部の運用についても明らかになってくる部分がまたあろうかと思っています。そういった仕組み、それを十分熟知しながら、地域として拾い上げる最大限の努力をしながら、地域の農業者の方々の意欲というものにこたえてまいりたいというふうに思います。ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了します。
次に、15番、榎原達也議員の一般質問を許します。

◇榎原議員 それでは、18年第1回大空町議会定例会で通告書に従って、一般質問をいたします。

まず、第1、女満別幼稚園北側歩道の整備についてであります。私は、約5年余り

時々女満別幼稚園に朝行く機会があります。特にことはよく雨が降っております。幼稚園北側を通行しようと思うのですが、歩道が舗装されていないので、車道を歩くのですが、車道を歩くと子供と会うと何となく抵抗感を感じるわけであります。児童などが安心、安全に歩けないのでは歩道としてはどうかと思っております。交通教育においても問題があるのではないかというふうに思っております。網走管内で最大の幼稚園の人数です。雨の日も普通に歩道を歩けるように、広く歩道をアスファルトにして通園できるようにしたらどうかと思っております。お伺いいたします。

2 番目、空港道路について。昨年 7 月美幌高野から女満別空港まで高規格幹線道路バイパスが開通し、車両の通行が多大に増加し、空港乗降客も知床が世界遺産に登録され、濤沸湖がラムサール条約に登録され、今後ますます利用がふえると予想されております。つくられた空港道路は、トドマツが両側に植えてあり、歩道には花が咲き、歩道にはほとんど人影もないです。西通りまで信号機もないし、道路はすばらしく運転しやすい、都会の変な高速道路より走りやすいそうです。行政としては、今後増大する交通量にどのように安全対策で対処しようとしているのかお伺いしたい。と同時に、1 2 線から空港までのこれからの工事日程はどういうふうになっているのかお伺いいたします。

3 番目、空き店舗対策について。どの市町村でも中心市街地において空き店舗が目立っております。市街地再開発もなかなか進まないきょうこのごろです。網走、美幌両市町では空き店舗で開業しようとする場合家賃補助を行って新規開業が好調だと言われております。景気の低迷や郊外型店舗の進出など、消費傾向がさま変わりして中心商店街の空き店舗が増加傾向にある中、当町に限らず商店街のイメージを悪化させる要因にもなっています。空き店舗支援策で解消を図り、不足業種などの解消もあわせて中心商店街の魅力アップに向けて町、市などが積極的に起業化の支援を進めております。当大空町においてもそのような制度をつくって空き店舗への支援、起業化への支援を進めてはどうかお伺いいたします。

4 番目、借り上げ住宅について。町執行方針でしらかば第 2 団地 2 棟 1 6 戸建設に向け実施計画を行うこととしておりますとなっておりますが、きょうこのごろは借り上げ公営住宅へと移行されていて、各市町でも最近行われております。執行方針の別のところでは、安全や安心といった心の安らぎ、余裕がなくてはなりません。生活になくてはならない水の供給、健康に生活するための医療の確保、高齢者や障害者など立場の弱い方々の福祉、計画的な宅地、住宅の供給など、民間の方々の活力もかりながら整備を進めていく必要がありますとなっております。網走市では、中心市街地の借り上げ公営住宅は 3 年間で 5 0 戸建設する予定であったと。ところが、予定を変更して期間を 3 年から 2 年に短縮し、戸数も 2 0 戸ふやして借り上げ住宅を 7 0 戸にするそうです。戸数増加については、想像以上の建設会社などの事業需要が見込まれる、市民の町中住居を積極的に推進するためとしている、これを進めるに当たって 2 0 0 5 年に策定した市街地住宅計画を一部変更したとなっております。今回の公営住宅はどこに建設するかわからないけれども、他の市町村でも計画変更を進めて行っております。町としてはどのように考えているのか、お聞きしたいです。

以上です、第 1 回目。

◇議 長 町長。

◇町 長 樫原議員からの一般質問にご答弁を申し上げたいと思います。

まず最初に、幼稚園北通り線、幼稚園の北側を通る道路でございます。この道路の延長は129.6メートルということで、車道幅員は6メートルございますけれども、現況の歩道の部分、これについては平成2年財務局より道路用地ということで譲渡を受けておりますけれども、それを机上ではかってみますと約3メートル程度の歩道幅がございます。しかし、現況の中にはそういった中に幼稚園の部分の樹木ですとかそういったものが少し出ている部分もありますし、現況は1.5メートル程度の幅ということになっておりまして、さらにその部分については火山灰が踏み固められたような状態というような状況であるというふうに思っております。道路構造令によって歩道を確保しようという場合には2.5メートル以上のものが対象になってくると、それ以下の場合についてはそういったものに合致しませんので、やる場合においては町単独として行わなければならないというふうなことでまいります。今幼稚園の現況を見ますと、駐車場に車を置いて、もしくは各ご家庭から子供たちを幼稚園に送っていかれる父母の方がおります。そういった中で、幼稚園北通り線を通行される方も多くなっている部分があるかと思います。今後新しい総合計画の中に道路整備というものも当然盛り込んでいかなければならないと思っておりますけれども、そういった中においては従来の部分からだんだん市街地の歩道の循環性といいたうか、そういったものが主体になってくるのではないかと、私はそのように思っているところであります。そういった意味から、しっかり計画に位置づけながら整備をするということも片や必要ではないかなというふうに思います。また、本日森田議員の一般質問にもお答えしたときに、小学校の建設において幼稚園などのあり方ということも計画を策定する中で盛り込んでいかなければならないということからいけば、将来ともあの場所に幼稚園があるかどうかということも判断、考えながら対処していかなければならないと、そんなふうに思っております。しかしながら、今通われている子供たちのその不便さというものも片や考えなければなりませんし、幼稚園に通う期間というのは一定の期間でしかない、そういった子供たちのことも考え合わせると、何がしかの整備が必要になってくるのではないかと、そんなふうにも考えております。十分な形になるかどうかわかりませんが、今の歩きにくさということを考え合わせて、防じん処理を施して子供たちがその場所を歩けるような、そんな形に対処できるように進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

続きまして、空港通3・3・2通りについてでありますけれども、現在国道から1,040メートルのところ、中央13線までを一つの整備区間として、実質的な工事は平成15年度から17年度までということで進めておりますけれども、16年の10月にそれ以降、さらにそれから空港に向かって270メートルの区間について整備を進めるということになってございます。これについては、17年度から19年度の間で進めるということで、現在は測量ですとか、支障物件等々用地の関係をしております

すけれども、その後19年度までにさらに270メートルを足して延長で1,310メートルのところまで整備をするという計画であるということで北海道の方から説明を受けているところでございます。今回ご指摘がありましたように、非常に道路の形状、車道部分が6.5メートルで、さらに駐車帯部分が2.25メートルでございますので、合わせますと11メートル幅の車道が確保されているということでございます。さらには、美幌バイパスが高野から女満別空港のインターのところまで接続をされたら、その流れに乗ってかなりスピードを上げた中で車両が通行するというような状況になってございます。一方で、植樹帯などもありますので、そういったことでそのほかの道路から空港線を横断をする、もしくはそこに進入をしようとする場合に見づらいというようなことのご指摘もあるというふうに認識をしております。一番の大きな事故等における安全対策としては、その通りをやはり低速で通行していただくということが一番ではないかと、そんなふうに考えてございます。先ほど言った道路幅を高齢者の方や、もしくは子供さんたちが横断をする、そういったときにかなりの時間を要する、さらにスピードを上げた車が近づいてくるということであれば、事故を起こし得る可能性というものは高まってくるという中で、町といたしましてはこの空港通りを通る車の方々、特に地元の方々になりますけれども、そういった方々に指定速度の範囲内で通行をお願いをする、そういう取り組みを今後十分進めていかなければならないというふうに思います。交通安全大会でありますとか、交通安全の関係のいろんな団体の総会、さらには広報などでPRを十分に図ってまいりたいと思います。さらには、網走警察署などとも情報交換をしながら、取り締まりということも場合によって必要になってくるのではないかなと。そういうことでスピードダウンの励行ということにつなげていけるような取り組みを町としては進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

空港線につきましては、バイパスが開通をしてからかなりな交通量になってございます。昨年の6月のバイパスの開通前は、国道39号線を曲がる車が5,616台、女満別空港線の車が2,932台と、合計8,548台6月のある日通ったわけがありますけれども、比率にいたしますと66%が国道39号、34%が空港通りと、7対3、約2対1ぐらいの割合でありました。しかし、バイパスの開通以後、国道39号線が4,276台、道道空港線が4,421台、合計で8,697台、この数は余り変わっておりませんが、その比率は49%が国道で、51%が空港線ということで約1対1の比率になっているわけであります。そういった意味から、それだけの交通量のものがさらにスピードを出してということで考えますと、大きな事故につながらないうちにやはりいろいろな講ずべき手段をとっていくということが必要ではないかということで、北海道や網走警察署とも連携をしながら交通安全の対策について進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、中心市街地でありますけれども、中心市街地の空き店舗対策といたしまして15年、また17年度に一部店舗を借り上げするための補助金を町が支出をいたしまして取り組んできた経過にあります。確かにそういう単発的な催し物のときには町の中に一時的ににぎわいが戻るわけがありますけれども、恒常的な対策になっていないと、継続された利用にはなっていないという課題もございます。そういったことから、

やはり新しくその場所で開業される方々の誘致ということも事業所の誘致というような意味から必要ではないかというご提案のようにも受け取りました。美幌町、また網走市などでもそういう取り組みをしているということで、美幌町の場合ですけれども、月額家賃の4分の1または月額2万円のいずれか少ない額を最長12カ月間補助をいたしますという形の中で町がそういう新規事業者に対して補助をすると、同額を商工会議所が補助するというような仕組みをとって、そして誘致を図っているということでございます。今現在大空町といたしましては、中小企業振興資金の事業融資を従来は開店後1年以上経過した方を対象にしておりましたがけれども、この新しい大空町の融資制度としては1年未満の新規事業者の方でも融資が受けられるような、そんな仕組みにしております。しかし、それだけでは十分ではないのではないかというご指摘だと思います。先ほど言った家賃の補助というものがこの女満別の市街地や東藻琴の市街地に有効な手段かどうかということをも十分検討させていただきたいと思います。決して否定しているわけではなくて、やはりその地域における商工業の状況というものが有りますので、そのことがすなわち誘致につながるかどうかということと関係する方々と相談をさせていただきながら、その方策と最終決定を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、借り上げ住宅についてであります。しらかば第2団地につきましては、平成11年度に建設に着手したわけでありましてけれども、その前のその計画に当たって住宅マスタープランというものを立てました。それは平成8年、9年かかってつくったわけなのですけれども、その当時は借り上げという発想がまだまだ公営住宅の中にはなかったと。まして現在進めておりますしらかば第2団地、これについては公営住宅法に基づくものというよりは特別公共賃貸住宅ということで優良賃貸住宅の関係の法律に基づいて整備を進めてきたというようなことから、借り上げというところがその当時の計画の中に盛り込まれていなかったというのがまず1点であります。今回のこの計画、事業、最後の年度として16戸の建設を予定しているわけでありましてけれども、ニーズに合わせながらつくってまいりました。また、財源措置の関係で少し先送りをしたようなことになってきましたので、少し時間がかかっているということでもありますけれども、これをこういう形で整備しない場合、事業が中止になった場合、さらには団地が完全に完成しないというような場合については補助金の返還ということも可能性としてありますし、事業の再評価の対象になって国からの判断が下されるというようなこともあります。そういった中におきましては、従来の計画を踏襲した中で、今回については残り2棟16戸の設計に着手させていただきたいということでございます。しかし、現在大空町として持っておりますこの改革は、しらかば第2団地と、さらにはあさひ団地の関係でありますけれども、これ以降のものについては当然今議員がご指摘になったように、整備の手法としていろいろなものがございまして、そういったものの比較検討しながら、その建てる場所等のことも含めて考えていかなければならないのではないかというふうに考えてございます。

また、美幌町が整備をした借り上げ住宅のときの比較検討資料というものを入手いたしました。実際に直接建てたとき、今回今大空町が取り組もうとしている補助金をもらいながら、さらには起債借入れをして行うときの最終的な償還額、さらには借

り上げ住宅として整備をした額というようなものについては、比較検討しますと大きな財源の差にはなっていないということであります。底地の問題、それも含めてどちらの側の建て方がいいのかということを今後整備するような場合においては十分検討させていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。町の財政的なこともありますので、そういった手法、さまざま出てきている内容について検討を加えた中で、またご相談をさせていただくことに今後なってくる場面があるかと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 まず第1に、女満別幼稚園のことなのですがけれども、旧東藻琴の幼稚園の周辺は見たことがありますか。非常にきれいに整備されているのです。歩道もちゃんと手をつないで歩けるようにきれいに整備されております。ここに写真があるのでありますが、このようにきれいに整備されております。東藻琴においては、幼児教育には本当に力入れているのだなというふうに思っております。本当は幼稚園全体を建てかえていただきたいという大きな声を出したいのですがけれども、そんなこと言うと、ああだこうだと言ってなかなか腰上げてくれない。歩道のアスファルトぐらい東藻琴と同じレベルでしていただきたいと思っております。また、冬期間閉鎖する道路さえつくるぐらい力のある行政です。ぜひ検討していただきたい。

◇議 長 町長。

◇町 長 昨日日曜日に東藻琴の幼稚園の運動会にも行って、10時から12時まで子供たちの声援をしてまいりました。その折、高校のところに車を置かせていただいて歩いていきました。周りにおいては、非常に幼稚園の環境としては、正直申し上げまして、女満別のところよりは十分ゆとりある広場もありますし、芝生もありますし、そういった意味ではすばらしいかと、そんな思いを持っているのも議員と同じ気持ちであります。建てかえについては、もちろん先ほど別な森田議員のご質問にもありましたように、あそこの施設についても昭和50年程度の建物かというふうに思います。耐震についても今後調査をしなければなりませんけれども、そういった問題の中で課題としてそういったものもあるということも十分承知しているわけであります。ですから、その歩道の整備のあり方というものについてもいろいろな観点から考えていかなければならないというふうに思っています。ただ、先ほど言いましたように、だから何もしないということでは今通われている子供たちの教育の環境というものを考えたときに大変申しわけない部分もあるだろうというふうに思います。そういった意味でその整備手法についていろいろ考え合わせながら、子供たちが安心してその歩道を歩けるような、そんな形のことを考えてみたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 では、しっかり検討していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2番目、空港通りのことなのですが、この地方は冬になると必ず雪が降るのです。雪が降るということを考えて道路づくりをしているのかなというふうに思っているのです。西通り交差点では、ことしの1月ごろ大きな事故が2件立て続けに起こってありました。寒い中、警察の方も本当に一生懸命4時間から5時間かかってやっております。大きな損失です、お互いに。除雪され雪の山、それからトドマツがあって交差してきているところが全く見通しが悪く、事故が起きるといったらほとんどレンタカーが絡んでいる事故が多いそうです。また、大きく除雪する場合はトドマツがあり、それからエンブレムかなと思ったら、いすだそうですね、あれ。あのいすだって、例えば夏の暑い日なんてあのいすの上なんて熱くて座れない、雨の日は座れないし、そして写してきたのですが、花壇の中にあるのです、これ。どっち向いて座るのかわからない。車道の方には敷石は敷いていないのです。後ろの方に敷いてあるのです。こういうものを置いておくと、冬の排雪、除雪なんて全くしづらいと思います、こういうことをすると。道は、地方公共団体の意見はなかなか聞かないというふうによく言われているけれども、これはよく言った方がいいと思います。旭川ウエルカムロードは、山の中にあるのです。だから、横断する道路がほとんどないのです。だから、ああいうところは両側にトドマツを植えようと何をしようと別に交通の障害にはならないです。ここ女満別の場合は住宅街です。それから、函館のウエルカムロードは、迂回しているけれども、みんな信号機があるのです。そういうことでよく要望した方がいいと思います。

2回目、そういうことで。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回空港線の整備においては、期成会の方々ともいろんな意見交換をしながら整備を進めてきたというふうに聞いてございます。その中でやはり出ておりましたのは、半年間は雪が降るということで、そういう冬期間のことも十分考慮しながらというふうなご意見もその中に多数あったように思います。それで、除雪の関係につきましては、確かに交差点部分というのは非常に、先ほど言いましたベンチがあったり、そして樹木が植わさっているということで、その部分、帯として除雪されない部分が残りますので、それが交差点の近くまで延びてまいりますと、確かに見通しが悪いということになってこようかと思えます。その交差点部分、これは町道と交差をしたり、道道同士の交差であったりという部分はありますけれども、そういった部分の交差点の除雪または排雪、そういったものについては北海道の方に十分申し入れをしたいというふうに思いますし、場合によっては町としてその対策を講じることがどうかということも含めながら検討を進めたいというふうに思います。ただ、そのほかの線としての部分については、その部分歩道幅がかなり、あの部分については歩道が5.5メ

ートルでございます。そういった中においては、あの部分の除雪をしなくても歩道の部分の歩行部分というのはある程度冬期間も確保できるのではないかと。また、その部分に樹木があり、またはベンチがあるということで除雪をしないことで完全に車道と歩道が分離された中で存続するという形で、そういった意味からは車両がスリップをして歩道側に飛び込んでこないというような意味合いもあるのではないかと、そんなふうに思っております。

ベンチの部分については、あれは決して車道側向かって座るわけではありません。町民の方々から言われたこともありました。町長、あそこにぽつんと座って車道の方を向いてみたのだけれども、あれは危ないなと言われました。そのとおりだというふうに思います。あれは、歩道側というふうなことであります。私なりに私が就任した後申しましたのは、ベンチも場合によっては高齢者の方々がお歩きになるときに必要な部分もあると、ただ当初国道側から役場側まで設置をしたベンチの数を見ますとかなり数としては多いと、これから先含めてそんなにたくさんの数が要るのかどうかということで、そういった部分についても検討してほしいということを申し上げました。そういった中で、こちら側から比べますと、そういったベンチの数というものはこれから先、役場の前の交差点から向こう側になりますけれども、数的には少なくなってきたのではないかなというふうに思っております。

また、レンタカーの方々の事故が多いというようなことのご指摘もありました。この件については、網走警察署の方にも昨日出向いて署長にそういった旨のお話もさせていただきました。私自身昨年の夏にここの前で昼休みに通る車の数、車両の数を数えましたけれども、1時間に400台程度になりました。その15%がレンタカーであったと。たまたま飛行機の離発着の時間に重なっている部分もあるのかもしれませんが、そういうような中では不案内な方がこの地域を通ると。だとすれば、先ほど言いましたように、やはり地域の方々も通るわけですから、その人たちが低速でいいまいしょうか、安全な走行をされる、その流れに乗ってそのほかの地域の方々も運転をしていただくということが大変大切になるのではないかなというふうに思いますので、地元の方々にまずスピードのダウンの励行というところを図ってまいりたいということでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上で2回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 スピードダウン、ダウンといってもなかなか、最初に言ったように都会の変な高速道路よりすばらしいのだそうです。だから、玉木さんのところからこっちへ来るといったら、本当に結構スピード自然に出てくるそうです。それで、昨日もそうなのだけれども、エア・ドゥだとかエアトランセが、航空会社が就航し、それは知床が世界遺産に登録され、濤沸湖がラムサール条約に登録されたということで多大な観光客が来ると予想されて就航しているそうです。女満別空港にはレンタカーの店舗が立ち並んでおります。昨日もエアトランセが就航され、札幌女満別が1万円で行けると、ますます便利になるのだと。昨年私なりに調査したところ7月、8月の忙しいと

きには1日700台から800台レンタカーが出るそうです。そのうち7割から8割は、網走方面に行くそうです。そういうことで、冬なんかはその半分としても、排雪するといったって木が邪魔でどうやって排雪するのか、石だってあったらロータリーなんて使いづらいです、本当に。交差点だってなかなか言わないと排雪しない、ことしの1月の中過ぎ、私が言われて道の管理維持のところに電話かけたら、あした行きますと、朝の5時から来て排雪していただきましたけれども、やはりそのときも道の人は何も言わないのだけれども、地域住民の人は木のあるところも排雪したいということ結構言われておりました。だから、こういう木だとかこういういすは、いすはあれだけれども、木はなんて、だから先ほど言ったように旭川だとか横に車が通らないところはこういう木でもいいかもしれない、これは今のうちはこういう木かもしれないけれども、だんだん大きくなっていったらどうするのかなというふうに思います。だから、安全対策としてはこの木をセットバックするとか、それから信号機を増設するとかと、そういうことをしないと、スピードダウン、スピードダウンと取り締まりばかりしたってこれはなかなかうまくいかないというふうに思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 交差点部分の樹木については、その場所を考えながら土現の方に例えば伐採ができるのかどうか、安全性等確認をしてどちらの方がいいかということで話しするということではできるかと思います。ただ、全体にセットバックをするということは非常に難しいというふうに私は思います。それであれば、全部木を切ってしまうというようなことの手段の方が可能性としてはあるのかなと。ただ、それについても当然賛否両論あるかと思いますが、十分慎重に検討しなければならないというふうに思います。ただ、将来、もちろん樹木ですから高くなっていきますということについては、高さの剪定、さらには下枝刈りということについては北海道の方に十分申し入れておりますので、そういった中できちとした対応をとっていただくようにしていきたいというふうに思います。

信号機についてですけれども、現実的には今なかなか設置というのが私どもの地域の要望だけでは実現しないような状況になっているということでもあります。さらに、昨日の網走警察署長の話では、今現在ここは40キロ指定速度の制限になっていると。ただ、これだけの道路幅、さらには歩道の状況、樹木帯やそういった安全施設等も含めれば本来でいくと50キロ制限というところが妥当なものではないのかなと、これは一般的な見方ではあるのだけれどもというようなご意見もありました。その中で先ほど言った空港、さらにはバイパスから抜けてくる車両が非常に多くなってきているという中で、確かに歩行者の安全もあるのだけれども、信号機の数というものも十分、地域の要望としてもわかるのだけれども、考えなければならないと。設置できるかできないかということもあるのですけれども、車両の流れをどのように判断をしていくかという視点も必要であるというふうなアドバイスを受けてまいりました。現実にはこちら側からいいますと、国道の交差点部分にまずありますと、さらには西通りのところにあって、そして通学路のところにある、さらには温泉施設に曲がるというので

すか、入っていくところの向こう側のところに1カ所あるというような形であります。本来要望として地域の中からありますのは、農協の店舗、さらにはこちら側には病院施設がある、そのところに信号機をつけて横断を確保した方がいいのではないかというご意見があるのも私自身承知をしております。しかし、そのときに車の流れがどのような形になってくると、バイパスから網走へ向けて抜けるという中においてとまる箇所がふえるということについての見方もしていかなければならないのかなと、私自身十分そのところの考え方がまだ整理がついていない部分も正直ございます。地域の要望の中でどういうふうなことで今後行政がいろいろな関係機関にお願いをしていっていいのかということで課題として承知しておりますけれども、もう少しお時間をいただきながら対処させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 信号機については、そのように検討していただきたいと思っております。

それから、木の件なのですが、まちづくりにおいては電柱は、電線は地下に埋めようとしているのが普通なのです。どこか旭川行っても札幌行っても電柱はないし、電線はないのだ。だから、町の中にああいう木は私は要らないと思っております。そういうことで、ひとつそれも検討していただきたいと思っております。

次に、空き店舗対策。空き店舗対策は、先ほど答弁したので十分いいのではないかというふうに思っておりますので、省略させていただいて、次、4番目、借り上げ住宅に関してですけれども、借り上げ公営住宅とはどういう仕組みになっているのか、担当者の方から説明していただきたいのですけれども。

◇議 長 町長。

◇町 長 町の中に木は要らないという今ご意見もございましたけれども、都市計画を導入しながらまちづくりを進めているほかのところ、市町村、例えば北見市などにおきましてもプラタナスですとか、通りによっては柳があつたりと、いろいろな樹木をもって町の中の街路樹としての役割を果たしている部分もあります。今、一方議員が言われたような物の見方もありましようけれども、期成会などとも話をしながら進めてきているところでもあります。この件については、そういったご意見も地域の中にはあるということも含めながら、今後いろんなところで協議といいましようか、話を出してみたいというふうに思います。その中で、どういうふうな取り扱いをするかということをもたえてまいりたいというふうに思います。

また、空き店舗対策については、先ほど答弁しましたとおり、決してそのことが否というふうに思っているわけではなくて、こういう方法どうかなと、正直言って思っております。ただ、美幌や網走だと効果があるけれども、大空町の場合についてはそれが効果生むかどうかということをしつろんな方にご意見を伺って対処してみたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

借り上げ住宅の関係については、担当の方から少し説明をさせていただきたいと思います。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 借り上げ住宅の仕組みということでございますけれども、借り上げ公営住宅制度につきましては、平成8年度の公営住宅法の抜本的な改正に際しまして多様な手法による公営住宅の供給を念頭に新設されたものでございます。この借り上げ住宅につきましては、公営住宅の計画の中に戸数を位置づけ、民間敷地に建設された建物を公営住宅として一定期間借り上げるという手法でございます。借り上げする場合には、当初に共用部分など建設の一部を建築主に補助し、その後借り上げ期間中借上料を建設しているところに役場からお支払いすると、こういう制度でございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 2006年6月ということは、この間の大空町まちのおしらせということなのですが、町営住宅入居者募集についてということで女満別では17戸、東藻琴では1戸募集されております。女満別ではこんなに空き室があるのにまた多大な投資をするのかなと、合併しない美幌、網走は独自に新規に公営住宅を建てないで借り上げ住宅の方向に進んでいるわけですが、その辺の考え方をお伺いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど申しましたように、公営住宅の計画を立てたときからかなりの年数がたっておりまして、そういった意味では当初の計画から見て人口の減少ですとか住戸の確保というものが見通しと違っているという部分があるかと思います。当初このしらかば第2団地については、特別公共賃貸住宅として整備を進めてきたところでありまして、今回については社会の経済状況等を考えて公営住宅という形で整備をするように考えたところであります。また、この計画自体が中止になった場合には、補助金の返還が発生する可能性もあると先ほどご答弁で申し上げました。そういった意味から、この建設を進めるという判断に達したわけでありまして、その入居者の確保ということについても担当課含めて町の至上命題として、いろいろな角度からそういった入居の方々を誘導して入ってもらうというような体制づくりもしていかなければならないということをもって最終的に判断をしたところでございます。町の中という、今まで私が思いますのは、個人の持ち家というものももちろん持っていいらっしゃる方々はいますが、そういった方々においても将来的には公営住宅にお住みになること、またそこには従来の戸別の住宅には例えば移住的な形でのストック住宅として確保できないかと、そういう部分も含めていろんな施策を組み合わせながら考えていかなければならないなというふうに思ったりもしています。また、

職員等々の職員住宅についても非常に老朽化が進んできております。しかし、それを建てるということではなくて、応分のもちろん負担をしてもらいながらそういうところに、例えば特別公共賃貸住宅のようなところに職員も含めて一般の町民の方と同じような中で住むということも可能性としてどうなのかということも含めながら、その入居のことについては考えてまいりたいなど、そんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

網走や美幌については、現在そのお住みになる方が、希望者がいるにもかかわらずなかなか住宅供給が十分ではないというギャップの中で新しく建てるご決断をされたのではないかというふうに思っております。現実ほかの町村からこの地域において住みたいということで、ほかから申し込まれている方々もいらっしゃるわけでありまして。そういった方々にも今後対応できるような形で、その募集の間口というものを広げながら対応していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 それはそれで募集かけて、それはそれでいいのですけれども、新たに建てるという美幌の話をされたのですけれども、美幌では新規に建てている公営住宅はないと、建てかえはやっておりますけれども。それから、借り上げ住宅は14年、15年、16年3カ年間で59戸建てましたと、新規に建てている、駅前には道営住宅だそうです。それから、北見では、ホームページにも載っているのですけれども、18年度募集して19年度から建設いたしますというふうな説明であります。それから、行政が公営住宅を建てると固定資産税は入ってこないです。管理もしなければなりません。選考委員会をつくって選考委員にも報酬を払わなければならない。ところが、借り上げ住宅の場合は、民間が建設した場合は固定資産税が結構入ってきます。管理も業者がやればいい。それから、美幌や網走だとか北見は、議員さんからの提案ではなくて、行政がそういう提案をしてやっていったわけです。それと、9月でやめるという小泉さんがいつも、余り見ているわけでもないのですけれども、時々テレビで見ると、民間でやれることは民間に任せたらいいのではないかと、何でもかんでも行政がやる必要はないと、そんなこと言いながら郵政事業も民間になってしまいましたけれども、その辺の考え方も一度整理した方がいいのではないかなというふうに思っております。本当に先ほども言ったけれども、どうしても箱物をつくりたいというのだったら、先ほど言ったように小学校だとか中学校だとか建てることいっぱいあるのです。その方に資金を回したらいかかなというふうに思ったりもしております。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回新規に建てるということでご質問がありましたけれども、当然古くなっております昭和の公営住宅、そういった方々の住みかえということも念頭に置いての

ものでございます。管理の仕方については、町が建てたということにおいても多様な管理の仕方というものがあろうかというふうに思っておりますので、そういった中で判断をしていきたいと思います。

小泉首相は、民間にできることは民間にということで言われておりますので、例えばこういった住宅についても途中でやめても補助金の返還は要らないというようなことと言っていただけるのであれば、また計画の見直しということもできるのかもしれませんが、片やそれはそれ、これはこれということで、そういった場合については返還していただくよというような国の考え方も示されております。そういった中で、平成9年当時建てたマスタープランに基づいてこのものを進めてきているという中では、私としてもじくじたる思いはありますけれども、その中で最大限努力をしながら入居者の確保だとか、それからコストダウンだとか管理のあり方だとかというものを考えながらやっていかなければならないなというふうに思っておりますので、そういったところもご理解をいただきたいなというふうに思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 何年前か忘れたのですが、稲城市と議員の交流会が、駅前のところではパークゴルフの交流会があったのです。そのときに稲城市の議員さんが、反対側に栈橋があったのです。あれは何で使われないのかなと。途中で腐っているか何かして通れないのだ。そういうことで一般質問したところ、補助金をもらっているから、返還しなければならぬから壊せないのだと。ところが、何年もたたぬうちにあれ撤去されました。

それから、補助金の問題ですけれども、ことし言って来年というわけにはいかないのですが、あるところに聞きますと、計画変更がどちらにしても公営住宅であり、ことしすぐとはいかないが、それなりの事由あれば見てもらえるという話です。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、最初のパークゴルフ場にあった栈橋というのは、多分端にあった遊歩道のことでないかというふうに思いますけれども、あれは平成16年度に撤去した部分かというふうに思います。そのときに補助金が入っているというようなことで答弁したかもしれませんが、私はその必要性だとか、もし壊れているのであればそのものについては十分物申していきたいというふうに、それはそのとおりというふうに思います。しかし、今回の部分については、かなり北海道とも過去3年間にわたってこの問題についてやり合ってきた中でこの判断だということでございます。決してきのうきょうこれを思い立って事業を中止にできないなということではなくて、この問題は旧女満別町時代、私が就任した当時から議員と同じような物の見方でそれを取りやめることが例えばできるかできないかということも含めて、かなり北海道とも協議を重ねてまいった中で、最終的には特別公共賃貸住宅ではなくて公営住宅の側でという仕切りを切りかえてこのところに持ってきたということでもあります。その間

いろいろな入居させるための方策ということも片方で検討しながら、ここに至ったということでありますので、何とぞこの部分についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 この資料は、この間担当者にコピーして渡したのですけれども、網走では変更したということなのです。だから、十分に交渉、いつ交渉したか知らないけれども、網走だってこれは変更しているのです。だから、私はもう一度交渉する余地があるのではないかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時32分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。
町長。

◇町 長 新聞報道の関係かと思いますが、新聞報道だけではその背景にある条件が同じかどうかということについては十分わからない部分があります。今回網走市、新聞の中でいいますと、期間を短縮をする、さらに住戸戸数をふやすというようなことで書かれているような部分がありますけれども、大空町の場合においては今ある先ほど言った町が保有している敷地の中に建設を予定をしております。新たに土地を求めて整備をする場合、さらには既存地に整備をする場合、そのときにおけるコストというものも借り上げの場合と、さらには直接建設をする場合という中では違ってくる部分があります。この網走市の意図としている部分について、網走市の計画変更というものがどういう内容のものかというものについてさらに調査をして後ほどご説明をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をさせていただきたいと思います。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 それから、もう一度確認をしておくのですけれども、行政が建てたのが全部公営住宅ではなくて、民間からの借り上げも公営住宅だということをよく覚えていただきたいのです。同じ公営住宅なのです。そういうことでよく検討していただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 それについては、整備の手法として民間が建てられたものを町として借り上

げをする、それも公営住宅ですし、町が直接建設をするというものも公営住宅である、総じてその地域の中にお住まいの方々の住戸をどういう形で整備をしていくかというところが手法として違うということであって、受ける側の町民の方からすれば、安くともいいでしょうか、低廉な価格でそういった環境が手に入る、素晴らしい環境が手に入る方がいいという視点でありますので、そのコストの面だとか、そういった部分も含めながら今後整備手法について、当然新しいものについてはゼロからスタートしますので、そういった部分十分検討を加えながら、本当に真に必要などうか、民間の方々にすべてをお願いする部分でもいいのではないかという視点も含めて考えてまいりたいというふうに思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 そういうことで、今後十分検討してやっていただきたいと思っております。
以上、終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 住宅の供給のあり方ということでたくさんのご提言をいただきましたので、十分検討をさせていただきながら対応していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

◇議 長 これにて樫原達也議員の一般質問を終了します。
これで本日の一般質問は終わります。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。

散会 午後 4時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 1 8 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成18年 6 月20日
- ・ 開 会 平成18年 6 月20日
- ・ 閉 会 平成18年 6 月28日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		東藻琴地区農業委員会会長
助	役	福 祉 課 長
助	役	農 政 課 長
総 務 課 長		商 工 観 光 課 長
出 納 課 長		建 設 課 長
財 政 課 長		東藻琴国民健康保険診療所 事 務 長
住 民 課 長		総 務 係 長
教 育 長		生 涯 学 習 課 長
女満別地区農業委員会 事務局 局長		東藻琴地区農業委員会 事務局 局長
監 査 委 員 事 務 局 長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから平成18年第1回大空町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、9番、深川昇議員及び10番、平田一行議員を指名します。

諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告をさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合があることをご了承願います。

本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。

以上です。

◎日程第2 一般質問

- ◇議 長 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
順番に一般質問を許します。
9番、深川昇議員。

- ◇深川議員 執行方針に基づき、質問をさせていただきます。

新町建設計画と総合計画の策定について。新町建設計画と総合計画の策定は、将来の見通しをどのように考えておられ策定に当たられるか、そして国あるいは道が進めている2次合併については前出の議員の答弁で理解をするところではありますが、しかしもしあるとすればこれは真剣にとらえなければなりません。もう少し町長の考え方をお伺いしたいと思います。

関連はしてきますけれども、観光事業の方針について。執行方針の中で各観光事業あるいはイベントを上げられておりますけれども、今後大空町のPRも含めて将来に続く事業あるいはイベントと考えております。財政的な面も含めて今後の位置づけ、あるいは継続性をもう少し詳しくお伺いをしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

- ◇議 長 町長。

◇町 長 深川議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、新町建設計画と総合計画策定との関連についてであります。新町建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項というところに規定をされておりまして、今回の東藻琴村、女満別町の合併にも伴い必須条件としてそういったものをつくらなければならないということでございました。今回の新町建設計画は、従来持っておりました東藻琴村、女満別町の総合計画を土台としながら、形としてはそういったものを合体させたような形で新町建設計画というものをつくってきたわけであります。この計画期間は、平成18年度から27年度までの10年間ということで基本的な方向、基本施策、各種施設の適正配置と整備、財政計画というものが中心になってございます。一方、大空町となりまして新しくつくるべく作業の準備段階を進めております総合計画につきましては、地方自治法第2条に基づく計画であります。この地方自治法第2条においては、市町村においては総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めるものとするということが規定されてございます。これに基づいて新しい大空町としての総合計画を立てるわけでありまして、当然この前段でありました新町建設計画というものに十分配慮、考慮をしながら新しい総合計画をつくっていかなければならないというふうに考えてございます。今回定例町議会におきまして、総合計画を策定する審議会の議案等についても提案をさせていただいているところでございます。策定の期間といたしまして本年度、さらには来年度の2カ年間で予定をしております。私は、従来女満別町の職員であったときに第3次の総合計画の策定に携わったわけでありまして、その内容というものについて自分なりにその当時を振り返って考えてみる部分がございまして。計画のための計画であってはいけないと、具体的なものを盛り込む、そういう計画でなければならない、つくるときにも大きな労力が要るわけでありまして、そこをなるべく少なくしていきながら、実施に向けての労力というところに傾注をしていかなければならないのではないかと。さらには、従来つくってまいりました総合計画というのは10年刻みということで長期計画構想を策定しておりましたけれども、この現代の時代非常に先を読む難しさもございまして、さらにはそのスピード感というものも従来以上に大きなものがあると、そういったことも含めながら今回新しくつくる総合計画についてはご議論をいただいて策定をしていただきたいというふうに考えてございます。現在の自治体におきましては、地域の自主性が求められている反面、財源がなかなか十分期待できないということでもあります。しかしながら、計画的な行財政の運営に努めていかなければならないという役割も持っております。身の丈に合った計画づくりというのがこの新しい大空町における総合計画に必要ではないかと、そのように考えているところであります。

関連して2次合併についてのご質問がございました。昨日もご答弁申し上げた部分と重なるかもしれませんが、一切そのことを考慮していないか、頭の端にもないかと言われますと、この時代の中でありまして、そういうことを全く想定しないわけではございません。しかし、今その部分が視野の中に入っているかというのと、その部分はまだ視野の中にはとらえ切れていないというのが現状であります。マラソン

でいいますと、ずっと長く走っていきまるとそういうものが出てくる可能性というのは否定しておりませんが、まだ自分が走っている前方の中にはそういったものがとらえ切れていないということでもあります。きのうも申しましたが、道州制の状況、さらには支庁の再編、権限移譲、他の市町村における市町村合併がどのようなスピードで行われてくるか、そういうようなことをしっかりと見きわめながら対処してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

さらに、観光イベント等についてもご質問がございました。既にことしにおきましては、5月4日から10日まで開町記念特別企画といたしまして芝桜まつりを開催してきたところでもございます。そして、7月9日には大空町開町記念のメルヘンフェアというものを開催することといたしておりますし、7月29日、30日、これは女満別湖畔で花火大会やドラゴンボート競技会をメインにしためまんべつ観光夏まつり、観光協会が主催でありますけれども、そういったイベントにも町として補助をする考え方でおります。さらに、8月の27日には緑とチーズの里のふれあいパークでロール転がしをメインとしたふるさとまつりというものを実行委員会主催でありますけれども、そういったものにも予算づけをしてまいりたいというふうな考え方をしております。両地域が今まで開催してきたいろいろな観光イベント、事業というものはその地域の個性にもつながるところがあるのではないかと、そんなふうに考えております。基本的に継続をする考え方で進めてまいりたいというふうに思います。しかしながら、当然今の時代でありますので、その内容、質、そういったものの見直しやそのイベントを支えていく体制の見直し、さらには小規模なものの統合というようなことも必要になる部分があるかとは思いますが、この歴史と伝統を後世に引き継いでいくということも大きな使命ではないかというふうに考えておりますので、こういった点についてはその主催となる方々、また観光事業者の方々と十分協議をしながら、継続する考え方を中心に協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上申し上げまして、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 詳しくご答弁をいただきましたけれども、新町建設計画については合併協議のメンバーでもありましたし、その辺は理解をします。今後つくられます総合計画の策定については、若干懸念をされるところもあります。若干突っ込んだ形の中でお聞きをしたいのですが、大空町過疎地域自立促進市町村計画というのがございます。さらに、執行方針の中でも述べられておりますけれども、まちづくり基本条例を策定をしたいという、この辺についての整合性についてお伺いをしたいと思います。これは関連をしてくるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 昨日、議員協議会でその素案というものをお示しをいたしました。改めて議会にお諮りをして、過疎地域自立促進の関係の計画というものを策定していかなければならないというふうにも思っております。当然過疎地域の計画につきましても従来の東藻琴村、女満別町にあった過疎地域自立促進計画を合体させたものというふうに考えてございます。そうしまして、これは議会の議決、さらには北海道に承認をもらわなければならないわけでありまして、その承認がなった後、過疎計画については随時変更を加えながらローリングをさせていくという考え方を持っております。その見通しの中で、そういった事業をいかに総合計画の中にしっかりとまた位置づけていけるかということを考えながら策定作業を進めていかなければならないというふうに思います。まず、大空町が発出した今の段階でございますので、その過疎計画も今持っていない状況になります。まず、一たんはその議決をいただいて固めて、それからその変更というものをを行いながら、それを総合計画に引き継いでいくような形に持ってまいりたいというふうに思います。

また、まちづくり基本条例の関係でありますけれども、仮称ということで考えてございます。これは、一つ一つの事業をどういうふうな形でかその条例の中に位置づけていくということではなくて、いろいろな事業を執行する、また役場組織の中で意思決定をされる、それを議会に諮る、さらには町民に情報を提供していく、そういうまちづくりの基本的なスタンスといいましょうか、そういうものをこの条例の中に盛り込んでいってはどうだろうかということを考えているわけでありまして。いろいろな計画をつくったり、それを実行したりしていくときのプロセスをその条例の中に盛り込んで町の行政運営といいましょうか、まちづくりのやり方というものをその中で決めていけばいいのではないかと、今時点ではそんなふうなことを考えておりますので、総合計画そのものと直接かかわりがあるかという部分でいいますと、大きなかかわりはないと、片方は計画をつくってそれを実行していく、そのやり方について、運営の仕方についてまちづくり条例の中で規定ができていけばいいのではないかと、そんなふう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 大変理解はするところなのですが、そういった計画案の中に先ほど例えば芝桜まつりですとかメルヘンフェアですとか夏まつりその他の行事等々も上げられております。ただ、旧東藻琴村の地域といたしましては、やはり広告塔あるいは観光の拠点となるべく、藻琴山温泉の芝桜公園の今後の方針、そういったものについて全く触れられていないといった形もあります。現行で若干先行きが見えない部分もありますので、いたし方はないのかなと、このように理解はするわけですが、ただ人口の少ない小規模な村でありまして、旧東藻琴村としてやはり一つの広告塔の題材として全国にアピールをする、その他の関連性を持たせながら、先人あるいは住民たちが努力をしながら築いてきたものでございますので、その辺の理解をいただいて、盛り込み方のとらえ方は町としてどのようにとらえているか、その辺を若干お聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 各種観光事業等のイベントというようなことも含めて、それはその地域の元気を出すだけではなくて、対外的に町外の方々にその地域を知らしめるための広告、宣伝的なものもありますというようなことかと思います。当然総合計画を策定していく中においては、ハード事業ばかりではなくて、そういったイベント、いろんな社会教育事業等も含めて、そういうソフト事業もどういう形で計画的に実施をしていくかということ盛り込んでいかなければならないというふうに考えてございます。そのあり方というものも当然先ほど言いましたように継承を含めた中でご検討いただけるものと、私はそのように信じております。その中で事業の、例えば総合計画の構想、基本計画、実施計画、財政計画というようなもろもろの形がありますが、その中にそういった事業も位置づけて計画を立案していくということも必要ではないかなというふうに思います。そういった位置づけを明確にすることによって将来ともこういった地域のイベント、そういう元気をアピールできるものを残していくかということがしっかりと位置づけられてくるのではないかとこのように思いますので、総合計画はハード事業だけではなくてそういったソフトの面からも含めてご検討をいただくことにさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 大変失礼ですが、イベントとしてではなくて、やはり芝桜公園というインパクトの強い、そういった位置づけのとらえ方をお聞きしたわけですが、決してイベントとしてとらえたのではなくて、確かに期間が短く、しかし二番せんじと言われながら先人たちの努力によって一番手になろうかという形の中で、このメディア時代、宣伝の時代ですから、アピールの仕方がやはり重大になってくると思います。その辺でそういったインパクトのある個性を生かした中で関連性を持たせてアピールしてきたのが旧東藻琴村の手法ではなかったのかなと、このようにとらえております。その辺のとらえ方ですので、済みません。

◇議 長 町長。

◇町 長 大変申しわけありません。イベントということではなくてあの場所、その地域、そして今までいろいろな形で整備を進められてきたものの今後の扱い方と、あり方ということだろうというふうに思います。それも当然いろいろな地域、例えば大空町の地域でいいますと、観光拠点になり得るような、そういうところが何カ所かございます。その最たるものが芝桜公園ではないかというふうに思っておりますし、この大空町の地域を考えたときに観光事業を展開できる大きなインパクトのある場所だというふうに私自身も考えてございます。当然そういったものの関係する施設整備です

とか、それからその運営ですとか、そういったものも長期的な計画といいましょうか、あり方をきちっと定めながら、それに向かって順次整備をしたり、取り組みを行っていくということが必要になってくるだろうというふうに思います。現在は、町の所有のところを管理公社に管理を委託をしているというような形態で、イベント等もいろいろな実行委員会の中で実施をしていただいたり、観光協会の方々にご足労を願っているというような形があります。さらにそれを発展させていくための方策として、どのような可能性があるかというような部分も含めて、大切な資源、財産としてそれを発展させるような形を考えていきたいと。そういうものを計画の中にしっかり織り込んで検討させていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 ご理解をいただいたと思っております。わがままやエゴ、あるいは自画自賛ではなく、やはり地域の財産であり、誇りでもあると、このように地域としては私を含めて思っている方の方が多いと、このように思っております。

続きまして、2次合併の件についてお伺いをしたいと思いますけれども、前出の議員の答弁も含めて先ほどの町長の答弁の中でなかなか視野にはまだ入ってきていないということ、これが現実ではないかと、このように思います。しかし、もしあるとすれば、それはかなり真剣にとらえていかなければ、地域を区別するわけではございませんけれども、女満別地区あるいは東藻琴地区としてのとらえ方は全く変わってくる要素がたくさんございます。できれば、この限られた時間の中でやるわけですから、理解はするところですが、今後もし5年後あるいは10年後として2次合併があるとすれば、極端な言い方をしてこれは大変失礼かとは思いますが、2次合併があった場合想定されるのは、地続きの中の大空町があって、農業の方々が主体になり、集落として残らざるを得ないような状況は極力避けたいと、このように思っているのが現実であります。ですから、その辺をとらえたときに、やはりもっと独自性のある強い地域として出発地点から並行して考えていただかなければなかなか難しいのではないかと、このように思っているのですけれども、その辺のとらえ方をお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 まさしく今、この大空町のまちづくりが出発したところであります。先ほどからご質問がありますように、その部分視野に十分入っているわけではありませんけれども、もしそういうような場面が来たときにはこれは真剣に取り組まなければならないことであるというふうに思っておりますし、そういったときが来る部分、さらにはそうでなくても今この大空町の中で一番重要として考えていかなければならないのは、自分たちのこの大空町という地域がいかにしっかりした地域に育っていけるかということだと思います。それは、まちづくり、いろんな行事だとかそういう活動の面

でも、さらには財政の面でもしっかりした取り組みができていなければならないというふうに思っております。そういうまちづくりのために、今は大空町の新しいまちづくりをしっかりやって、面積、また人口等もそんなに大きいわけではありませんけれども、その中できらっと光るような、そういう個性をしっかりと持ったまちづくりを進めていきたいなというふうに思っております。

もう一つは、この新しい大空町というのはやはり歴史のある東藻琴村、女満別町というものが合併をしてでき上がった地域であります。2次合併というようなお話もありますけれども、そういったときにもこの培ってきた歴史と、その地域の歴史と、さらにはこの平成の合併の以前にあった市町村としてのその地域というものはしっかりと尊重されなければならない、そういうものを主張していけるような、そういう地域づくりをこの大空町において進めておかなければならないというような考え方も一方では持っているところであります。今後どのような速度、環境の変化が訪れてくるか十分予測し得ない部分もありますけれども、そういう意思をいつも持ちながら、考え方を持ちながら、今は大空町のまちづくりに一生懸命取り組むというところに努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 本当に地続きの農業の延長線であっては今後困るわけで、町長が地元を愛し、人を愛すと同じようにやはり私たちも地域を愛して人を愛して、そして3カ月前までは一つの自治体として住みやすいまちづくりに精力を傾けてきたわけでございますので、その辺はご理解をいただきたいと。地域あるいは人によっては思いは違うとは思いますが、合併をした歴史をひもといてみますと、大変そういった流れが強くございます。その辺については、やはりスタートラインから、あるいは総合計画、あるいは各計画についても一貫性を持たせて、独自性を強調すべきところはして、2次合併にも負けないような、思いとしては2次合併をしなくて済むようなまちづくりが一番望ましいとは思いますが、そういったことも含めて整合性を持たせて、もう一つは住民にわかりやすい計画案を策定していただきたいと思いますが、その辺再度ご意見をお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 これからの計画策定、いろいろな計画を策定していかなければならない、そういうわけでもありますけれども、従来東藻琴村、女満別町が培ってきた歴史、その地域に対する思いというものも含めて計画策定というものはつくっていかなければならないというふうに思っております。そういった中でその個性を大切にしながら、そしてまた新しい大空町の気質、そういうものも両方兼ね備えられるような、そんな地域がその地域、地域の中における元気さというものを培えるのではないかと、そんなふうに考えてございます。また、計画等については、先ほど申し上げましたように、私

も担当者として作業した経験がありますけれども、ともすれば難しい表現が多くて、多くの町民の方にはわかりづらいというような場面もあります。できるだけ町民の方のための計画であるわけですから、町民の方にご理解をいただいて、また説明をしたときに十分理解の得られるような、そんな計画になるように努力してまいりたいというふうに思います。いろんな観点からこの新しくできました大空町というのは、地域の住民の方はもちろん、それ以外の方々も非常に注目をしている地域ではないかというふうに考えます。そういった意味からもしっかりとしたまちづくりが本当に必要だなというふうに実感しておりますので、そういうところを旨としながら一生懸命努力をしてまいりたいと思いますので、これからもご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 合併による短期間の中であるとすれば、無理をした形の中で進められ、そういった中である種の希望と期待があったと思われます。そういったことが現実的に今住民にとっては、決して地域差をつけるわけではございませんけれども、東藻琴地域についてはやはり期待感が薄れている、希望感が薄れているということが現実であります。そういったことも含めて今後の計画の策定に当たっては思いをぜひ入れていただきたいと、こう思うわけでございます。

続きまして、各地の観光事業、イベントの件でございますけれども、各自治体としてイベントを継続してきたわけですが、今後については先ほど述べられたように見直しもかけなければならないと、そうとらえているわけですが、商業イベント、観光イベントを含めまして直接的な利益の要素、あるいは間接的なPR、あるいはそういった要素も含まれているとは思いますが、今後について一貫をした整合性のある、最小限の資金で最大の効果をねらうのがイベントの要素だと考えています。その辺について直接的に行われているイベントもあるのでしょうか、今後資金の面あるいは財政的な面も含めてどのように考えておられるか、先ほどの答弁の中では二つを一つにということもあったわけですが、現実的にことし1年ぐらいはしょうがないのかなと思うわけですが、その辺のとらえ方についてお伺いをしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 新しく合併をしましたこの大空町であります。当然住民の方には希望や期待というプラス要因もあれば、不安という、そういうマイナスという気持ちという部分もあるかと思います。そういったもろもろのものを受けとめながら、住民の方々にどのような計画をお示しできるかということでもあります。そういった気持ちの部分も盛り込めるような、そういう計画づくりに配慮してまいりたいというふうに考えてございます。

観光事業、イベントということでもあります。イベントを実施するに当たっては、直

接的なプラスになる部分、さらにはそれが地域の経済の中で循環をして回っていった間接的に利益になる部分、さらには利益だけにとどまらずいろいろなPR活動につながったり、町の名前を大きく全国に知らしめるような効果などもあるのではないかとこのように考えてございます。そういった意味で、定着してきております事業については基本的に継続ということで考えてございます。先ほど二つを一つにというような言い方ではなかったのですけれども、小規模なものについては統合して大きなイベントとして持っていくというような考え方も一つの見直しの考え方の中にはあるのではないかとこのように今考えてございます。ただ、例を出しますと、女満別地域の観光夏まつりと、それから東藻琴地域のふるさとまつりが一緒になって開催をできるかという、これは正直できない、これだけ大きなイベントに育った、またその地域の特質を生かしたイベントであれば、それは一緒になるということは難しいというふうに思っております。そのほか小さなイベント等をまとめてより大きな効果を出すようなことについては、これは検討していかなければならない部分の一つではないかなということでも申し上げました。基本的には、継続ということを目指しながら進んでまいりたいというふうに思いますが、体制等については非常に地域の中において組織立てをするときに無理がかかっている部分もあると、そういった部分については今後どういう形がいいのか、そういうことではいろいろ検討をしていかなければならないなというふうに考えてございます。予算の面については、今一つ一つ具体的にということにはなりませんけれども、その予算の編成の中でそういったイベントの効果というものを十分に考えながら、観光事業者とも十分説明をさせていただきながら、予算づけ等々については今後個別に対応させていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 もう一点ですけれども、各種のイベントにつきまして行政の携わり方、かかわり方が旧東藻琴、旧女満別町としてはかなりな行政としてのかかわり方の違いがあると思います。その辺について、旧東藻琴としては人口も少ない中でそういったことを行政が携わらないとやれないという部分もかなり多くございます。それで、女満別地区の関係をみますと、意外とその辺に携わっていないという、いないと言うのは大変失礼ですけれども、パーセンテージにしますと少ないような感じがいたします。それで、基本的にイベントというのはたくさんありますけれども、そういった形の中で少しでも多くの人がかかわり合いを持ち、そして終わった場合に少しでもその辺の満足感、あるいはその辺の充実感をとらえるのがイベント一つのあり方ではないかと思うのですが、今後について即答はできないとは思いますが、その辺のかかわり方について団体等もありますので、一概には言えないとは思いますが、その辺の携わり方について考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 イベントを実施する事業主体であったり、そこにかかわる人間、人たちの形というものが旧女満別町るとき、旧東藻琴るときでは少し色合いとして違う部分があると、これは私も率直に話を聞く中で実感をしておりますし、ことしの芝桜まつりなどの状況を見ておりましてなるほどなという感じで納得をしている部分でもあります。そういった意味では、過去いろいろな条件、背景があつてそういうような形になってきたものを、体制の見直しと先ほどは言いましたけれども、どういう形がいいのかということで考えてはいかなければならないと思いますけれども、それを180度一遍に荒治療しながら変えるというのは、これはなかなか難しいだろうと。私は深川議員と同じ意見なのは、やはりイベントというのはより多くの人たちがそこにかかわる、そのことによって成功かそうでないかということが出てくるのではないかなと。私は思うのは、役場の職員として仕事としてかわる例えば方式もありますし、そのほか町民としていろいろな形でお手伝いをするそういうボランティアスタッフというようなかかわり方もありますし、またそのイベントに直接参加をしながら盛り上げていくやり方もあるだろうと。表舞台で参加をする人、また裏方として支える人、またいろんななかかわり方があると思います。そういうようなかかわり方を町の中で行われているイベント等について行政の中で十分PRをしながら、いろんななかかわり方をもってお祭りを盛り上げていこう、イベントを盛り上げていこうというような形をつくっていかねばならないと、そんな感じを今回のこの合併の中でその体制が違うというところから改めて感じたところでもあります。そのイベントの行い方というものについては、多少今までの経過の違いがありますので、必ずしも一緒にすることが望ましいというふうには思っておりませんけれども、同じ意見なのは多くの方のかかわりを持てるような、そんな仕組みづくりをしていきたいなというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 これにて深川昇議員の一般質問を終了します。

次に、12番、小島一弘議員の一般質問を許します。

暑い方は、上着を脱いで結構です。

◇小島議員 本定例会の一般質問の最後ということを経るようになりました。大空町の新しい出発の第1回目の定例会でございます。議会の顔ぶれも大きく変わり、東藻琴の個性あふれる議員の皆さんとともに大空町の新しい出発に私どもが参加できるという意味では、大変ありがたい機会を得たというふうに考えてございます。私ごとであります、旧女満別町時代にはブランク3年間、住民として行政と議会を見詰めさせていただいたわけでありまして。私は、今この演壇に立ちまして改めて私自身に言い聞かせているわけでありまして、初心に戻りたい。平成3年に初当選して以来みずから総括をしてきた中身もございまして、初心に改めて戻りたい。というのは、この大空町の新しい選挙の中で改めて住民の皆さんからいろんな声を聞かせていただいたわけでありまして。非常に切実な声が多かったというふうに私なりに解釈しております。したがって、私といたしましては、住民の目線で弱い立場の人々の声を町政に届ける役割に徹していきたい。こうした選挙を通じて得られたわけでありまして、

住民の皆さんの悲痛な叫びをタイムリーに町政へと伝えていきたいと。そういう意味におきまして今回の一般質問の中身につきましては、5月中旬から下旬にかけてだというふうに記憶しているのですが、既に担当部署へ改善のための提案をしておったわけでありまして。そういうことを踏まえて、なかなか解決の道が見えないなというので、あえて通告をさせていただいたと、こういう経緯でございます。合併で忙しかったことを理由とする住民サービスの切り捨てや怠慢やおくれや、そういうことを町長は現在どう考えているのかなと。どう受けとめているのかなと。執行方針なども聞かせていただきましても、心を打つような住民への愛が言葉としてはありますが、現場でどう生かされているのかなと。住民が求める具体的で、かつ生々しいけれども、切実な生活者の心に届くような町政が求められていると、このように私は思うわけでありまして。若い町長を育てるためにも議会は総与党化であってはいけない、私はこう考えておりますし、大空町の未来を築くためには、従来よりもすれば行政が持っている申請主義によるお上意識をみずから解体する覚悟で臨むことが必要であると、私はこのように考えている次第であります。新しい時代の精神に呼応する若い町長の感覚が大空町の将来を決定するのだと、このように申し上げまして、通告に従い、一般質問をさせていただきたいと思っております。

大項目1点目でございます。シルバーハウジング、高齢者対応の世話つき公営住宅でございますが、この管理運営についてでございます。まず、その中におきまして電気調理器についてという形で通告をさせていただきました。これは、たしか平成13年に完成したとき電気調理器を備品として設定をしたわけでありまして、当時私も現職でございまして、このことにつきましては電磁調理器が望ましいのではないかという意見なども申し上げさせていただいた経緯があります。その後私が議会にはいなくなった後に、平成16年には電磁調理器に、私の提案も生きたのだなというふうに評価をいたしているわけでありまして、一方では平成13年入居者に関しましては依然として従来の電気調理器であると、こういうことでございまして、入居者の皆さんからは非常に不平等だという批判も私は承ったわけでありまして。単なる不平等であればいいのですが、中には手の不自由な方とか、お年を召していることによって力が思い切って入れることができない、つまり電気調理器のシーズニングの部分といいますか、板状のコイルのところを固定しているばねをとって掃除をしなければいけない、それがなかなか難しい方がおられる、あるいはそのときの議会においても申し上げたのでありますけれども、やけどの事故が発生する可能性が極めて高いということなども申し上げさせていただきました。そういう事実もあったということで、担当部署の方のどちらかかはわかりませんが、申し出があったのですが、そのことについて十分な対応がされていないという住民の声であります。

次に、暖房機の排煙筒についてであります。これについても1階部分はどうしても低い位置についておりますので、その排煙筒が雪に埋まるという問題がございます。これも後から聞くと、過去には同僚議員といいますか、私のときは存在していないわけでありまして、議員からの指摘があったというふうにも聞いております。依然として数年を経てもその問題については何らの改善の姿が見受けられない、これも住民の声でございます。

それから、3点目でございますが、LSA、生活援助員の役割についてであります。ここで生活援助員についての役割について言及することはあれなのですが、個人的な生活援助員自身の内容の問題ではございません。役割でございます。私は何を申し上げたいかという、普通の9時から5時でしたか、一般的な勤務状態よりは土日、当然休みになりますが、土日を対応する、夜間を対応する、そういうフレックスで対応するように、入居者の不安を和らげるような、そういうことを望んでいるという提案もさせていただいた過去に経緯がございます。このことについても依然として今日に至るまで変わっていないようであります。

続きまして、大項目の2点目であります。昭和町有地資材置き場についてでございます。このことにつきましては、管理の実態と現状についてということで通告させていただいております。何か見ておきますと、資材置き場は私の現職のときから問題提起をちょっとさせていただいた経緯があります。これは、緊急かつ一時的な仮置きとして旧学校用地の跡に、高校跡ですよ、土地の利用が行われると、決してこれは長期化しないと、あるいは常態化しないということを前提に一たん置く場所がないので、置かせてもらいたいという話が議会にあったような記憶があります。定かではありませんが、私の記憶の中にはちょっと残っているのですが、その後そのままの状態で常態化されていると。長期化、常態化と、こういうことあります。火山灰、ズリ石、解体工事に伴うことによって発生したと思われるアスファルトの残渣廃棄物、コンクリート殻、U字溝ですか、あるいは土のう等々、こうした産廃の処理については極めて行政の立場からいって厳しい立場を持たなければいけない町がこのような状態ではないのかなというふうに思いますし、周辺の住民の皆さんの意見も聞きますと、火山灰の飛散といいますか、飛び散りがあるだとか、あるいは管理上が十分でないということもあって大型車の出入りも激しいというような問題もあって、その辺の管理上の問題について非常に不安を持っているという声も聞かせていただいております。

次に、そのことに関連するわけですが、環境に与える影響について。こういうことで、町が分譲した眺湖台団地と企業誘致をした食品加工工場が隣接しているわけでありまして、これらに与える影響は極めて大きいものというふうに考えておりますが、町長のご意見をお聞かせ願いたいと、住民への安全対策はどうなっているかと、こういうことあります。

小さな3番目として、管理責任のあり方です。先ほど申し上げましたように、財産区分上は普通財産であって登記上は学校用地だと思っておりますが、財政課、管財の管理の物件と通常はみなされるわけですが、実際は先ほど言及したように建設課の事業所が事実上占有して利用していると。行政内部でも文書による使用許可、だれがどう与えて今日までどう更新されてきたのかと、こういうことについてもお聞かせ願いたい、このように考えている次第であります。

大きな項目の3であります。町政執行方針について。以上の今まで1点、2点、大きな2点を踏まえて対話と協働の考え方について町長にぜひとも踏み込んでお言葉をいただきたいのでありますけれども、例えば宇野町政の末期において住民との協働というキャッチフレーズが出てきたのが女満別における言葉としては最初の言葉かなというふうに思っておりますが、そのことがどうつながって山下町政となり、新しい大

空町にも引き継がれてきたのか、対話と協働という言葉です。協働という言葉は便利なのですが、従来に言われていた行政に対する住民参加とか住民参画とどこがどう違うのか、新しい言葉を提案するときにはそれなりの歴史的重みと意味づけというものが恐らく町長の中にはあるのだろうと思いますので、その辺についてお聞かせを願いたい。

小さい2項目として、働く人たちの元気を支えるまちづくりについて。このことについては、移住対策その他いろんなことが言及されております。このとおりやられれば素晴らしいことだと思いますし、このことについてもお伺いしたい。

3点目です。安全、安心が確保できるまちづくり。以上のことを踏まえて、大変な大きな課題を持ちながら融合と個性に基づく旧東藻琴地域と女満別地域の融合によって新しい大空町の出発と、こういうことに基づく問題でございますので、十分なるお答えをいただきたいと、このように申し上げまして、1回目を終えます。

◇議 長 町長。

◇町 長 小島議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

冒頭、議員からいろいろな意味で叱咤激励をいただいたものというふうに思います。私も3年前旧女満別町の町長としてこの場所に立たせていただきながら、いろいろなことに遭遇しながら経過をしてきたわけであります。しかし、一番最初に町長としての立場になったその初心というものを改めてこの機会に持たせていただくことになりました。そのことをまた3年前に戻りながら、そしてまた今の自分の気持ちとして正直に考えながらご答弁を申し上げたい、その初心を忘れることなくまた皆様と、さらには町民の方々と接してまいりたいという気持ちでご答弁をまずさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目、シルバーハウジングに係るさまざまな住民要望、そういった関係についてでございます。シルバーハウジングは、今議員からご質問がありましたように、平成13年、そして16年、2度にわたって供用開始部分ができただけであります。その住戸の中における調理器具、それは従来でいいますと、この地域ガスがほとんどであるということでありますけれども、ガス漏れですとか裸火による危険性を回避するということから、ガスではなくて電気の方がいいのではないかなというように、平成13年度当時16戸でありましたけれども、シーズヒーターと呼ばれる電気調理器を設置をしました。しかし、実際にはご指摘がありましたとおり、電気調理器についてはコンロ2口と魚焼き器ありますけれども、同時に使用するという点については制限があるということもございました。また、熱効率が多少悪いと、また電熱部分が高熱になって危険があると、さわるとやけどをすると、また火かげんの調節が難しいというふうなご意見もありました。さらには、ご指摘のありましたように、取り外しをして掃除をするというように非常に掃除がしにくいというふうなご指摘もあったということで、平成16年度の開始部分につきましては26戸ございまして、シルバーハウジング18戸、一般8戸でありますけれども、そのときには電磁調理器というものを備えつけました。しかし、13年度当時つけたものについてはそのま

まの状態になっていたということで、そういった部分から議員のご質問にありましたように不公平感ですとか、さらには新しい管理しやすいそういうものが出ているのにということだろうと思います。今後13年当時に設置をした電気調理器をお持ちの家庭の方々個別に意向を確認をさせていただいて、順次交換をさせていただくことを前提にお話をしていきたいというふうに考えます。中には、電磁調理器というのはその器というのでしょうか、調理をする器具、これが鉄製でなければということで、そういうものを選ぶ場合がございます。そういった意味から、場合によっては買い換えをしなければならない、費用がかかるので、現在のままでという方もいらっしゃるかもしれませんが、それは個別の対応の中で十分意向を聞きながら、順次必要な方から交換をさせていただくということで対処をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

さらに、排気筒というのでしょうか、それについてのご質問がございました。排気筒については、各階の住戸の下から30センチのところに排気筒がついているということでございます。そして、はなぞの公営住宅については外の部分とほぼフラットな状況にありますので、ベランダから出ている30センチということはとりもなおさず外の地表面からも大体同じぐらいの位置関係になるというようなことであります。そういった意味からいきますと、冬の間の降雪、また排雪した後の雪の吹きだまりというようなことを考えれば、1階部分については吹き込みを考えますと、もう少しこれは高い位置になれば住宅にお住まいの方は不安であるというようなことだろうと思います。この1階部分につきましては、排気筒の設置位置を高目に設定をすることで対処をしたいというふうに思います。ただ、そのほかの階においてもそういう部分はあるのかもしれませんが、そういったところにつきましてはPRをしながら各ご家庭に十分気をつけていただく、さらには職員の巡回をするというようなことで対応したいと。2階以上の階については、そういう対応をとらせていただきたいなど。ことしの冬が来る前に、その1階部分につきましては対応したいというふうに思います。ただ、今現在暖房機から直接つなげてすぐの高さでつなげているという部分で内部の部分で持ち上げなければならないという部分が出てきております。その部分については、住宅にお住まいの方に十分説明をさせていただいて、今回の上方につけ直すということの趣旨をご理解をいただいてご協力をいただきたいと、そんなふうに考えているところであります。

さらに、生活援助員ということであります。これは、シルバーハウジングという制度ができたときに、これは昭和60年当時だと思います。社会保障制度審議会ということで、老人の方の福祉のあり方という中でケアつきの高齢者住宅の整備が提言され、そしてシルバーハウジングという構想が生まれてきました。原則としてシルバーハウジングというのは、単身の高齢者や夫婦のみの高齢者の方々を対象として、10世帯から30世帯の中に1人生活援助員という方を配置をしますと、さらには高齢者向けの設備や構造、緊急通報を有する集合住宅という位置づけで整備がされてまいったわけでありまして。そんな関係から、旧女満別町時代に整備をしてきたわけでありましてけれども、生活援助員の役割というものがある程度規定をされてございます。これは、必要に応じ生活の指導、さらには相談を承る、それからその住戸にお住まいの方々の

安否の確認、一時的な家事援助、当然ながら緊急時の対応と、またいろいろな相談事等、関係機関との連絡調整とその他日常の身の回りに必要な事項、そういったことをその生活援助員が行うというような形であります。現在は、月曜日から金曜日、朝の8時半から夕方5時半までの勤務というような形態になってございます。議員がご指摘の夜間ですとか休日、日曜日、そういったときには現実には生活援助員が張りついてはいないというような状況であります。その場合については緊急通報システム、これは健康づくり財団につながっているわけなのですが、そこにつながる。さらには、相談ボタンというのがございます。これは、この生活援助員が福祉会に委託をして、そこからの派遣という形で勤務をしているという関係から、その相談ボタンを押しますと福祉会につながると、そこで相談業務を行うというようなことをしているわけであります。今回実際にそこに入居されている方々が必要な時間帯ということをもう一度十分当該の方々にもお聞きをして、そして一体どういう時間帯に生活援助員が勤務をすることが必要なのかということをもう少し実態把握をきっちりさせていただきたいというふうに思います。今想定されますのは、朝から夜中までといひましょうか、皆さんが就寝するまでの時間帯ということ想定して間口を広げればいいのかもありませんけれども、片方で正直申し上げまして経費の問題もあります。入居されている方のご希望ですとか、その実態を少し時間をいただいて把握をさせていただき、それに対処した対応をとりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目の昭和町有地の資材置き場といひましょうか、普通財産として管理をしているところにそういったものを置いているということでもあります。もともとは高校の用地ということでありましたけれども、女満別高校につきましては昭和53年当時新しい校舎ができて、そちらに移転をするということになりました。旧校舎等につきましては、平成2年に解体をいたしましたけれども、まだ附属施設については一部残っていた現状がございました。平成11年、そういった附属施設についても解体をしたということでもあります。財産上の整理につきましては、現在公簿上の地目はご指摘のとおり学校用地のままということで、これも本来宅地に直しておかなければならないことではないかというふうに思いますけれども、そのような整理がされておらず、学校用地となっているということでおわびを申し上げたいと思います。財産の区分につきましては、従来学校用地ということから行政財産でありましたけれども、平成7年にさまざまな財産の区分、またその整理というように見直しを行いまして、普通財産という形で整理をしているわけでもあります。しかし、現実には議員がご指摘のとおり、あの場所には道路関係の資材、そういったものが置かれている現状にあります。内部で今回のご質問があり、さらに調査を進めましたけれども、具体的に内部処理の書類というものについては発見できておりません。多分口頭での内部の調整があって、そのまま置くということになったのではないかと推測をしております。しかし、そういうことで一時というようなことからスタートしたのかもしれませんけれども、現実的にはそれ以降、十分な年数把握できませんけれども、かなり長期にわたりましてそういったものが置かれている現状にございます。そういったものについては、今時点では荷崩れがしないように置いてはありますけれども、

先ほど言われました特に飛散のおそれのある火山灰というようなものも置いてございます。周辺の住宅の方々、さらには工場の関係者も含めて町として具体的な実態調査というものはしたことはございませんけれども、昨日工場関係者と別な用務でお話をしたときに、工場前の未舗装部分も含めてやはり食品を扱う施設であるので、そういうものがないことが望ましいのだというような要望も受けました。このことがそういったところにつながりかねないと、つながっているかもしれませんけれども、実態がちょっとわかりませんけれども、いずれにしてもそういうようなこともあるだろうというふうに思います。

今後の考え方でありますけれども、新しくその場所に物を置くということはせず、順次移動を開始したいというふうに考えてございます。ただ、多少時間がかかりますので、特に飛散のおそれのある資材等についてはブルーシートで覆うなどの対処をしながら、順次別な場所に移動をさせていただきたいというふうに考えてございます。また、当然そういった部分については所定の手続をとりながら移動をさせるというふうなことを考えてございます。また、現在置かれている場所に置いてあるもの等荷崩れしないようにしておりますけれども、決して廃材を置いてあるということではなくて、使うものを置いてあるということでありますので、その点にはご理解をいただきたいと思います。今出入り口が3カ所あると、非常に道路交通のところから目につくところについては施錠をしてありますけれども、奥まったところには施錠までしていない今現状にあります。そういったことから、そういう資材等の管理というものについては、なお安全に十分配慮しながら事故のないような形で一定期間管理をさせていただきながら、移動までの時間をいただきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

さらに、協働の考え方であります。協力をして働くという字の協働でありますけれども、私のこれは記憶でありますけれども、旧女満別町の総合計画をつくる際テーマを決めるというようにいろいろな話になりました。そのときに議論となりましたのは、心豊かな女満別という表題と、さらにはサブタイトルとしてみんなが主役、協働のまちづくりというものがございました。そういったときに、内部論議は別にいたしましても旧女満別町時代の中で初めてそういう公的なところで使われ始めた言葉ではなかったかなというふうに認識をしております。当然協働といいますと、みんなで働くのだというような言い方、字面から見るとそういうふうなものがあります。私は、そういうような意味も多少あるかもしれませんが、今行政の中が財政難で非常にいろんなことが十分できなくなってきた、それを住民の方に下請をさせるということが協働ではないというふうに私は考えております。当然まちづくりに参画をしていただく、そのことも協働の一員ではありますけれども、さらに先ほど言ったサブテーマにありましたように、だれが主役なのかということをしつかりと押さえておかなければいけないのではないかと。協働の精神、私はそここのところの中心に位置する、主役となるべき方々は住民の方々、町民の方々であると、そこを中心にしながらいろんな、行政もそうでありますけれども、ところがともに一緒に汗を流したり、知恵を出したりしてみんなでつくり上げていく、そのスタイルが私は協働ではないかというふうに認識をしながら取り組みをしていきたいというふうに考えております。そういった意

味で、そのことを実現するためには情報を共有していかなければならない、ですからいろんな意味で対話を重要視しながら行政運営に当たりたいという考え方でございます。

また、働く人たちの元気ということでもあります。これについては、社会のいろんな流れ、時代の背景の中で小さな市町村単位だけではなかなか難しいものがあるというふうに思っておりますけれども、一つには地域の循環型の経済というものを常に考えていかなければならない。これも議員が総合計画の中でお話をした一つではなかったかと、私はそのように記憶をしておりますけれども、そのときの話を聞きながら、その当時は担当者でありましたけれども、なるほどなというふうに耳を傾けた記憶があります。地域の中ですべてが完結できるわけではありませんけれども、常にその意識を持ちながら、地域の中にその行う元気がどういう効果をもたらしていくか、さらにその次にどういうふうにつながっていくかということを考えていかなければならないと、そういうことを含めながら地域全体が底上げをされていくということを目指して、働く人たちの元気が出るような、そういう政策といいたいでしょうか、施策づくり、事業展開を心がけていくということを旨としながら取り組んでいきたいなというふうに思います。

さらに、安全、安心でありますけれども、これは本当に当たり前と言えば当たり前なのですけれども、昔は水と同じようにこういうことがあえて言われなくても日常の中はほぼ安心で安全だというような感じが漂っていたのではないかと思いますけれども、毎日の報道をいろいろ見ておりますと、いつ何が起こってもおかしくない時代になってまいりました。そういう意味での危機管理というようなものを常に持ち合わせていなければならないのが行政組織ではないかなと。まだまだ不十分な部分がたくさんありますけれども、まず気持ちとしてそういうようなことを常に持っているということが一つ安全という部分では必要ではないかと。さらに、いろいろな時代の中で非常に大きなスピードで物事が展開していく時代であります。非常に忙しくていろいろなことを片づけていかなければならない、これは行政に携わる者だけではなくて、常日ごろ生活をされている方々も同じではないかということで、自分の生活の忙しさの中で自分の身の回りの安全だとか安心だとかという部分が少しおろそかになってしまっている部分があると、そういう意味で執行方針の中にもゆとりがなければなかなかそういうようなところに考え方が行き着かないというようなことも書いてございます。そういった意味でファストばかりがいいということではなくて、少しスローな気持ちの中でそういう本来必要なものというものも考えていけるような、そんなまちづくりをしていきたいというふうな考え方でございます。

今の後半の3点については、なかなか具体的なお話ということではありませんけれども、町政執行方針ということで私のふだん思っていることの姿勢ということで書かせていただいた部分をさらに言葉の中で説明を加えてご理解をいただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上、具体的な案件、さらには少し抽象的になりましたけれども、考え方の一端を申し上げまして1回目のご答弁とさせていただきますと思います。ありがとうございます。

◇議 長 小島議員の一般質問中ではありますが、ここで20分間休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時30分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、一般質問を続けます。

小島議員の質問を続けます。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長から余りにも簡潔で、しかも前向きな答弁をいただきましたので、若干拍子抜けしているというのが本音であります、私もわずかではありますが、3期12年過去にやっておりましたから、本来この程度の質問であれば町長を煩わせないで担当課の中で処理できる問題であったと、ある同僚議員からは通告の際にこんな程度のことはおまえがすることではないだろうと、こういうことも言われたいきさつがあるのですが、前段で申し上げたとおり、合併ということもあってなかなか庁舎内がおさまっていない、助役も決まっておらなかったということもあって、また新任の課長であってなかなか環境に適応できないと、従来から抱えた問題を一気に片づけなければいけないという局面もあったと、深く同情すべき点はあるのですが、基本としてはあくまでもやっぱり住民のための仕事をするという意識を持って担当部署がきちっとやっていれば問題は解決する、もっと言えば、町長みずからがそういう気持ちを持っているのに、それが十分に下に浸透していかないというか、機能として、組織が。そこについては、もう一度心して進めていただきたいものだなと。

結論を申し上げますと、1番のシルバーハウジングの管理運営については非常に前向きな答弁をいただきましたので、きちっと進めていただきたいと思います、一つだけ付け加えておきます。意向調査をするということですが、私も僭越ながら担当者に向かってアンケート調査をするように申し上げたのです。アンケート調査をすると、いろいろ住民というのは言い出したら切りがないぐらい要望、要請があるから、対応できなくなったら困るというような反応が、明言はしませんが、そういう雰囲気があるのではないかと、そういう姿勢がやっぱり問題なのかなということを今後の課題としてきちっと押さえていただきたいと、このように考える次第であります。なお、そういうことと関連するのですが、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、専用のなべが必要だよ、おばあちゃんと、お金いっぱいかかるよという言い方すると何かおかしくなってしまうと、やっぱりできることなら無記名でアンケート調査をすると、無記名で言わなければならないことの問題はありますけれども、やっぱり素直な声が出てくるのかなと。それから、もう一つさらにつけ加えますと、私は全部入れかえろと言っているわけではないのです。住民の声というのは、私が質問の中で申し上げたように、手の不自由な方だとか力が十分に入らない方だとか、現実にやけどしてもう怖くて使えない方だとか、そういう方々の声を十分に受けとめて従来の修繕費の中か

らでも対応できるところはやっていただきたいし、順次やっていくという姿勢であればよろしかろうと思うのです。そのことがちゃんと相手に、入居者の皆さんに伝わるように、今緊急で必要な方についてはできるだけ早い機会にやっていただきたい。そういうお答えでございましたので、暖房機の排煙筒についてもそうでありますが、そのように努めていただきたいと思います。

なお、L S A、生活援助員のことについてはどうも前もそういう検討いただくという答えいただいているのです。だけれども、いまだならなかったと。改めて山下町長がこれを受けとめて改善してくれるものと期待して、このことについては終えたいというふうに思います。

昭和町有地の資材置き場についてなのですが……

◇議 長 ちょっと小島議員。

◇小島議員 一つずつやりますか。はい、わかりました。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回、一般質問という形で住民の要望のことが上がってまいりました。当然議員の方々が広くご意見をいただいた中でのご質問ということで重く受けとめさせていただいておりますけれども、これは当然住民の方々からこういう要望があっても本来同じような対応をきちっとしなければならぬものだとも思っております。今回こういったご質問が出て、答弁をどのような形で行っていくかということですから、当然いろんな見方がありますけれども、やはり従来のこうやってやったらほかのところにこんな影響が出るとか、あんなことが出るという、そういうことは書いてあります、私がまず1弾目受け取ったときには。しかし、そういう要望がある中で町としてどんな姿勢でもってそこに対処できるのかと、していける姿勢があるのかどうかということを最大限に引き出していかなければならないと、そんなふうに思っておりますので、そういう形で今後も対応させていただきたいというふうに思います。今住民の方々からのいろんな要望も意見箱だとか、このごろはメールでもよく参ります。一つ一つ私も目を通してながら本当にそのことができるかできないか、最大限意向に沿うためにはどうしたらいいかということで話し合いをさせるようにいたしておりますので、今回のことをまた契機にしながら対応したいと思います。意向調査のことについては、決してマイナスのイメージで私は意向調査をというふうな思いではなくて、私もすべての方が電磁調理器を望んでいるということでもないのではないかと。ですから、これ入れたらなべかま全部かえなければならないよという、そういうマイナスイメージの問いかけではなくて、実際には今どうですかと、具体的にかえることはできるのだけれどもというような話の持っていく方もあるのですけれども、ただ単にアンケート、無記名で安心な部分もあるのかもしれないけれども、細かなところはやはりペーパー一枚ではなかなか把握できないのではないかとということも含めて一人一人個別に聞いて、うちはそれで構わないよと本来言っていただけるのであれば今のところかえる

予定はなくて、それは次の入居者のときにまたお聞きしなければならないというふうな考え方を持っています。

また、L S Aについては、当然過去にもそういうご指摘があったということで聞いてはありました。ただ、検討するという話でその部分が作業が見えていないという部分もありますので、実際に今後その検討した内容といいたいでしょうか、そういうものの実態について逐一少し情報を提供させていただきながら、最後どういう形が望ましいかというところを導き出していきたいなというふうに思います。もらいっ放しではなくて少し情報のキャッチボールをさせていただきながら、こんな意向の中で結果が出たと、それを踏まえてこんな考え方はどうだろうかというようなことのキャッチボールをさせていただきながら、最終結論に向けて持っていきたいなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 そのとおりだと思いますので、そのように進めていただきたいのですが、なおつけ加えれば、現在についている電気調理器は私の情報を集めたところによると既に生産もされておらないと、将来は部品の在庫もなくなるのではないかとこともありますし、町長の答弁で今後の対応はそれでよろしかろうと思うのですが、そんなことで進めていただきたい。

L S Aの問題につきましては、一番住民の方が、もう一度再説をしますけれども、土曜日、日曜日いてもらいたいというのはどうしてですかと聞いたら、土日というのはいろんなセールスの方だとか、お年寄りの方から見れば不審な人物がいろいろと出入りをする傾向が多いのだそうです、休日だとか。そういうときは必ずいるだろうという、お年寄りは大体平日もいるのだろうと思うのですが、特にそんなことで入ってくる方々が多いなんていうことも聞いておりますし、ちょっと心配だという話も聞いております。そんなことで先ほどの答弁でよろしいと思いますので、特に答弁を求めているわけでありませんので、2の昭和町有地の資材置き場について移らせていただきたいと、このように思います。

このことにつきましては、これも前向きに答弁をいただきました。できるだけ早期に順次やっていきたいと、現在地から撤退をしてしかるべき場所に移りたいということであるというふうに受けとめましたので、そのように進めていただきたいのでありますが、将来的な問題については事務方と協議しますと別な場所が想定されているようであります。したがって、次の移行のときにはちゃんと行政財産として位置づけて、資材置き場と、管理的にもきちっと整理をするということが必要になってくると思うのです。町長の答弁の中にもありましたように、現在は鎖だけでいろんなところから入ってこれる、だから高校生だとか周辺の子供たちが、そんなに多いわけでありせんけれども、出入りする可能性はあります。そういう事故の発生だとかということが予見できる、住民の安全、安心ということからいうと甚だ問題がありますし、先ほども申し上げましたように、明らかでないような位置づけでこのままいくというのは不適当なわけでありますから、先ほどの答弁でよろしいと思いますが、できるだけ早い機

会にきちっとした位置づけをもって資材置き場としての位置づけをしていただきたいと、行政財産上も位置づけをしてもらいたいものだというふうに私の方では申し上げておきたいというふうに思います。

なお、もう一つ突っ込んで申し上げますが、私は一度担当課長、スタッフ含めて現場見たいということで逆に連れていかれたのですが、ご案内をしていただきました。そのとき見て感じたのですが、その後に1回見てからちょっと気になったからもう一度行ってみたのです。お昼でしたけれども、鎖はもう放れていました。重機が入ってありました。これは、重機によって何か持ち運びするために、お昼御飯ですから、お帰りになったのだらうと、職員。そのことをとやかく言う気はありません。ついでに中をちょっと見せていただいたのです。そうすると、土のうの上に上がってみますと、後から執行方針にもかかわるのですが、除雪機械の新しい更新とか、いろんなことで積極的提案、除雪対策について町長提案されておりますけれども、あそこに何と除雪のV字プラウというのですか、トラックの前につけて除雪するあの器具がそのまま放置されているのです。この現実もあります。それから、除雪ポール、これも毎年使うものだと思うのですが、これも東藻琴地域の方もそうだというふうに仄聞しているのですが、そのまま野ざらしなのです。いわゆるリサイクルが可能なものを置いておくという観点で一時仮置きをするものの種類と、確実に備品として継続的に使うものの管理というものは、若干性質が違うのではないかと私は素人ながら思うのですが、これが混在一体をなしておりますし、撤去するということですから、その辺はもう十分に整理されることだと私は解釈いたしておりますので、それでよろしかろうと思うのですが、これ以上深くは申し上げませんが、建設リサイクル法上は何ぼ一時管理であってもちやんと資材置き場として位置づけたものでないはずといわけてありまして、黙っておくとやっぱり産業廃棄物とみなされる可能性が極めて高いということを指摘しておきたいと思います。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど新しい場所においては所定の手続をとってということであります。先ほどご答弁で申し上げて反省をしたところでありますけれども、過去のそういう文書すらもなかなか見つからないということでもあります。行政財産というふうな今議員のご指摘でありましたけれども、そのあたりも含めてきちっとした形で事務上まず整理をしたいということでもあります。

それから、置いてあるもろもろのもの、今は今までの言い方でいいますと、一時堆積場所、一時置き場ということでありましたので、いろんな分類のものが置かれているというふうに思います。今回所定の手続をとって例えば置き場所を決めるということであれば、その内容も精査をしなければならないものだというふうに思っておりますので、その部分もあわせて対応するように考えておきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町有地の資材置き場については、これ以上やってもあれですので、積極答弁をいただきました。何にしても後段の町政執行方針とかかわりながら申し上げたいのですが、町民の安全、安心ということが極めて大事な町長の柱ですよ、大空町の。執行方針に書いてあります。このことをやはり行政みずからが範を垂れるという姿勢をもって住民の理解を得るといふことの作業に邁進していただきたいものだというふうに思いますし、まず法的な根拠というものをきちっと整理するのが行政の務めではないかというふうに思いますし、そういうことの方角で進めていただきたいと、こう思っております。そのことについては、特にあれでございますので、同じ言葉で返ってくると思いますので、町政の執行方針に次に移らせていただきたいと思います。

対話と協働の考え方についてでございます。このことについては、極めて明快なお答えをいただきました。協働ということについて、私自身も総合計画の基本構想部会にいたのではないかとご指摘だったと思いますし、改めて思い起こしてそのとおりだなと思っております。ただ、私が申し上げたいのは、従来の住民参加や参画という言葉とは違う意味が協働には込められているということを申し上げておきたかったのです。従来の様式と方法、行政スタイルで物事を進めるということでは協働にならないのだ。協働というのは、住民であろうが、想定されるのは住民ですよ、行政とのかかわりでいうと、それは対等でなければいけないのです。ただ対等ということを目指してもうまくいきませんけれども、行政がみずからそういう気持ちに立つことと対等たり得る住民をつくり上げなければいけないのです。もっと言うと、我々住民側ももっと自立した、行政に依存して物取り主義になって何でもかんでも行政がやってくださいよという住民ではなくて、昔ケネディが言いましたよね。国が何をしてくれるかではなくて、みずからが国に何ができるかというようなたぐいの言葉だったと記憶しているのですが、そういう自立した住民といいますか、市民をつくり上げないと協働というのは生まれてこないと、パートナーシップというのは本来の意味では存在しないという意味では極めて協働というのは大変すばらしい言葉なのですが、容易ならざることなのです。日本の戦後民主主義において実はそのことが最も問われているながら、残念ながらそこは実現されていない。言葉でちょっと表現よくないのですが、民主主義、民主主義といってもお任せ民主主義になって、行政や、あるいはそういう被選挙権を得て我々のように公務員になったような立場の者に対してげたを預けるということではやっぱり住民としては困るので、厳しく我々もチェックされなければいけないし、そういう観点から政策的な判断だとか、まちづくりに対する本当の皆さんそれぞれが思っている思いをしっかりと持つような住民をどうつくり上げていくか、簡単に粘土細工をこさえるようにできませんから、町長。そういう思いと志を持っている人たちが動きやすい環境をつくっていかねばいけない。このごろのはやり言葉ではNPOなんかはそういう評価を受けているわけですが、必ずしもNPOと名乗っただけですばらしいNPOになれるというものではないわけでありまして、中身が問題になってくる。そういう従来型ではない住民との新しい関係の結び方については、まず行政が前段で申し上げたようにお上意識を捨てなければいけないのと、

住民側も一皮むけなければいけない。この辺のあたりのことについてやはり我々もまた心しなければいけないわけですが、改めてもう一度その辺について対話と協働といったときにそこが問題になっているのだということを申し上げて、お答えをいただきたいと、このように思っている次第であります。

その中の2点目なのですが、移住対策、働く人たちの元気を支えるまちづくりの一つの私の、全部やると時間がありませんので、切り取りをしますと、これから移住対策が必要だと。団塊の世代の首都圏の移住対策をオホーツク圏で受けるなんていうこともたまたまやろうとしてなかなか私もうまくいっていないのですが、こんなことも含めて受け皿づくりといいますか、これから過疎の町としては依然として進行していくだろうと思うのです。環境としては、知床世界遺産も含めて交流人口はふえるのだとか、いろんなことは言えてくるわけでありますけれども、問題はやっぱり住んでいただきたい。住んでよかったという町にしなければいけないし、住んでみたいというまちづくりをしなければいけない、そのためには受け皿が必要だと。そういう観点からいうと、先ほど問題になった昭和の資材置き場、これだっただけでほっておかないで、これを機会に撤去しましたってまた同じ状態であけておくではうまくないので、これを例えば団地として分譲する計画を持つのか、あるいは企業を立地させるための、一番団地と融和できるような、そういう環境と調和できるような企業を誘致するとか、改めて方針を立てて、土地利用計画をきちっと立てて、やっぱり総合計画にもなってくるのだと思いますが、整理をしていただければよろしいのではないかと。そういう意味では、移住対策ということを申し上げている町長でありますから、その辺もちょっと加えてはどうかということをお願いしておきたいです。

それから、遊休化しているといいますか、一部職員住宅、これも解体をするのか再利用するのもよくわかりませんが、あるいは老朽化している昭和団地、これも前の同僚議員に対するお答えの中で公住の建設計画が論議されました。従来のものをきちっとスクラップ化して、やはりそれをどう積極的に大空町を売るために、新しい住民の方に来てもらうような仕組みとして活用するという積極姿勢を持ってはどうかということをお願いしておきたいと思うのであります。

安全、安心の項目になるのです。これがちょっと、私としてはあと18分しかありませんが、生活にはなくてはならない水というふうにあえて町長が執行方針の中に書きました。これは、そのとおりなのですが、ご存じだと思いますが、旧東藻琴村地域は別として、旧女満別地域の最大の難点、アキレス腱というのは水だったのです。東藻琴地域と一緒にあって融合して大空町をつくるから、水と言いたいのはわかりますし、以前合併の関係する説明会において総務課長なんかを中心に東藻琴の水を使えるぞ、だから合併しようみたいにとられかねないような話もありましたけれども、実際はなかなか水利権その他で活用が難しい。一番ネックは水なのです。その問題についてあえて書いたということは、何か方策を胸に秘められておるのかどうか、この辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、2点目であります。防災計画には、新しい防災計画に言及しておるのがありますけれども、このことについてもたしか私の記憶では平成11年前後だと思いますが、一番直近の旧女満別町における防災計画策定した折に緊急非常食料として乾

パンを常備するというふうになったような記憶があるのです。防災保管庫、いろんな備品の保管庫の状態を仄聞すると、もう既に乾パンも存在していないと。ただ、11年ですから、たしか僕の記憶では五、六年で期限が切れるのだろーと思うのですが、その後当時女満別町長だった山下町長は判断としてその更新をしなかった理由は何なのか。今現在乾パンはなかったというふうに仄聞していますが、そんなことも含めて安全、安心対策の、起きてはならない災害であります、その際に必要なものが既になんていうことはちょっといかなものかなと。もし間違いであればそう言っていただきたいですし、現在台帳にも載っておらぬというような話も仄聞しております。そんなことで、そのことについてもお答えを願いたいと思います。

あといっぱいあるのですが、私あと評価するのは、これについても総合交通体系、地域交通のあり方、これは私も手を挙げて賛成したいです。合併時において新設道路ということはかなり強調されたのですが、私はどちらかというとコミュニティ交通、コミュニティバスの体系をつくった方が両地域の融合と調和のためには一番すばらしい道になるし、これが大空町の一つの目玉になるべきだというふうに以前主張させていただいた経緯もありますから、こういうことで反映しているのだなということも評価をさせていただきたいと思いますが、もう少しその点についてもお聞かせを願いたいと思っています。

それから、一気に申し上げます。あと、通信網の整備でいろいろ出ているのですが、6月14日の読売新聞と何日でしたか、伝書鳩にも出ておりましたが、大空町の予算案について記者会見をして両助役帯同のもいろいろな答えになったのだろーと思うのですが、そこで気になる一句があるので、このことについてお聞かせを願いたいのです。というのは、光ケーブルその他の整備にかかわることで、これは読み上げますと、本庁舎と東藻琴地域の総合支所を光ケーブルで結ぶ事業ということで、高速ネットワーク構築により町議会ネット中継などを今後検討すると、こう言っているのです。もちろんこれいいことですから、私たちもそういうふうにしたいのでありますけれども、議会に何の相談もなくなぜこういうふうに言及されたのか。できることなら自発的に、議会の方からも当然考えていないわけでないのですから、記者会見でいろいろ聞かれたので、恐らくうちの議会はそのぐらいのこと考えていますよというふうにお答えになったのかもしれませんが、推測でありますけれども。しかし、こういった種のことは、やっぱり我々も執行権の侵害には極めてきちんと配慮をしながら言いたいことは言わせていただくと、こういうことになっておりますから、議会の権能においてもやはりちょっと尊重していただかぬと困るなという苦言を呈させていただきたいのでありますけれども、この辺についてもお聞かせ願いたい。

それから、先ほどちょっと漏れたのですが、安全、安心にも関係することなのですが、昨日の同僚議員に対する答弁において町長が社会福祉法人の統合問題、これをかなり声高に強調して言われたと。私は、民間の社会福祉法人、この成り立ちについてはいろいろあります。これは、お互い言わずもがなです。社会福祉法人であっても、実際のドリーム苑、女満別福祉会もそうでありますけれども、これは道や国と協議の上、町立でやりたいのが社会福祉法人で認可するからそういうふうにしなさいという指導でつくりました。ある意味では、町と行政と非常に密着したつくり方になってい

ますから、だれが見てもあれは町がやっているのだという意識で見ます。あるいは、旧東藻琴村地域においてもある意味では同様なことが起きているのかもしれませんが。しかし、原則的にはこれは民間であります。民間の社会福祉法人は、それぞれ自立したマネジメントをもって成立していなければならない組織なのです。それを町長みずからが統合させるよというふうに強調するのは、私はいかがなものかと。これは、あくまでも両法人が協議をしてこういうふうに行った方がいいなというふうに考えて出てくるものについては、行政はしっかりと受けとめる必要があると思います。合併、合併で進むと何でもかんでも合併の話になります。私は、ちょっとユーモアを交えて言うのですが、合併症だと言っているのです。本来の病気にまた別なものがどんどんふえていくのです。何でもかんでもそうすればいいものではないと、私は考えています。このことについて、時間も余りございませんが、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

◇議 長 小島議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 00 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、一般質問を続けます。

小島議員に申し上げます。通告の範囲内で質問してください。

町長の答弁を求めます。

町長。

◇町 長 対話と協働のあり方についてご質問をいただきました。過去いろいろな協働という言葉が出てくる前には住民参加ですとか、さらには参画、そしてパートナーシップ、それは住民、議会、行政だけではなくて企業だとか産、学、官というようなパートナーシップだとか、いろいろな考え方があったかと思います。その集約されたものが私は協働という言葉にまとまってきたのかなというような思いもありますけれども、その解釈というものは非常に多種多様にあるというのも現実ではないかというふうに思います。確かに行政が先ほど私が言いましたような視線、目線に基づいて住民と、さらには議会と接していかなければならないということがあろうかと思えますし、住民の方々の意識も今までと違ったところに置いていただかなければならないというふうに考えます。そういった町のいろんな協働にかかわる立場というものを明確にしながら進めていくためにも、まちづくりの規範となるような基本条例というようなものが必要になってくるのではないかと、そんなふうに考えているところでございます。その基本条例の制定に当たっては協働の精神といいましょうか、考え方が十二分に各層に伝わるような、そういう成り立ちでなければいけないのではないかと、そんなふうにも考えているところでございます。そういった視点を持って協働の体制整備といいましょうか、具現化に向けて努力をしまいたいというふうに考えてござ

います。

移住対策でありますけれども、この移住対策もそういった観点からいいますと、行政だけが行うということでは片手落ち、十分な広がりがないのではないかと、そんなふうにご考えてございます。都会から、もしくは別な地域からこの大空町、さらにはこの地域に移住をしてこようかという考え方のある方々にこの地域のよさを知ってもらい、そして住んでもいいなというところから期間をだんだん延ばしていつて移住から定住に導いていくためには、いろいろな方々のかかわりが必要になってくるのではないかとこのふうにも思います。そういった方々の目的にもよりますけれども、例えば農業者の方々、さらには住宅を例えば直すための建築関係の方々、さらには食料、地域の医療にかかわるの方々、また不動産関係の方々、いろいろな技能といひましようか、技量といひましようか、そういうものを持ち得ている人たち、立場の人たちが集まって、そして都会から来るであろうそういう人たちの受け皿にならなければならない。いろんな当然不安事があるだろうと思いますので、そういったものを逐一解決に導いていけるような、そういうスタッフをもって構成できるような受け皿づくりを考えていきたいというふうに思います。そういった片や受け皿、人としてのメンテナンスもありますけれども、さらには土地だとか住宅というハードの部分のメンテナンスといひましようか、対応も考えていかなければならないと、そんなふうにも考えてございます。今ご指摘のありました旧高校用地についてもかなりの面積があつて基本的には宅地でございますので、そういう受け皿となり得る部分だと思いますし、ご指摘のあった職員住宅の用に供している用地、さらには昭和公住の用地、大分古くなってきている部分もございます。その将来のあり方については、十分検討を加えていかなければならないと思っております。旧女満別町の時代においては、今時点で使用していないような、そういう土地などの財産について将来どのような形で活用をし、その用途によっては処分をしていくか、またどのような活用の中で企業誘致の工場用地として考えていった方がいいのか、住宅供給用地として考えていったらいいのかということを検討する、これ庁舎内部の委員会でありますけれども、そういうものを設置していた経過がございます。そういったものをこの新しい大空町になった折にも活用といひましようか、考え方を踏襲しながら新しい大空町の地域の中でいろいろ持ち得ている町の財産をこういう移住や定住にどのように結びつけていくかということを考えていきたいというふうに思います。

また、水の供給でありますけれども、ここに書きました生活になくはならない水の供給。今現在女満別地域の高台地域では、簡易水道の整備が進められております。まだこの地域には簡易水道の未普及地域があるということで、大成地区に浄水場、さらには配水池を設置しながらその管路を延ばしている状況でございます。こういったものを迅速に対応しながら、早いうちにその未普及地域を解消するという中でそこにお住まいの方々の自家井戸の枯渇したときの不安というようなものを解消して、そして安心してお住まいいただけるような、そんな環境をつくってまいりたいという考え方での水の供給ということで書かせていただいたわけであります。

防災計画でありますけれども、これについてはさまざまな規定が書かれておりました。これは、旧女満別地域、東藻琴地域についても同じだろうというふうに思います

けれども、旧女満別町地域で定められておりました防災計画には食料等の確保の考え方というものがございました。その中では救急の飲料水や、さらには食料、そういうものの備蓄に努めなければならないという、そういう義務規定といえましょうか、努力義務の規定がありましたけれども、過去において食料を保管をすると、備蓄をするというようなことは過去にはございませんでした。そういう観点からいまして、この部分については十分行政として役割を果たしていなかったというようなことになろうかと思います。今後新しい防災計画を片方でつくっていくわけでありまして、その中にも当然こういった項目というものも必要になってくるであろうと思います。そういったものの整備の中であわせて十分検討しながら、今後住民の安全を培うための行政としての役割を担って実行してまいりたいというふうに思っております。

さらに、交通の総合体系ということで、両地域ができた、そういう方々の交流を進めるためにもその地域を結ぶ道路の整備ということの要望も大きなものがありますけれども、その交通手段としての両地域を結ぶということも必要ではないかというふうなことから、これを十分検討しなければならないというふうに思っております。さらには、その地域間だけではなくて、きのうの一般質問にもあったような地域内においても交通手段を持たない方々もふえる傾向にあると、そういう方々の利便性も考えながらどういうものがあるかと、交通手段を持たない方々においては道だけをよくしても結果的には移動ができないということになってしまいますので、両面から検討していかなければならない大きな課題だというふうに認識をしております。

さらには、通信網の関係でありますけれども、これは十分私どもが意図としたところをマスコミ各社に伝え切れなくて議会に対して申しわけないというふうに思っております。やりとりの中では、光ケーブルを布設をするという予算計上がなされておりますというような話をいたしました。それで議会の中継など是可以のかということでお尋ねがありましたので、きちっと私どもの方はそういうことについては議会としてのまず判断があって、そして決まっていくことでもあります、ただ技術的な面からいえばそういうことも可能でありますというふうなお答えを申し上げましたけれども、前段の部分がはしょられた中で議会中継ということで受け取られる方々には誤解を招くような、そんなことでとられたということで大変申しわけなく思っておりますけれども、経過としては決して私どもが一方的にそういうことでご提言を申し上げたわけではないと。また、昨日の議員の一般質問においても映像の配信は可能であるというようなお話をいたしましたけれども、具体的個々の分野についてはその後またいろいろな協議といえましょうか、お話し合いがあって、そして決まっていくものであるという考え方のもとにそういうお答えをした経過にありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、社会福祉法人の関係についてでありますけれども、きのうの答弁の中でも申し上げたとおり、もともとは民間でありますので、社会福祉法人の考え方によるところであります、まずそういうことを冒頭申し上げさせていただきました。さらに、その合併に向けて本来合併が必要であるという認識であるならば、ただ、今時点ですぐさま合併することはできないということであれば、目標年次を定めて、そしてそれに向かって計画的に進んでいくことが必要ではないかということをお願い

げた。さらには、そういう合併の障害となっている事業だとかそういうものがあるのであれば、受委託の関係の中で一方の当事者である町としてその障害を取り除くべき対応をしなければならないのではないかと、そういうふうなお答えをしたつもりでございますので、当然強制的に云々というようなことではなくて、両福祉会の協議が進められておりますので、その意向を十分踏まえながらそういった状況の環境整備を町としては整えていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 先ほど議長からも若干注意を受けたところですが、特に町長から今答弁をいただいた両福祉法人の統合問題についての言及が通告外に誤解を受けるような質問の内容であったという趣旨に受けとめております。私としては、対話と協働の中で本来聞くべきところを漏らしまして、つけ加えたということでございますので、私の技術的な未熟さと同時にまた一問一答にまだなれていないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

そんなことで、今町長から答弁もるいただきました。非常に前向きな答弁が多いでございます。一番最後の社会福祉法人の方から逆に戻ってきたいと思っております。統合問題については、原則的に民間の問題であるから、当然意思を尊重すると、こういう答弁でございました。それが一番いいと思います。ただ、私がなぜ統合問題についてこだわって申し上げるかという、明らかに同じものであるかもしれませんが、市場原理でいってしまえば、サービスの質を競争するということは同一地域の中にあってかえっていいことなのです。お互いに励み合うといいますか、競合し合うことによって質を高め合うと。ある意味では、それぞれ独立した経営法人ですから、一応事業遂行に当たってはそれぞれ理念をお持ちなのです。その理念を持つ法人をそれぞれ町民が選択することができる、選択の自由があるわけです。そういう観点からいうと、行政側の観点に立っていろいろ受委託の関係もあるから統合を急げという言い方は、行政コストの削減とかその他いろんな考え方が出てくるというふうに私は推測するわけですが、そういう利点もあるかもしれませんが、逆な問題も起きるということをやっと念頭に置いて、ひとつそのことについてはやっぱり、今のお答えのとおりでよろしいのですが、慎重に進めていただきたい。二つあるということは、むしろいいことにつながるということの観点もちゃんと確保していただきたいということをひとつ申し上げておきたいと思っております。

先ほどの安全、安心に関する、次にいきますが、通信網のことについては誤解があったようでありますが、報道されるということは、これはいつにかかって総務課で所管を移って住民広報ばかりでなくてマスコミ対策をやるわけですが、その際に事前に記事の点検チェックをせいとか、規制をせいとか、誤解をされては困りますが、そういう趣旨ではありませんが、誤解のないようにやっぱりやっていただきたい。その辺誘導がいろいろあると思いますが、私個人的意見としては議会の生中継大賛成なのです。これは、議会の内部できっちり議論しないと、これが先行的に出ると何だか後づ

けで、議会がせっかく思い切って決断をして仮にやったとした場合を想定したときに、あれは町長が誘導したからなったのだわと、つまらない言い方かもしれませんが、議会が本当に自分の判断でやったことが町長のお手柄になるというようなことになりかねない、手柄になってもいいのですが、そんなことで慎重に対応していただきたいと思います。

それから、地域間交通のあり方については基本的に同じ考え方のようにございますので、粛々とお進めいただきたいと思います。

防災計画のことではありますが、乾パンは別にそんな象徴的な出来事として、このことについて担当部署も含めてきちっとふだんから管理監督をするというか、点検チェックを怠らないというか、そういう基本姿勢が必要なのではないかと。あえて言えば、山下町政になって旧女満別町地域において3年間そのことについての目が届かなかったと、結論を言うと、そういうことになりかねないので、新しく防災計画を策定する際には、先ほどもご答弁ありましたけれども、留意をしていただきたいと、このように思う次第であります。

次のことは、水の供給のことですが、このことにつきましては大成地域を中心とした未給水区域の解消問題というようなことでありますので、そういう意味で言及されたのだなということがわかりました。私もうちちょっとあとのことをよく読めばそれはわかるのですが、先ほど冒頭に申し上げたように、水の問題は私どもにとって非常にアキレス腱でありまして、決定的な何か打開策が見つかったのかなと、こう思ったものですから、余りはっきり言って言えないこともあったりする問題もありますので、そのことについて大胆に町長が提起する気になったのかなというつもりでお聞かせを願ったという次第でありますので、趣旨はわかりました。このとおりでよろしかろうと思います。

最初の対話と協働についてのお考えです。結論を言うと、そのようにお進めをいただきたいと、こういうふうに考えてございますし、一番最初に社会福祉法人の統合問題も申し上げましたが、本来ここで私が先ほどの観点から申し上げたかったことでございますので、もう一度、時間もちょうど私の持ち時間6分少々になりました、お答えをいただいて了としたいと、こういうふうに考えてございます。よろしく願います。

◇議 長 町長。

◇町 長 ちょっと順番が後先になるかもしれませんが、まず報道の関係でお答えを先にちょっと申し上げたいと思います。この報道関係に対する相対し方ということについては、私も旧女満別町の町長時代にも例えば合併問題とかいうようなところで非常にそのあり方という難しさというものを痛感をいたしてきただけでもあります。今回のことについても、向こうの記者からそういうこともできるのですかということで、かなり念を押してこれはあくまでも議会がまず考えることなのですよというように、ただ技術的にはというような話をしたのですけれども、なかなか十分その意図がというか、私の思いのところの部分で酌んでくれなかったということで、さ

らにこういう点については十分注意をしてまいりたいというふうに思います。

地域間交通については、いろんな手段含めて多様な対応が考えられますので、対処していきたいと思います。

防災計画でありますけれども、私が担当しておりました3年間、女満別町時代においても大雪というのもありましたし、さらには雨による水害というようなものもありました。風台風というのもあったり、土砂崩れもありました。いろんな災害がやってまいりました。その時々最善の努力を傾注してきたわけではありますけれども、そういうときに思いますのはふだんの例えば訓練であったり、ふだんからの対応というのが、そういうものがこういうときに生きてくるのだろうなというふうな実感を持ったところでもあります。努めるという、今までの計画でいうと、そういうような努力義務の部分になっている部分かもしれませんが、その重さというものを考えながら計画の実行に向けて今後対処してまいりたいというふうに思います。

水の問題については、私も実感しておりますのは、東藻琴地域は潤沢な水資源があるということでありまして、やはり下流域になっている女満別地域は過去まちづくりの中で水の問題というのが随所に課題として大きくクローズアップされてきたわけでありまして。そういった意味で何とか豊富な資源というものを考えるわけでありまして、まずは先ほど言いました未普及地域、それをしっかりと解消していくということが今の最大の課題ではないかと、そんなふうに思っておりますので、簡易水道事業会計の事業になりますけれども、着実に進めてまいりたいというふうに思います。

また、対話と協働ということでもあります。民間の方々の組織ということでもあります。そういった方々の意見を十分にお聞きをしながら、そしてまちづくりの中で社会福祉法人が果たす役割、行政が果たす役割、それを住民の方々がどのように選択をしていくのか、またどういう形が効率がいいのかというようなところを十分意見をお聞きしながらまとめ上げていきたいというふうに考えます。協働の考え方については、先ほどいろいろ申し上げましたが、やはりスタートはいろんな意見があるということをもまず踏まえて、そのことを聞く機会を持って、そして共通の認識に立ちながら物事を進めていく、その姿勢がなければならないのではないかと、そんなふうに改めて感じるわけでありまして。この私に対話と協働というような言葉をいろんなところで使わせていただきますけれども、使うときにまたその意味合いを十分かみしめながら対応してまいりたいというふうに思いますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いをいたします。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 もうあとわずかでございます。大変前向きな答弁もいただきました。いろいろ政策提言もさせていただきましたので、大変意見の一致を見ることがあったことは感謝を申し上げたいと思います。辛口で申し上げることも今後も多いかと思いますが、大空町の発展のためでありますし、若い町長を育てるという観点で全力を挙げて私も議員活動を努めたいと、このように考えてございますので、以上で終わりたいと思い

ます。ありがとうございます。

◇議 長 町長。

◇町 長 最後にまとめをしていただきましたので、私といたしましてもこの議会という場、私どももこうやって参加をさせていただいておりますけれども、これは議員の方々のご意見をもとに、また私どもの考え方をもとに議論を展開をしてまちづくりの一端を担っていくためのものであろうというふうに思います。余り辛口にならない程度にご指導いただければ大変ありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第7号

◇議 長 日程第3、議案第7号 大空町名誉町民条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡辺総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第4 議案第8号

◇議 長 日程第4、議案第8号 大空町表彰条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡辺総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第５ 議案第９号

◇議 長 日程第５、議案第９号 政治倫理の確立のための大空町長の資産等の公開に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第６ 議案第１０号

◇議 長 日程第６、議案第１０号 大空町国民保護協議会条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第７ 議案第１１号

◇議 長 日程第７、議案第１１号 大空町総合計画策定審議会条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

濱名助役。

◇濱名助役 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。
ここで20分間休憩いたします。

休憩 午後 1時48分
再開 午後 2時06分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第12号

◇議 長 日程第8、議案第12号 大空町行政改革推進委員会条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
濱名助役。

◇濱名助役 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第9 議案第13号

◇議 長 日程第9、議案第13号 大空町企業誘致委員会条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
濱名助役。

◇濱名助役 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第10 議案第14号

◇議 長 日程第10、議案第14号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第 1 1 議案第 1 5 号

◇議 長 日程第 1 1、議案第 1 5 号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第 1 2 議案第 1 6 号

◇議 長 日程第 1 2、議案第 1 6 号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第 1 3 議案第 1 7 号ないし日程第 2 1 議案第 2 5 号

◇議 長 日程第 1 3、議案第 1 7 号 平成 1 8 年度大空町一般会計予算から日程第 2

1、議案第25号 平成18年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで9件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く17人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議長 異議なしと認めます。

したがって、本案については議長を除く17人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時32分

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に議員控室において、予算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせいたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 3時48分

◇議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。先ほど予算審査特別委員会に付託しました議案第17号から議案第25号まで9件については、会議規則第46条第1項の規定によって、6月27日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありま

せんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第25号まで9件については、6月27日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで諸般の報告をいたします。

休憩中に先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので、報告します。委員長に厚海六郎議員、副委員長に森進議員が互選された旨の報告がありました。

◎休会の議決

◇議 長 お諮りします。議事の都合によって、6月23日から6月27日までの5日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、6月23日から6月27日までの5日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 1 8 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 4〕

- ・ 招 集 平成18年 6 月20日
- ・ 開 会 平成18年 6 月20日
- ・ 閉 会 平成18年 6 月28日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		女満別地区農業委員会会長
		東藻琴地区農業委員会会長
助	役	福 祉 課 長
助	役	農 政 課 長
総 務 課 長		商 工 観 光 課 長
出 納 課 長		建 設 課 長
財 政 課 長		東藻琴国民健康保険診療所 事 務 長
住 民 課 長		総 務 係 長
教 育 長		生 涯 学 習 課 長
女満別地区農業委員会 事務局 局長		東藻琴地区農業委員会 事務局 局長
監 査 委 員 事 務 局 長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午後 1 時 0 0 分

◎開議の宣告

- ◇議 長 ただいまから平成 1 8 年第 1 回大空町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定によって、議長において、1 1 番、勝田鉄城議員及び 1 2 番、小島一弘議員を指名します。

諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告をさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 8 人全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。

以上でございます。

◎日程第 2 議案第 7 号

- ◇議 長 日程第 2、議案第 7 号 大空町名誉町民条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 7 号 大空町名誉町民条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 7 号 大空町名誉町民条例制定については、原案のとおり

可決されました。

◎日程第3 議案第8号

- ◇議 長 日程第3、議案第8号 大空町表彰条例制定についてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第8号 大空町表彰条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号 大空町表彰条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第9号

- ◇議 長 日程第4、議案第9号 政治倫理の確立のための大空町長の資産等の公開に関する条例制定についてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第9号 政治倫理の確立のための大空町長の資産等の公開に関する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号 政治倫理の確立のための大空町長の資産等の公開に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第10号

- ◇議 長 日程第5、議案第10号 大空町国民保護協議会条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 大空町国民保護協議会条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 大空町国民保護協議会条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第11号

- ◇議 長 日程第6、議案第11号 大空町総合計画策定審議会条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 大空町総合計画策定審議会条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 大空町総合計画策定審議会条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第12号

◇議 長 日程第 7、議案第 1 2 号 大空町行政改革推進委員会条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 1 2 号 大空町行政改革推進委員会条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 2 号 大空町行政改革推進委員会条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 1 3 号

◇議 長 日程第 8、議案第 1 3 号 大空町企業誘致委員会条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 1 3 号 大空町企業誘致委員会条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 3 号 大空町企業誘致委員会条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 1 4 号

◇議 長 日程第 9、議案第 1 4 号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例

の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第15号

◇議 長 日程第10、議案第15号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第16号

◇議 長 日程第11、議案第16号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間

その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第17号ないし日程第20号 議案第25号

◇議 長 日程第12、議案第17号 平成18年度大空町一般会計予算から日程第20、議案第25号 平成18年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで9件を一括議題とします。

本案について予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、厚海六郎議員。

◇予算審査特別委員長 委員長の報告を申し上げます。

予算審査特別委員会に付託された平成18年度大空町一般会計ほか8会計本予算は、2分科会を設け2日間にわたり課長、課長補佐、係長等から直接説明を聞き、第3日目は本会議方式により総括質疑を行い、効率的な審査の結果、全会一致で次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案第17号 平成18年度大空町一般会計予算、原案可決。

議案第18号 平成18年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計予算、原案可決。

議案第19号 平成18年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算、原案可決。

議案第20号 平成18年度大空町老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第21号 平成18年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算、原案可決。

議案第22号 平成18年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算、原案可決。

議案第 23 号 平成 18 年度大空町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。
議案第 24 号 平成 18 年度大空町下水道事業特別会計予算、原案可決。
議案第 25 号 平成 18 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算、原案可決。
以上で報告を終わります。

◇議 長 別に発言もないようですので、これより採択します。

お諮りします。議案第 17 号 平成 18 年度大空町一般会計予算から議案第 25 号 平成 18 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで 9 件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これから、議案第 17 号 平成 18 年度大空町一般会計予算から議案第 25 号 平成 18 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで 9 件を一括して採決します。

議案第 17 号から議案第 25 号までの 9 件に対する特別委員会の審査報告は、いずれも原案のとおり可決です。

議案第 17 号 平成 18 年度大空町一般会計予算から議案第 25 号 平成 18 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで 9 件は、特別委員会審査報告のとおり原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号 平成 18 年度大空町一般会計予算から議案第 25 号 平成 18 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで 9 件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 発議第 11 号

◇議 長 日程第 21、発議第 11 号 地方交付税制度の財源保障機能の堅持と充実を求める要望意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

坂本一光議員。

◇坂本議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより発議第 11 号 地方交付税制度の財源保障機能の堅持と充実を求める要望意見書を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 発議第１２号

◇議 長 日程第２２、発議第１２号 道路整備に関する要望意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより発議第１２号 道路整備に関する要望意見書を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 発議第１３号

◇議 長 日程第２３、発議第１３号 品目横断的経営安定対策に関わる要望意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより発議第１３号 品目横断的経営安定対策に関わる要望意見書を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 発議第１４号

◇議 長 日程第２４、発議第１４号 畑作の経営安定政策等の確立に関する要望意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより発議第１４号 畑作の経営安定政策等の確立に関する要望意見書を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 １時４２分

再開 午後 １時４３分

◇議 長 ここで２０分間休憩します。

休憩 午後 １時４３分

再開 午後 １時５３分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉会の議決

◇議 長 お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の会議を閉じます。
町長から発言があれば許します。
町長。

◇町 長 第1回大空町議会定例会の閉会にあたりまして一言お礼を申し上げたいと思います。

本年3月31日大空町が誕生いたしました。私事ではありますけれども、私においては4月23日に就任をさせていただいたということでございます。しかし、実際には町の予算というものが確定しなければ、もろもろのまちづくりの執行というものが現実的にはできないわけであります。この議会、6月の20日に開会をいたしまして本日まで9日間、この中で多くの議員の方々からいろいろな観点からご質問なり、またご質疑を、まちづくりに対するご意見をいただいていたわけであります。その中で多くの課題が浮き彫りになってきたと、そのように自覚をしております。今回予算もお認めをいただきました。その課題も明らかになったということで、その解決に向け職員ともども迅速な対応をしまいたいと、改めてこの場所でお誓いを申し上げたいと思います。私にとって議会という場はいつも初心に立ち返らせていただく、そういう場であると、そのようにいつも感じております。今回いただきました多くのご意見をもとにいつも初心を忘れることなく町政の執行にあたってまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻をいただきますよう重ねてお願いを申し上げまして、お礼にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

◇議 長 これにて、平成18年第1回大空町議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

閉会 午後 1時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員